

士幌町障がい者計画
第6期障がい福祉計画
第2期障がい児福祉計画
(令和3年度～令和5年度)



令和3年3月
士幌町

目 次

第1章 計画策定の基本事項	・・・・・・・・1
1. 計画策定の背景と趣旨	
2. 計画の位置づけ	
3. 計画の期間	
4. 計画の性格	
5. 計画策定体制及び策定後の進行管理	
6. 計画の基本理念	
第2章 障がいのある人を取り巻く現状	・・・・・・・・9
1. 人口等の状況	
2. 障がいのある人の状況	
3. 障がい者関連団体等の状況	
4. 障がい福祉サービス提供の状況	
第3章 施策の基本的方向と取組みの推進	・・・・・・・・23
1. 広報・啓発活動	
2. 保健・医療・福祉	
3. 共に育ち合う保育・教育	
4. 雇用・就労の促進	
5. 生活環境等の整備	
第4章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の基本的な考え方	・・・・・・・・39
1. 計画の基本理念と基本的な視点	
2. サービス体系の概要	
第5章 障がい福祉サービス・地域生活支援事業等の整備・充実	・・・・・・・・43
1. 令和5年度までに達成をめざす数値目標	
2. 障がい福祉サービスの見込量と確保のための方策	
3. 地域生活支援事業の見込量と確保のための方策	
4. 町単独その他事業	
第6章 計画の推進体制と進行管理	・・・・・・・・63
1. 計画の周知・啓発	
2. 関係機関等の連携	
3. 計画の進行管理	
資料編	・・・・・・・・67
1. 用語解説	
2. 計画策定に伴うアンケートの集計結果	
3. パブリックコメントの実施・結果	
4. 計画の諮問・答申	
5. 計画策定経過	
6. 土幌町保健医療福祉総合推進協議会条例	
7. 土幌町保健医療福祉総合推進協議会委員名簿	
8. 土幌町自立支援協議会名簿	

※ この計画では、諸々の混乱を避けるため、「障がい」の表記は、法律の名称や団体名称などの固有名に関わらず、すべて「障がい」と修正して表記しています。

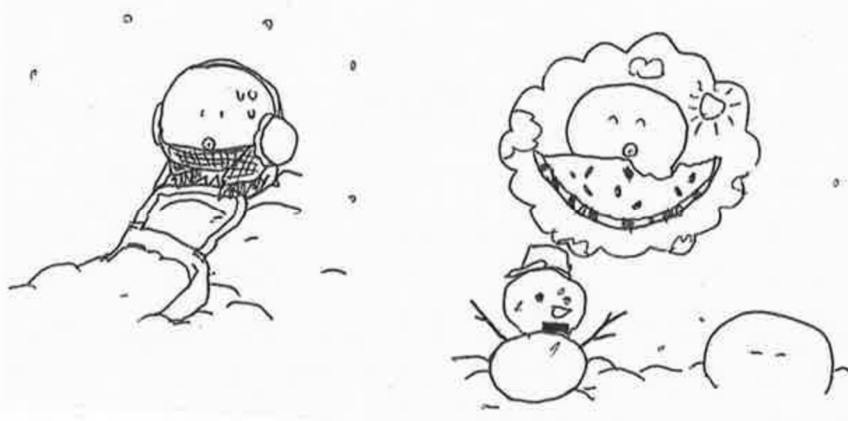
第1章 計画策定の基本事項

1 計画策定の背景と趣旨

近年、障がいのある方の高齢化と障がいの重度化が進む中で、障がい福祉のニーズはますます複雑多様化しており、すべての障がいのある方が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。また、障がい者基本法の理念にのっとり、障がいの有無によって分け隔てられることなく、障がいのある方もない方も相互に人格と個性を尊重し合い、ともに支えあいながら暮らすことができる地域共生社会の実現が求められています。

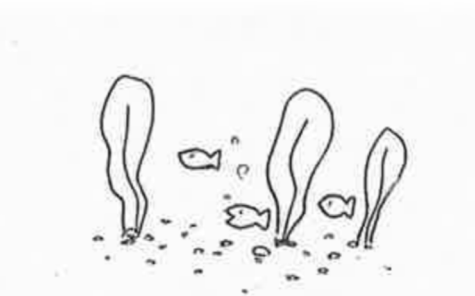
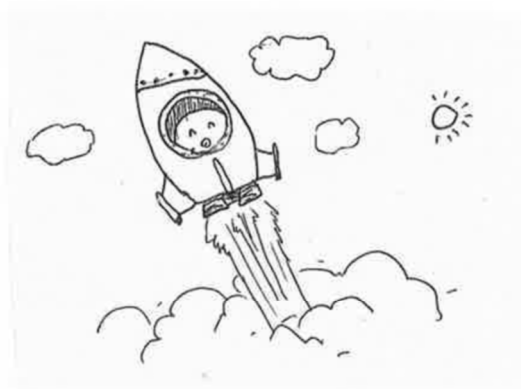
国は、障がい者権利条約批准後初めての基本計画となる「第4次障がい者基本計画」を平成30年3月に策定し、共生社会の実現に向け、福祉・保健・医療・教育・労働・交通・情報等の各分野における諸施策の方向性を明示しました。障がい者の法定雇用率の引き上げ、「障がい者による文化芸術活動の推進に関する法律」の成立、「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の改正等が進み、障がい者の社会参加の機運が高まる一方、障がい者に対する差別や偏見は根強く存在し、日常生活上の不便さ・困難さを招く障壁となっています。障がいの有無にかかわらず、すべての人がお互いの人格と個性を尊重し多様性を認め合う社会を目指し、継続的な取り組みにより共生意識の定着を図ることが求められています。また、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大は、様々な面で障がい者の生活に大きな影響を与え、各種障がい福祉サービスの必要性・重要性が改めて認識されました。

町では、国の障がい基本計画に基づいて「土幌町障がい者計画」を策定するとともに、障がい者総合支援法に基づく「土幌町障がい福祉計画」を策定し、障がい福祉サービスや地域生活支援事業等が適切に提供されるよう、計画的に推進してきました。そして、「第5期土幌町障がい福祉計画」の計画期間が令和2年度をもって終了することから、今後の障がい福祉サービス等の提供体制及び障がい児通所支援等を確保するため、新たに「第6期土幌町障がい福祉計画・第2期土幌町障がい児福祉計画」を策定します。



■ 国の動向(平成30年以降)

年	主な動き
平成30年	3月 「障がい者基本計画(第4次)」 策定 4月 改正「障がい者総合支援法」「児童福祉法」 施行 ・障がい者の望む地域生活の支援や障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応 ・サービスの質の確保・向上に向けた環境整備 6月 「障がい者による文化芸術活動の推進に関する法律」 施行 ・障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進 ・計画策定が努力義務化(地方公共団体)
平成31年	3月 「障がい者文化芸術推進計画」 策定 ・障がい者による文化芸術活動の幅広い促進 ・障がい者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援の強化 ・地域における障がい者の作品等の発表や交流の促進による住みよい地域社会の実現
令和元年	6月 改正「障がい者雇用促進法」 施行 ・障がい者活躍推進計画策定の義務化(地方公共団体) ・特定短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金の支給 「視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する法律」 施行 ・視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進を目的とする
令和2年	6月 改正「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」 施行 ・公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化 ・国民に向けた広報啓発の取組推進 ・バリアフリー基準適合義務の対象拡大



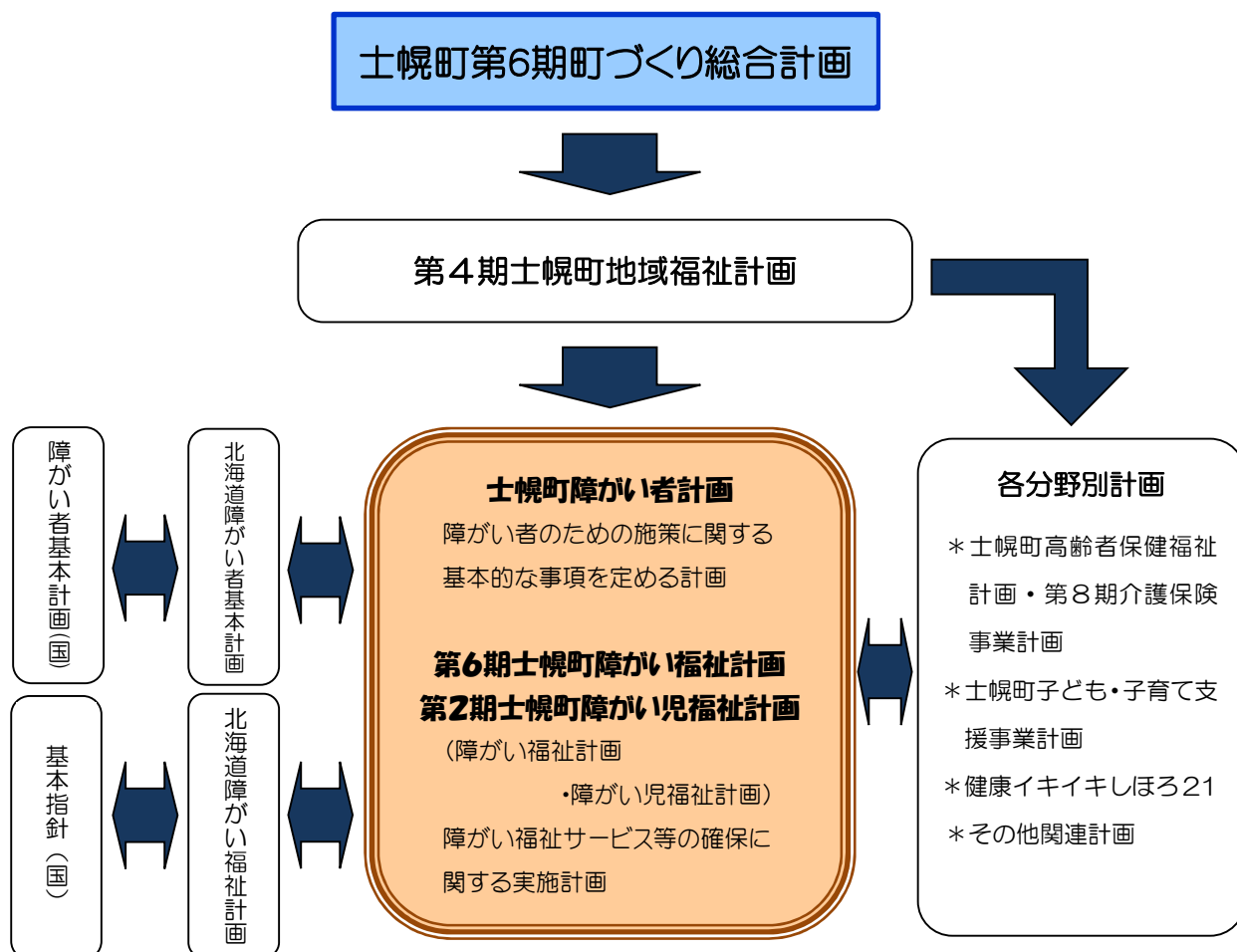
2 計画の位置づけ

「士幌町障がい者計画」は障がい者基本法第11条第3項に基づく計画で、障がいのある人もない人も住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる社会を実現するための計画であり、「第6期士幌町障がい福祉計画」「第2期士幌町障がい児福祉計画」は障がい者総合支援法第88条・児童福祉法第33条の20に基づく計画で障がい福祉サービスの提供に関する具体的な方策などを示す実施計画となります。

本計画は、まちづくりの指針である「士幌町第6期町づくり総合計画」の施策を基本とし、地域福祉の指針である「第4期士幌町地域福祉計画」をはじめ関係計画と整合性が保たれた内容とします。

また、策定にあたって国の障がい者基本計画や基本指針、北海道の「第6期北海道障がい福祉計画」とも整合性を図りながら、士幌町の障がい者福祉を計画的に推進していくものとします。

【主な関連計画との位置づけ】



3 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間としています。

なお、国の動向や制度改正の状況等を考慮し、見直しの必要性が生じた場合には、柔軟に見直しを図っていくものとします。

H27	H28	H29	H30	R 元	R2	R3	R4	R5
士幌町障がい者福祉計画 第4期障がい福祉計画			士幌町障がい者福祉計画 第5期障がい福祉計画 第1期障がい児福祉計画			士幌町障がい者福祉計画 第6期障がい福祉計画 第2期障がい児福祉計画		

4 計画の性格

【障がい者福祉計画】

全ての障がいのある人に対する障がい福祉事業の全般にわたる計画として、障がいのある人が自立して暮らせるまちづくり、地域に住む人が障がいの有無、老若男女を問わず、お互いに支えあうまちづくりを目指した計画として策定するものです。

【障がい福祉計画】

国の定める基本指針に即して、年次ごとに障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業のサービスを提供するための基本的な考え方、地域生活や一般就労への移行、数値目標及び確保すべきサービス量・確保のための方策を定める計画です。

【障がい児福祉計画】

平成28年6月の障がい者総合支援法及び児童福祉法の一部改正により策定が義務付けられたもので、国の基本指針に即して、障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項や、年次ごとの必要な見込量を定める計画です。

【障がい者福祉計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の一体的策定】

3つの計画は、障がいのある人が自立して生活できるよう地域全体が支えるまちづくりを理念としており、また、連携して事業を行っていく必要があることなどから、整合性を図りつつ調和が保たれたものとして一体的に策定するものです。

5 計画策定体制及び策定後の進行管理

この計画は、地域の実情を十分に反映させるため、障がい者関係団体の代表や各種関係団体の代表、学識経験者、公募の町民をもって構成する「士幌町保健医療福祉総合推進協議会」から答申を受け、策定したものです。

この計画の策定にあたって、障がいのある人の生活実態や障がいに対する地域の理解度や将来の希望を把握し、今後の障がい福祉施策に反映することを目的に、障がいのある人や支援を必要としている人（65歳未満の身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳、自立支援医療（精神通院）受給者証所持者、障がい福祉サービス・障がい児通所支援を利用している人）を対象にアンケートを行いました。

また、町民が日常、どのように障がいのある方と関わりを持ち、町として取り組むべき課題をどのように考えているのかを把握するために、18歳以上の町民から200人を無作為抽出したアンケートも行いました。

さらに、庁内の関係課、町内事業所等で構成する「士幌町自立支援協議会」における関係部局等との協議やパブリックコメント（意見公募）を活用し、その意見を踏まえております。

なお、この計画を効率的・計画的に推進していくために、国の基本指針に基づき、PDCAサイクル（「計画 Plan」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Act）」）を取り入れ、「士幌町保健医療福祉総合推進協議会」でこの計画の進捗状況等を定期的に把握し、分析・評価の上、課題がある場合、計画の変更などの対応を講じるとともに、次期計画策定に向けた検討を行います。



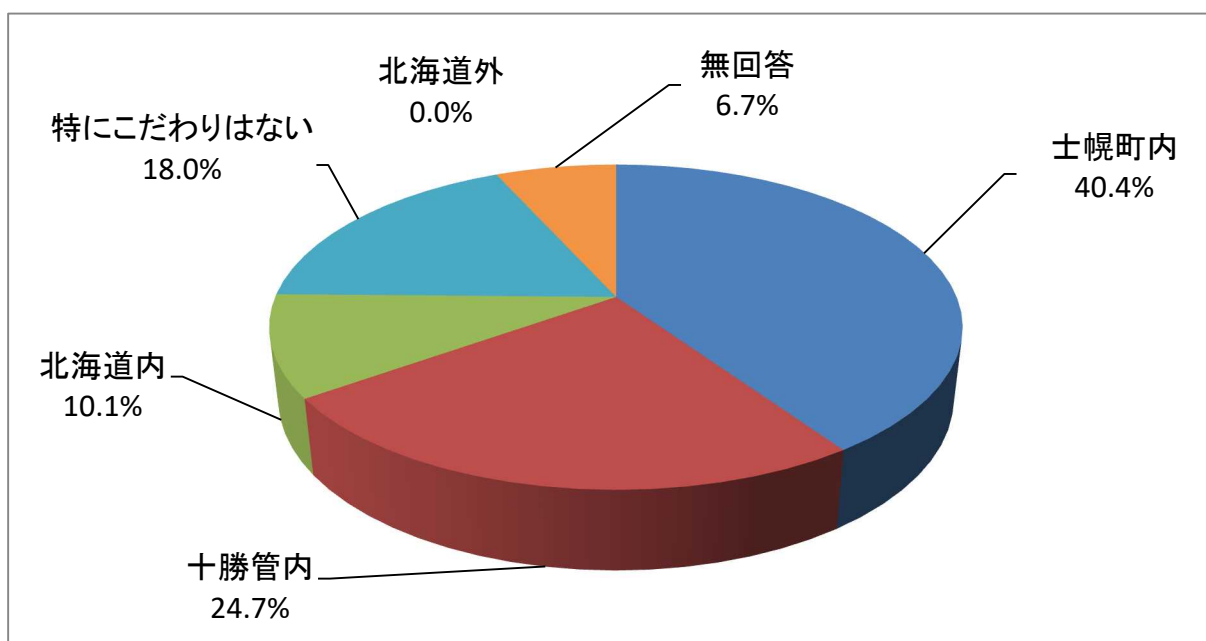
作品：しほろほのぼのホーム

6 計画の基本理念

『完全参加と平等』 だれもが安心して暮らせる町しほろ

障がい者基本法で規定する基本的理念にあるとおり、障がいのある人がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、必要な支援を行うとともに、障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を認め合い尊重し、それぞれの役割と責任を持って共に暮らすことのできる地域社会を実現に向けて施策の推進を図っていきます。

■ 18歳以上在宅障がい者の居住地の希望 【アンケート送付188人中、89人回答】



これからも土幌町内で生活していきたいと回答した方が 40.4%、「十勝管内」が 24.7%と半数以上を占めています。

基本理念

『完全参加と平等』

だれもが安心して暮らせる町しほろ

施策分野

施策の方向

1. 広報・啓発活動

- (1) 広報・啓発活動の推進
- (2) 交流の促進

2. 保健・医療・福祉

- (1) 障がいの原因となる傷病の予防
- (2) 障がいの早期発見・早期療育体制の充実
- (3) 相談支援の充実
- (4) 医療等の充実
- (5) 保健・医療・福祉の連携
- (6) 障がい福祉サービス等の提供と利用者負担の軽減

3. 共に育ち合う保育・教育

- (1) 早期教育の充実
- (2) 障がい児保育と特別支援教育の充実
- (3) 福祉教育の推進
- (4) 生涯学習の推進

4. 雇用・就労の促進

- (1) 雇用の促進と安定
- (2) 福祉的就労の場と一般就労への移行促進

5. 生活環境等の整備

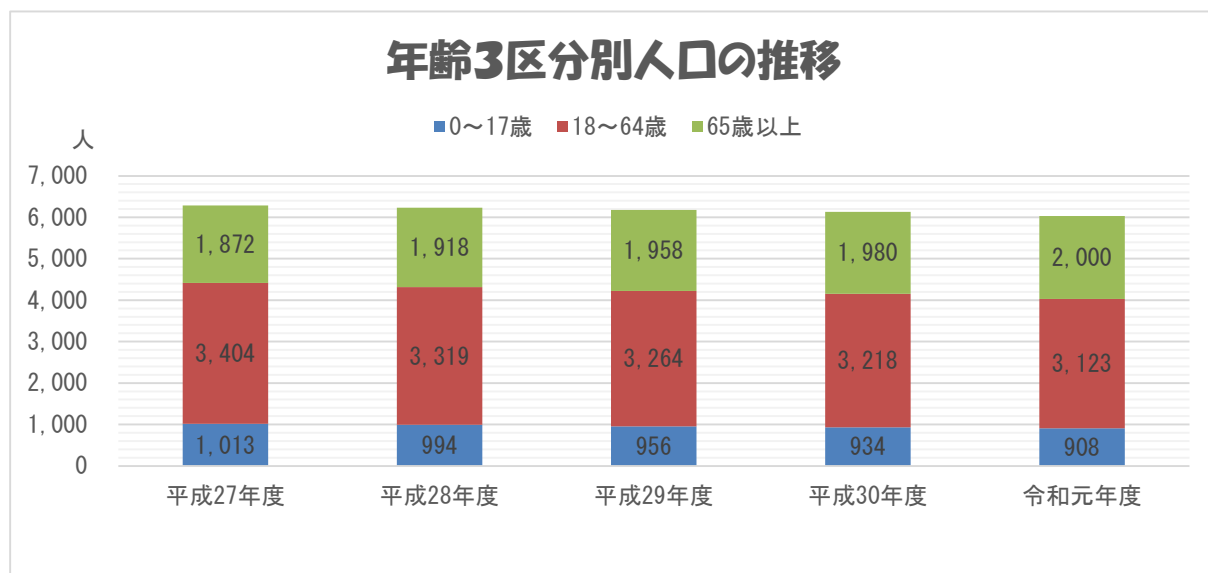
- (1) やさしいまちづくりと住宅・生活環境の整備促進
- (2) 災害時等の支援に向けた地域づくりの推進
- (3) 感染症に対する備え

第2章 障がいのある人を 取り巻く現状

1 人口等の状況

(1) 人口の推移

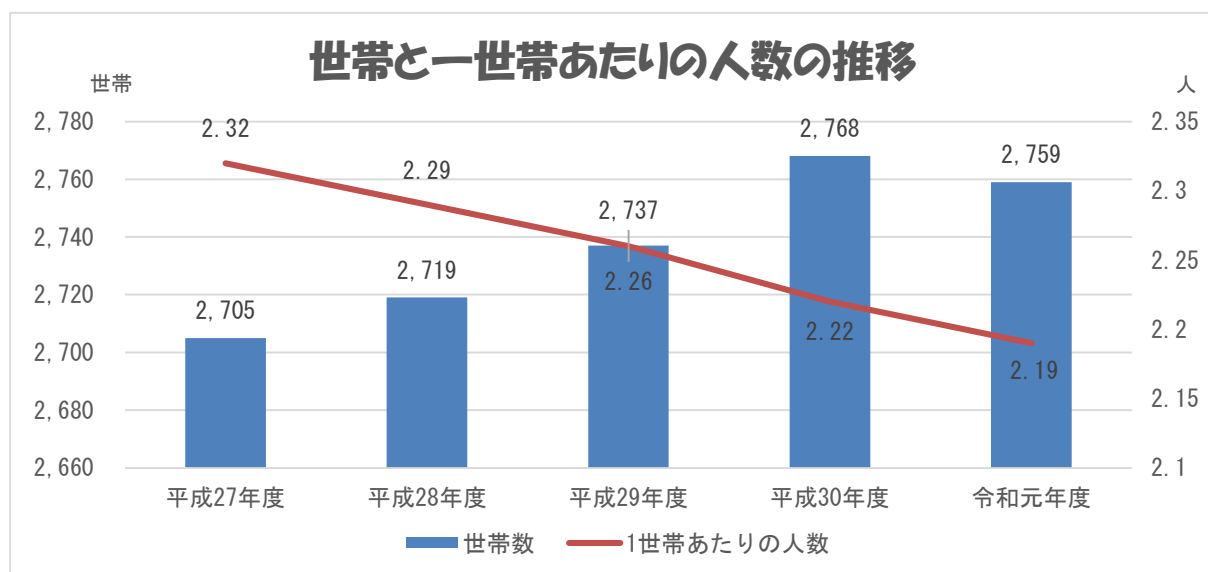
令和2年3月31日現在の総人口は6,031人であり、近年の人口推移はやや減少傾向にあります。年齢階層別の状況では、65歳以上の人口が増加している一方、0～17歳、18～64歳の人口がともに減少しています。



各資料：各年3月31日現在の住民基本台帳

(2) 世帯の推移

世帯数は年々増加傾向となっており、一世帯あたりの人員数は減少が続いており、単身世帯の増加や核家族化が進んでいることがうかがえます。



各資料：各年3月31日現在の住民基本台帳

2 障がいのある人の状況

(1) 障がい者手帳所持者数の状況

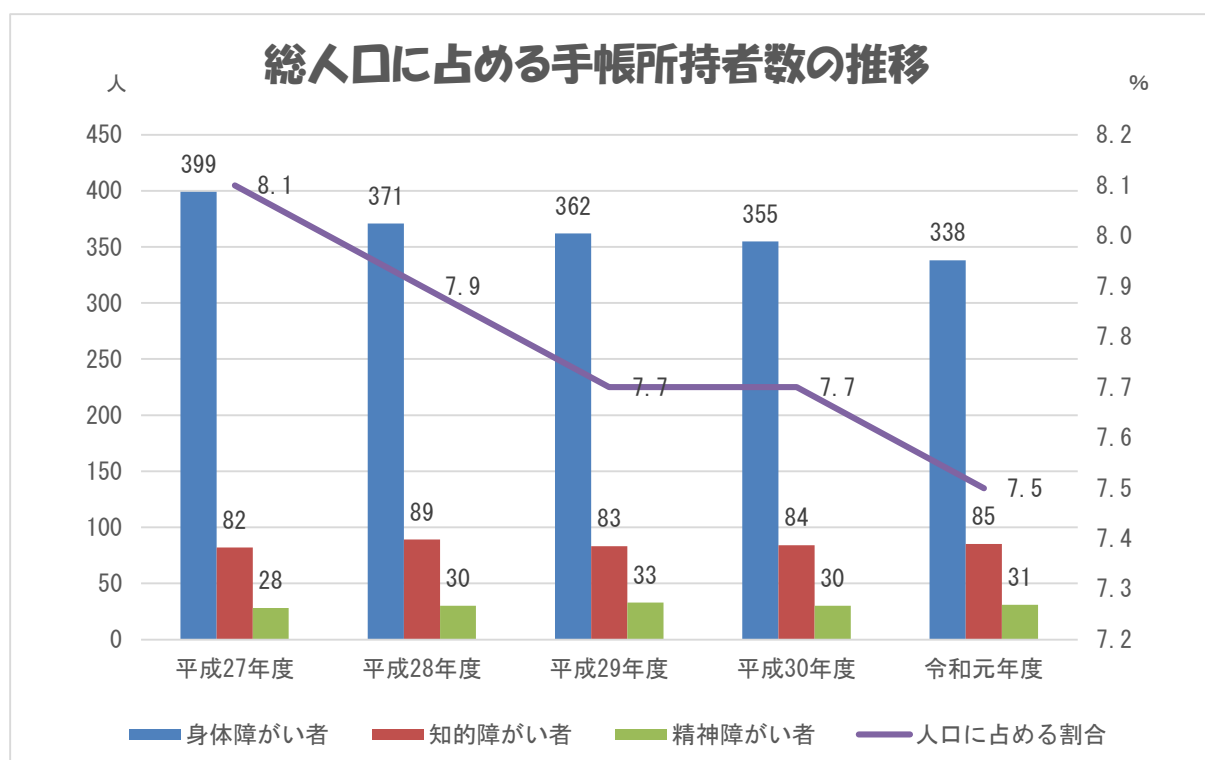
手帳所持者の推移をみると、平成 27 年度から令和元年度にかけて、減少傾向となっており、総人口に占める割合は、平成 27 年度と比較して令和元年度は 0.6 ポイント低い 7.5%となっています。

また、手帳所持者総数に対する割合では、身体障がい者手帳所持者が 7 割以上を占めています。

■総人口に占める手帳所持者数の推移

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
総人口	6,289 人	6,231 人	6,178 人	6,132 人	6,031 人
手帳所持者総数	509 人	490 人	478 人	469 人	454 人
身体障がい	399 人	371 人	362 人	355 人	338 人
知的障がい	82 人	89 人	83 人	84 人	85 人
精神障がい	28 人	30 人	33 人	30 人	31 人
人口に占める割合	8.1%	7.9%	7.7%	7.7%	7.5%

資料：住民基本台帳・障がい者手帳台帳(各年 3 月 31 日現在)



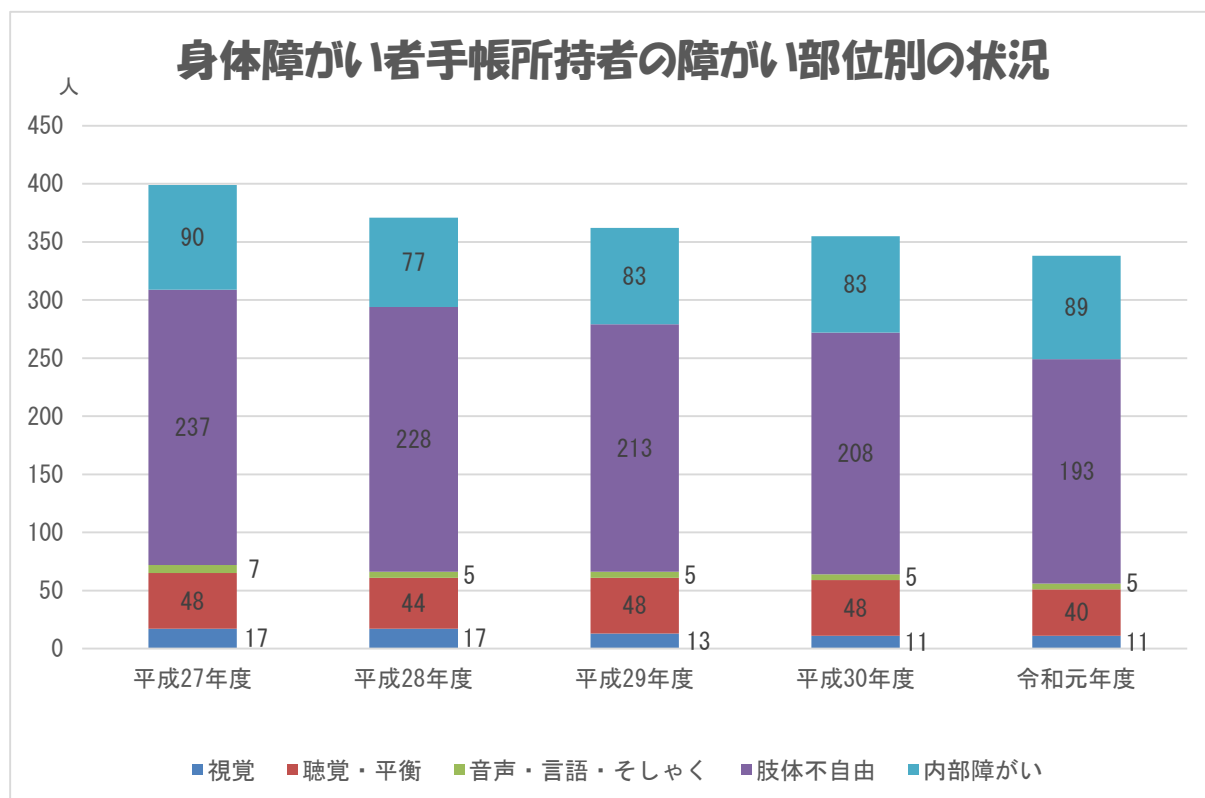
（２）身体障がい者の状況

障がい部位別の手帳所持状況をみると、各年とも肢体不自由が最も多くなっています。令和２年３月３１日現在では、肢体不自由が１９３人と全体の５７．１％となっています。次に内部障がい者が８９人で２６．３％、聴覚・平衡機能障がい者が４０人で１１．８％の順となっています。

■身体障がい者手帳所持者の障がい部位別の状況

区 分	視 覚	聴覚・平衡	音声・言語 そしゃく	肢 体 不自由	内部障がい	合 計
平成２７年度	１７人	４８人	７人	２３７人	９０人	３９９人
平成２８年度	１７人	４４人	５人	２２８人	７７人	３７１人
平成２９年度	１３人	４８人	５人	２１３人	８３人	３６２人
平成３０年度	１１人	４８人	５人	２０８人	８３人	３５５人
令和元年度	１１人	４０人	５人	１９３人	８９人	３３８人

資料：身体障がい者手帳台帳（各年３月３１日現在）



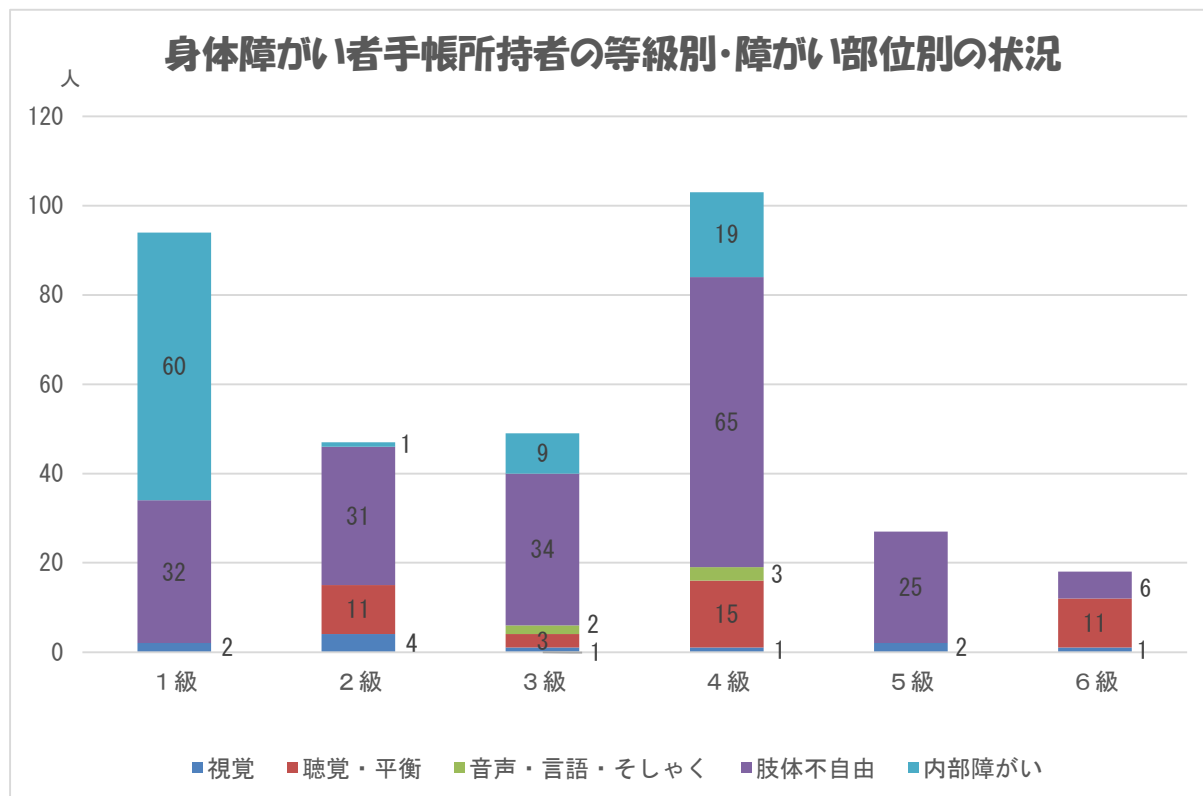
等級別の手帳所持状況をみると、4級の手帳所持者 103 人と全体の 30.4%を占めています。次いで1級が 94 人（27.8%）、3級が 49 人（14.5%）の順となっています。

また、等級別・障がい部位別でみると、肢体不自由の4級が 65 人で最も多く、全体の 19.2%を占めています。次に、内部障がいの1級が 60 人（17.8%）、肢体不自由の3級が 34 人（10.1%）、肢体不自由の1級が 32 人（9.5%）の順となっています。

■身体障がい者手帳所持者の等級別・障がい部位別の状況

区 分	視 覚	聴覚・平衡	音声・言語 そしゃく	肢 体 不自由	内部障がい	合 計
1 級	2 人	0 人	0 人	32 人	60 人	94 人
2 級	4 人	11 人	0 人	31 人	1 人	47 人
3 級	1 人	3 人	2 人	34 人	9 人	49 人
4 級	1 人	15 人	3 人	65 人	19 人	103 人
5 級	2 人	0 人	0 人	25 人	0 人	27 人
6 級	1 人	11 人	0 人	6 人	0 人	18 人
合 計	11 人	40 人	5 人	193 人	89 人	338 人

資料：身体障がい者手帳台帳（令和2年3月31日現在）



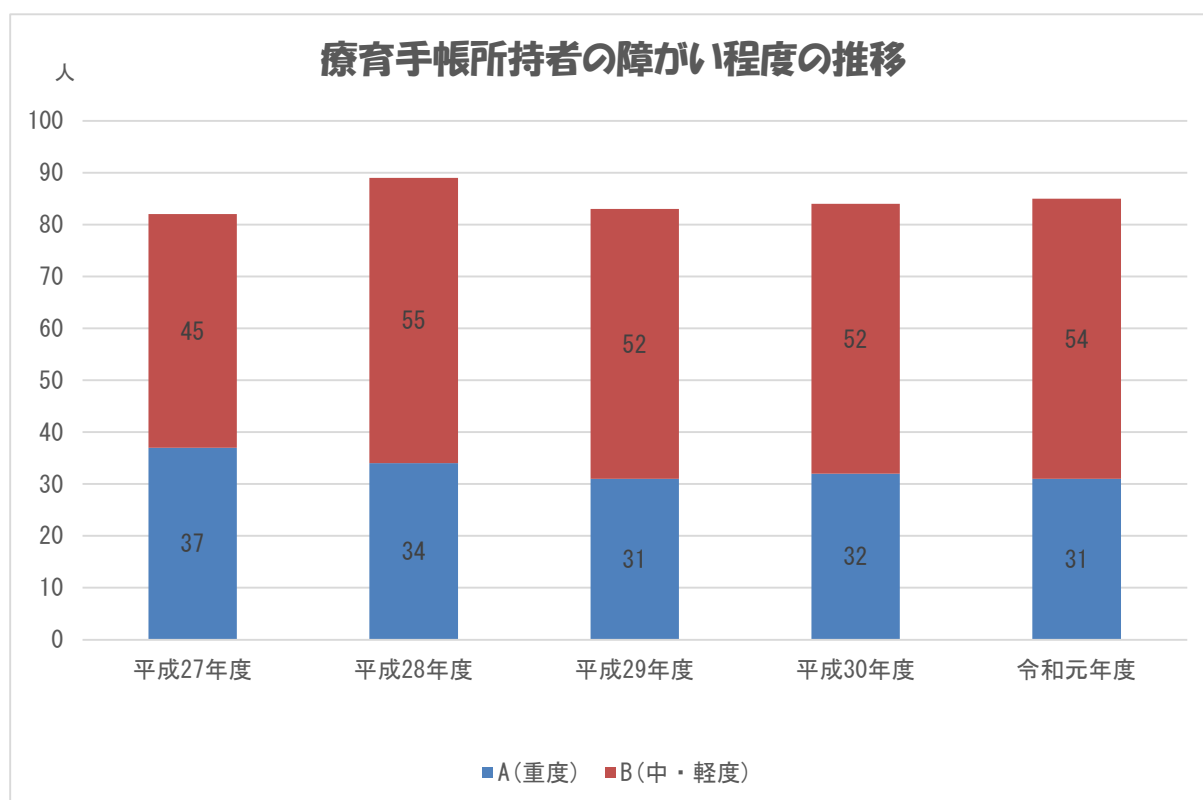
（３）知的障がいの状況

療育手帳所持者の推移をみると、各年ともＢ（中・軽度）の所持者が多くなっています。令和２年でみると、Ａ（重度）の所持者の割合が 36.5%、Ｂ（中・軽度）の所持者の割合が 63.5%となっています。

■療育手帳所持者の障がい程度の推移

区 分	A（重度）	B（中・軽度）	合 計
平成 27 年度	37 人	45 人	82 人
平成 28 年度	34 人	55 人	89 人
平成 29 年度	31 人	52 人	83 人
平成 30 年度	32 人	52 人	84 人
令和元年度	31 人	54 人	85 人

資料：療育手帳台帳（各年３月３１日現在）



（４）精神障がい者の状況

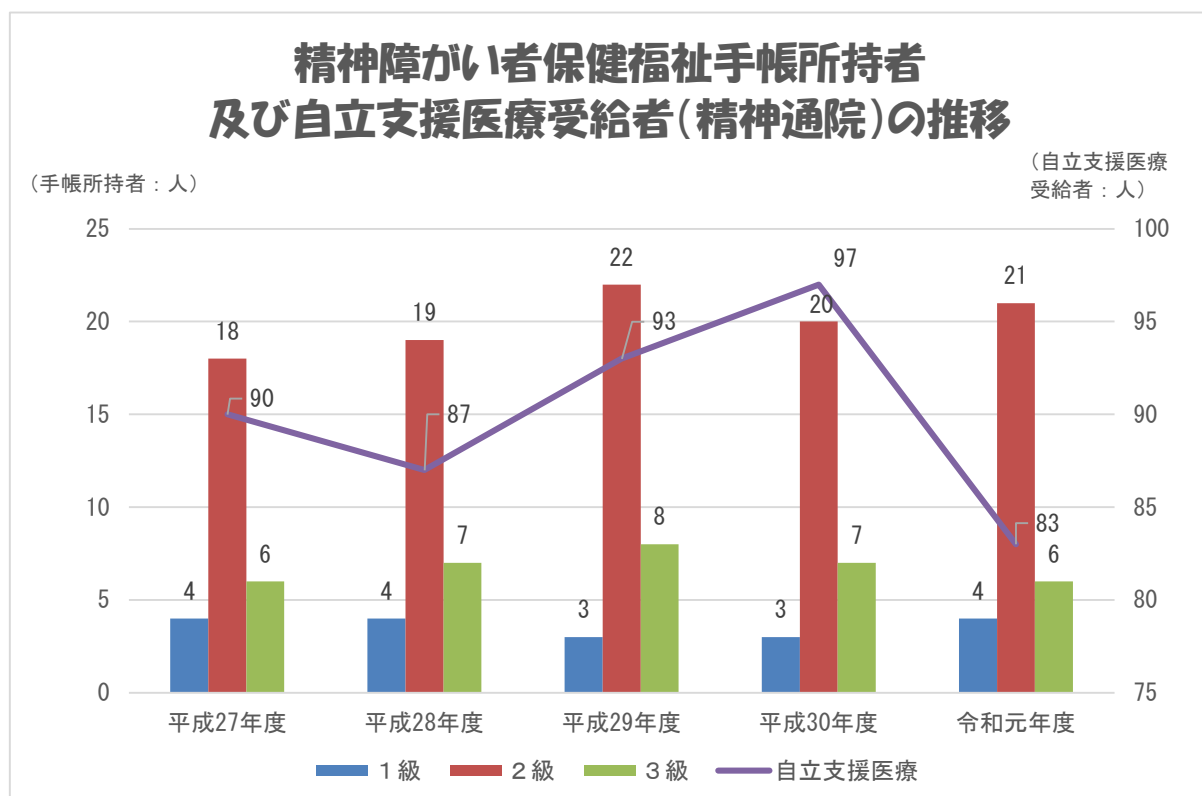
精神障がい者保健福祉手帳の所持者の状況をみると、平成 28 年から令和 2 年にかけてやや増加傾向となっています。令和 2 年でみると、2 級の所持者が 21 人と全体の 67.7% を占め、最も多くなっています。

また、精神障がい等で自立支援医療を受けるための受給者証の交付件数は 83 件となっており、手帳の所持はありませんが治療を受けている人が数多くいます。

■精神障がい者保健福祉手帳所持者及び自立支援医療受給者（精神通院）の推移

区 分	1 級	2 級	3 級	合 計	自立支援医療
平成 27 年度	4 人	18 人	6 人	28 人	90 人
平成 28 年度	4 人	19 人	7 人	30 人	87 人
平成 29 年度	3 人	22 人	8 人	33 人	93 人
平成 30 年度	3 人	20 人	7 人	30 人	97 人
令和元年度	4 人	21 人	6 人	31 人	83 人

資料：精神障がい者保健福祉手帳台帳（各年 3 月 31 日現在）



（５）難病患者（特定疾患医療給付受給者）の状況

原因不明で治療方法が未確立である疾病を難病といいます。治療が極めて困難で、経過が慢性にわたり、介護者への経済的・精神的負担が大きいため、一定の要件を満たす方に医療費が助成されます。平成 27 年に新たな医療費助成制度が始まり、当初 110 疾病が対象疾病でしたが、令和元年 7 月現在では国が定める 333 疾病と北海道が独自に定める 5 疾病が対象疾病となっています。

国が定める 333 疾病に 28 疾病を加えた 361 疾病が、障がい者総合支援法の対象となり、障がい福祉サービスや相談支援等の対象となります。

■特定疾患医療給付費受給者数

年 度	受給者数
令和元年度	43人
平成28年度	66人
平成25年度	54人

資料：十勝総合振興局より



作品：しほろほのぼのホーム

(6) 障がい児の状況（18歳未満の手帳所持者の状況）

① 身体障がい児の状況

令和2年の身体障がい児の手帳所持者を等級別にみると「1級」、「2級」、「4級」となっています。

また、障がい種別でみると「肢体不自由」となっています。

■ 18歳未満の身体障がい者手帳 等級別所持者数

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
令和元年度	1人	1人	0人	1人	0人	0人	3人
平成28年度	4人	2人	0人	1人	0人	0人	7人
平成25年度	3人	1人	0人	1人	0人	1人	6人

資料：身体障がい者手帳台帳（各年3月31日現在）

■ 18歳未満の身体障がい者手帳 障がい種別所持者数

区 分	視 覚	聴 覚	音声・言語・ そしゃく	肢 体 不自由	内 部	合計
令和元年度	0人	0人	0人	3人	0人	3
平成28年度	0人	2人	0人	4人	1人	7
平成25年度	0人	2人	1人	2人	1人	6

資料：身体障がい者手帳台帳（各年3月31日現在）

② 18歳未満の療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者を等級別にみると、A・B共に6年前から大きな変動はありません。

■ 18歳未満の療育手帳 等級別所持者数

区 分	A（重度）	B（中・軽度）	合 計
令和元年度	3人	17人	20人
平成28年度	4人	19人	23人
平成25年度	3人	14人	17人

資料：療育手帳台帳（各年3月31日現在）

3 障がい者関連団体等の状況

町内の主な障がい者関連団体については、次のとおりです。

団体名	概 要
十勝地区身体障がい者福祉協会 士幌町分会	1 活動目的 身体障がい者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、会員相互のたすけあいと社会的支援活動を推進して、障がい者の地域福祉の向上に資することを目的とする。 2 会員 会員数 49人（令和2年度） 3 主な活動 （1）北十勝身障がい者研修会 （2）全十勝身障がい者スポーツ大会参加 （3）老人・障がい者合同大運動会参加 （4）在宅障がい者交流会開催
士幌町ことばを育てる親の会	1 活動目的 ことばに障がいのある子を持つ親や、この問題に関心をもつ父母たちが、お互いに手を結んで悩みや問題を解決するために必要な仕事をするを目的とする。 2 会員 会員数 25戸（令和2年度） 3 主な活動 （1）学習会 （2）交流会
特定非営利活動法人 士幌町障がい者支援の会	1 活動目的 誰もが安心して暮らせる地域づくりをめざし、士幌町及び近隣地域に在住する障がい者に対して、社会参加の促進と自立を図るための支援に関する事業を行い、地域福祉の発展に寄与することを目的とする。 2 会員（令和2年度） （1）正会員 35人 （2）賛助会員（個人） 241人 （3）賛助会員（団体） 32団体 3 主な活動 （1）地域活動支援センターほのぼのホームの運営 （2）日中一時支援事業すずらの家の運営 （3）就労継続支援B型事業所の運営 （4）研修会の開催 （5）広報の発行 （6）地域交流

4 障がい福祉サービス提供の状況

(1) 第5期における成果目標の達成状況

① 施設入所者の地域生活への移行

区 分	目標値	実績値（11月末時点）
令和2年度末の施設入所者数	24人	22人
施設入所者削減数	2人	4人
地域生活移行者	1人	0人

施設入所者削減数は目標値を達成できる見込みですが、地域生活移行者は計画期間内における達成は難しい見込みです。

② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにより入院となった人が早期に退院することを目指し、そのために必要なサービス等の必要量を見込むため、保健・医療・福祉関係者による個別の協議をしました。

③ 障がい者の地域生活を支援する拠点の整備

地域生活支援拠点の整備については、令和2年度から音更町、鹿追町、士幌町で北十勝地域生活支援拠点を整備し、対象者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくための支援体制を構築しました。

④ 福祉施設利用者の一般就労への移行

区 分		目標値	実績値 (11月末時点)
令和2年度末	一般就労移行者	1人	1人
	就労移行支援事業所利用者	3人	1人

一般就労移行者については目標値を達成できる見込みです。一方で、就労移行支援事業所利用者は計画期間内で達成することが難しい見込みです。なお、計画期間内で一般就労へ向けて就労移行支援事業を利用した方は数名おりましたが、一般就労に移行することができませんでした。

⑤ 障がい児支援の提供体制の整備等

平成30年度にこども発達相談センターにおいて相談支援事業所を立ち上げ相談支援体制を構築し、令和元年度に保育所等訪問支援の実施を始めました。

士幌町地域ケア会議（自立支援協議会）において、協議の場を設置し、関係機関の支援の現状や課題について協議を行いました。

(2) 第5期における障がい福祉サービス等の目標値と実績値（見込み値）

本町における障がい福祉サービス及び地域生活支援事業の提供の状況は以下のとおりとなっています。第5期における目標値と比較すると、目標値より下回る実績値が多くなっていますが、療養介護や放課後等デイサービスなどの障がい児通所支援は目標値を上回る実績値となっています。

■障がい福祉サービス等の目標値と実績値（見込み）

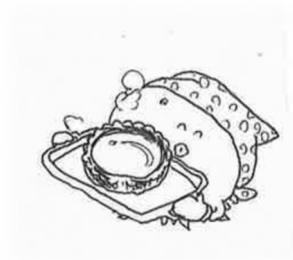
（1 か月あたり）

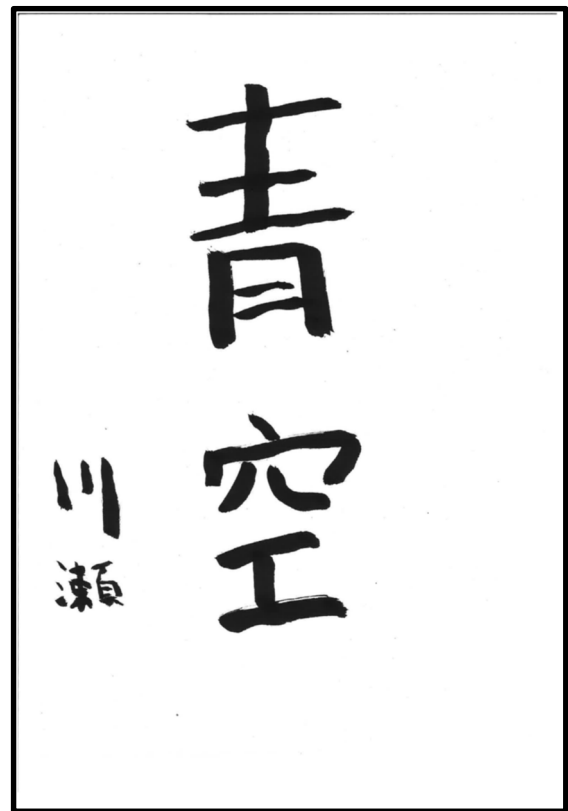
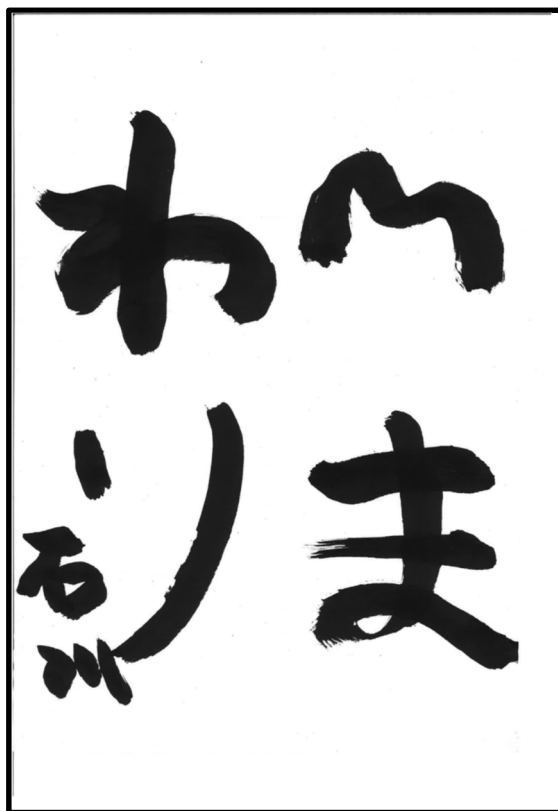
サービス種別		平成 30 年度		令和元年度		令和2年度	
		目標	実績	目標	実績	目標	実績見込
訪問系サービス	居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護・重度障がい者等包括支援	220 時間	134 時間	220 時間	105 時間	220 時間	110 時間
		7 人	6 人	7 人	7 人	7 人	7 人
日中活動系サービス	生活介護	29 人	21 人	29 人	23 人	29 人	27 人
		667 日	490 日	667 日	489 日	667 日	569 日
	自立訓練（機能訓練）	1 人	0 人	1 人	0 人	1 人	0 人
		5 日	0 日	5 日	0 日	5 日	0 日
	自立訓練（生活訓練）	1 人	1 人	1 人	0 人	1 人	0 人
		23 日	22 日	23 日	0 日	23 日	0 日
	就労移行支援	2 人	1 人	2 人	1 人	2 人	1 人
		46 日	20 日	46 日	21 日	46 日	19 日
	就労継続支援（A型）	3 人	2 人	3 人	1 人	3 人	2 人
		69 日	39 日	69 日	20 日	69 日	37 日
	就労継続支援（B型）	30 人	21 人	30 人	24 人	30 人	24 人
		690 日	393 日	690 日	431 日	690 日	402 日
	就労定着支援	1 人	0 人	1 人	0 人	1 人	0 人
	療養介護	1 人	1 人	1 人	2 人	1 人	2 人
	短期入所	3 人	1 人	3 人	1 人	3 人	1 人
		24 日	4 日	24 日	27 日	24 日	2 日
居住系サービス	自立生活援助	1 人	0 人	1 人	1 人	1 人	1 人
	共同生活援助	20 人	17 人	21 人	18 人	22 人	17 人
	施設入所支援	25 人	22 人	24 人	21 人	24 人	21 人
相談支援	計画相談支援	5 人	5 人	5 人	5 人	5 人	5 人
	地域移行支援	1 人	0 人	1 人	0 人	1 人	0 人
	地域定着支援	1 人	0 人	1 人	0 人	1 人	0 人

※施設入所支援については、地域移行を進める観点から減少することが目標となっています。

サービス種別		平成 30 年度		令和元年度		令和2年度	
		目標	実績	目標	実績	目標	実績見込
障がい児 通所支援	児童発達支援	16 人	11 人	16 人	12 人	16 人	13 人
		64 日	30 日	64 日	30 日	64 日	41 日
	医療型児童発達支援	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
		0 日	0 日	0 日	0 日	0 日	0 日
	放課後等デイサービス	30 人	34 人	30 人	33 人	30 人	36 人
		120 日	94 日	120 日	87 日	120 日	97 日
	保育所等訪問支援	1 人	0 人	0 人	2 人	0 人	3 人
		4 日	0 日	0 日	2 日	0 日	4 日
	居宅訪問型児童発達支援	1 人	0 人	1 人	0 人	1 人	0 人
		4 日	0 日	4 日	0 日	4 日	0 日
	障がい児相談支援	2 人	9 人	3 人	11 人	4 人	16 人
地域生活 支援事業	障がい者相談支援事業	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
	地域自立支援協議会	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
	成年後見人制度利用支援事業	1 人	0 人	1 人	0 人	1 人	0 人
	意思疎通支援事業	1 人	0 人	1 人	0 人	1 人	1 人
	日常生活用具給付等事業	223 件	182 件	235 件	182 件	247 件	184 件
	移動支援事業	5 人	6 人	5 人	5 人	5 人	5 人
		350 時間	377 時間	350 時間	363 時間	350 時間	380 時間
	地域活動支援センター(基礎的事業)	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
		5 人	2 人	5 人	4 人	5 人	3 人
	日中一時支援事業	25 人	27 人	25 人	32 人	25 人	27 人
	生活サポート事業	1 人	0 人	1 人	0 人	1 人	0 人
	訪問入浴サービス事業	1 人	0 人	1 人	1 人	1 人	1 人
	自動車改造助成事業	1 人	2 人	1 人	1 人	1 人	0 人
町単独そ の他事業	障がい者等訓練通所費助成事業	35 人	35 人	35 人	38 人	35 人	38 人
	軽度難聴児補聴器支給事業	1 人	1 人	1 人	0 人	1 人	0 人

※ 実績・実績見込については、年間の利用数（人・日・時間）を12月で除した数





作品：しほろほのぼのホーム

第3章 施策の基本的方向と 取組みの推進

1 広報・啓発活動

現状と課題

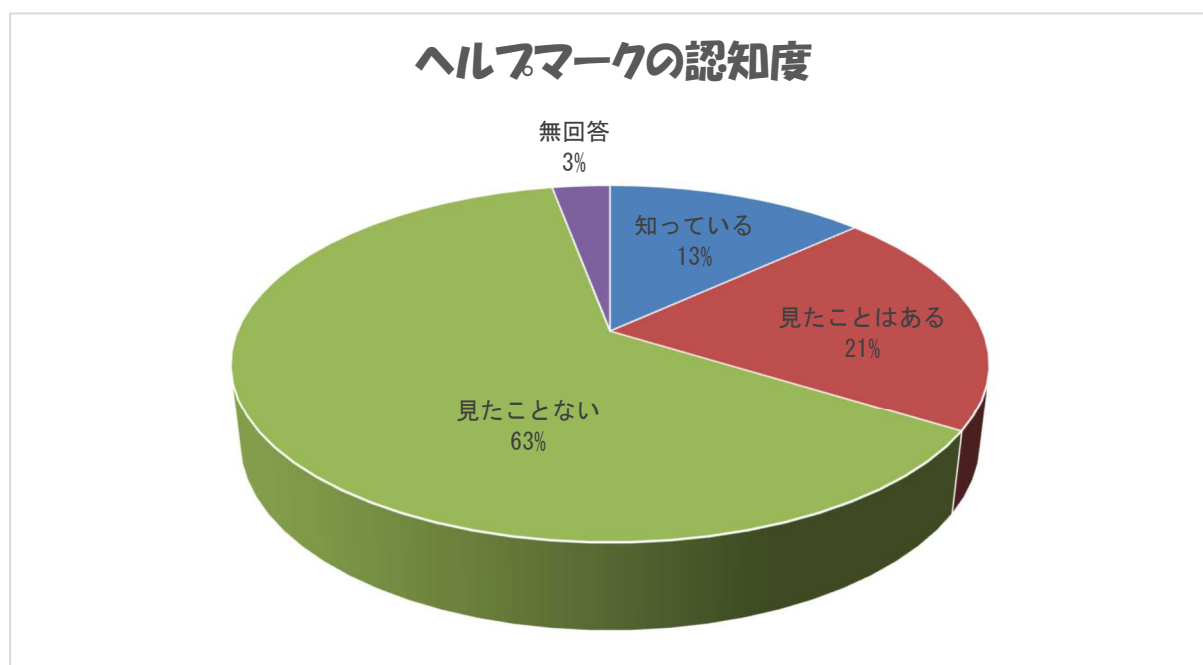
障がいのある人となない人が互いに理解し合い、ともに支え合って生きる「共生社会」を実現するためには、障がいや障がいのある人への町民の理解と共感を深め、「心のバリアフリー化」・「心のユニバーサルデザイン」を進めることが不可欠です。広報・啓発活動を通じて、障がいに関する誤解や理解不足の解消を図るとともに、行事への参加やボランティア活動を促進することにより、障がいのある人となない人の交流を活発にしていきます。

インターネットの発達やスマートフォン、タブレット端末等の普及など、生活の高度情報化が進行しており、新しい情報技術は障がいのある人の情報・コミュニケーション手段として大きな可能性を持っていますが、一方で、障がいのある人が新しい技術の恩恵を十分に享受できず、“情報弱者”として取り残される危険性もあります。

障がいのある人が円滑に情報を受信・発信できるよう、ヘルプマーク等の障がいに関するシンボルマークの普及を含め、今後も積極的な広報啓発や障がい者関係機関、団体と地域との交流活動をとおして理解、促進が必要となります。

■ヘルプマークの認知度

【一般町民 アンケート送付 200人中、68人回答】



施策の方向

(1) 広報・啓発活動の推進

- ① 地域住民及び関係機関・団体・事業所等に対し、障がいについて理解が深まるよう、広報や町のホームページ・イベントなどを通じて社会的障壁をなくす啓発を行うと共に、町民便利帳の更新に際しては、よりわかりやすい情報提供に努めます。
- ② 障がいを理由とする差別の解消について町民の関心と理解を深めるとともに、必要な啓発活動を行います。
- ③ 「国際シンボルマーク」をはじめとする、各種障がい者マークや、障がいをもつ方が配慮や支援を得やすくなるヘルプマーク・ヘルプカードなどについて広く住民に知ってもらうための周知の徹底を図り、町民全体で助け合う社会の実現を目指します。
- ④ 障がいへの理解を深めるために、「発達障がい啓発週間」(4月2日～8日)、「障がい者雇用促進月間」(9月)、「障がい者週間」(12月3日～9日)等のスケジュールに合わせて広報・啓発活動を実施します。
- ⑤ 障がいのある人に対する理解を深めるため、教育と福祉の連携により、幼少期から障がいのある人と身近に触れ合う機会を設け、互いに助け合い、支えあう意識を育てます。

(2) 交流の促進

- ① 「老人・障がい者合同大運動会」・「地域ふれあいひろば」などのイベント事業を通して障がいのある人となない人が相互に交流し、理解を深める機会の充実に努めます。
- ② 地域共生型交流施設等を有効に活用し、地域住民、高齢者や児童等との交流の場を提供します。

【ヘルプマーク】



【ヘルプカード】



2 保健・医療・福祉

現状と課題

脳血管疾患や心疾患、糖尿病などの生活習慣病は、障がいの原因となり生活の質の低下や社会的損失につながります。そのため、健康づくりと疾病予防・悪化防止の推進を図ることが必要です。

平成 25 年 4 月より難病等が障がい者総合支援法の対象となっており、以後対象疾患が拡大され、令和元年 7 月 1 日現在 361 疾病が対象となっています。今後も対象となる疾病が拡大されることが予想され、新しい制度の情報を随時提供し、難病患者とその家族の療養上の不安解消を図るとともに、保健・医療・福祉関係機関との連携による相談支援体制の整備が求められており、関係機関との連携を強化していく必要があります。

乳幼児健康診査の事後指導の充実に努め、難聴、目の調節障がい、ことばや発達の遅れ、注意欠陥多動性障がい（ADHD）、学習障がい（LD）の早期発見、早期支援のために個別の相談を行い、支援体制の整備を進めてきました。しかしながら、子育てに関する保護者の不安を軽減するためには、福祉制度を利用するまでの間の相談支援体制の充実が求められています。

精神保健福祉について、地域社会における精神障がい者に対する誤解や偏見は少なくなく、社会復帰及び社会参加を促進する上での障がいとなっているので、共生社会をつくるために、精神障がいについての正しい知識の普及啓発が必要となっています。

施策の方向

（１）障がいの原因となる傷病の予防

① 健康づくりの推進

- ◆ 健康増進法に基づく本町の健康づくり事業推進の基本的な計画である「健康イキイキしほろ 2 1（第 2 次）」を中心に健康づくりを推進します。また、障がいがあってもいつでもだれでもスポーツに親しみ、健康に過ごせる社会を推進します。
- ◆ 各種イベント等の機会を利用し、町民の健康意識の向上を図り、障がいにつながる疾病の予防に努めます。

② 母子保健事業の充実

- ◆ 乳幼児期における保護者を支援するため、妊娠期から出産後、各月齢や個別のニーズに応じた切れ目のない事業を組み立て、子育て方法や障がいに関する知識の普及に努めます。また、妊産婦、乳児全戸訪問事業、相談事業を実施し、育児ノイローゼや虐待の防止に努めます。
- ◆ 予防接種法に基づく定期の予防接種について、未接種者を把握し案内や必要性を十分周知していきます。
- ◆ 全妊婦を対象に妊婦定期健診費用及び交通費の一部を助成し、異常の早期発見に努めます。

③ 成人及び高齢者保健事業の充実

- ◆ 生活習慣病の予防のため、健康診査や各種がん検診を実施するとともに、健診後の生活習慣の改善指導を「健康増進法」、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき実施します。
- ◆ 低栄養、歯周疾患等、高齢に伴う疾病を予防するため、健康教育や栄養指導等を実施します。
- ◆ 障がいや生活習慣病などの早期発見のため、健康診査の受診率の向上に努めます。

(2) 障がいの早期発見・早期療育体制の充実

① 乳幼児健康診査の充実

- ◆ 乳幼児期各期における健康診査（1 か月、4 か月、10 か月、1 歳6 か月、3 歳）を行い、障がいの疑いのある乳幼児の早期発見と相談・指導を実施します。
- ◆ 発達の遅れや発達障がいの早期支援が可能となるよう健康診査、健康教室、健康相談等の時にこども発達相談センターとの連携を図り、必要な支援へと結びつけます。
- ◆ 健診後、速やかに相談機関や医療機関へつなぐことができるよう、関係機関との連携を図ります。

② 療育指導・相談体制の整備

- ◆ 保健師と保育士等が、健康診査等により生活や発達の面で対応が必要である幼児を対象としたあそびの教室（パンダちゃん教室）を開催し、保育所等入所後の保育との連携を図ります。
- ◆ 健診等の結果により経過観察が必要と思われる幼児を対象に個別に発達相談、育ちの相談を実施します。継続した相談、支援が必要な幼児には、こども発達相談センター等との連携を図りながら療育サービスの調整を行っていきます。
- ◆ 乳幼児訪問を実施し、必要と思われる家庭を支援します。

③ 障がいのある子どもの活動の場の提供

- ◆ 療育指導が必要と判断された障がいのある子ども等を対象に、日常生活における基本的な動作を習得し、集団生活に適応できるよう、身体及び精神の状況や環境に応じた適切な訓練を行うサービスを提供します。
- ◆ 障がい等で支援を必要とする子どもの放課後、長期休暇の期間中の活動の場を確保するため、日中一時支援事業を実施します。

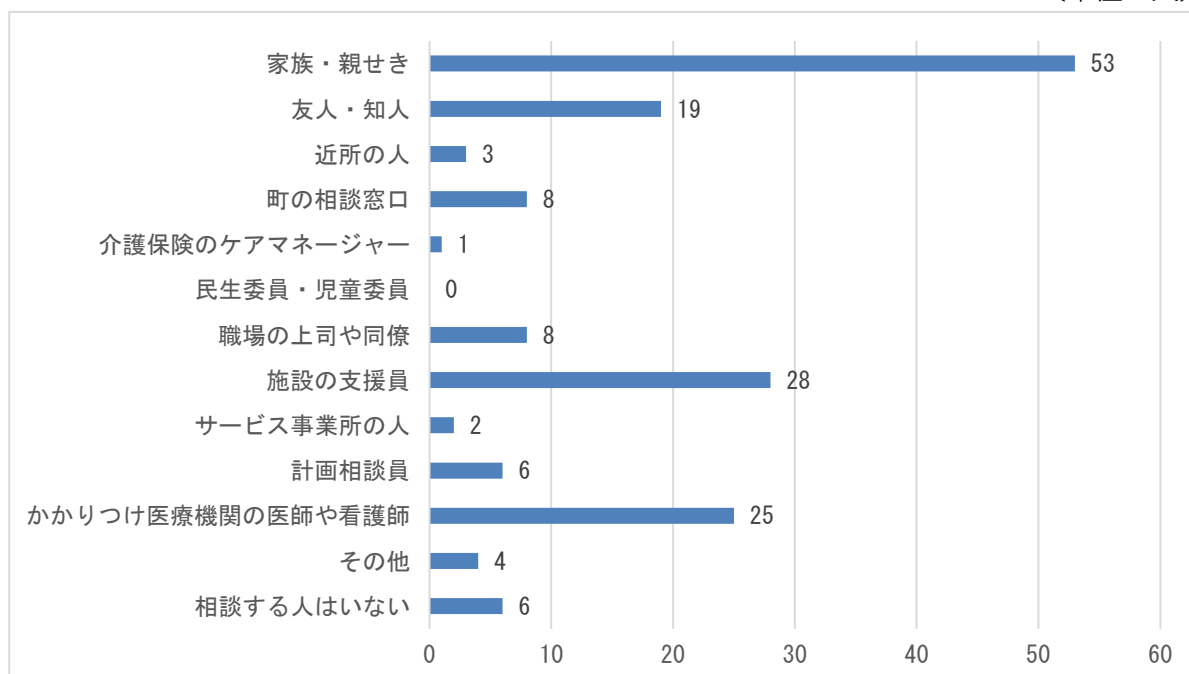
(3) 相談支援の充実

① 総合的な相談

- ◆ 基幹相談支援センターの設置について、関係機関と協議し、委託等も含めて検討します。
- ◆ 知的障がい者、精神障がい者等の権利擁護を図るために、成年後見利用支援事業の推進について、関係機関との連携強化に努めます。
- ◆ 保健・医療・福祉の連携を促進し、障がいのある人の地域での生活を支援するために、地域包括ケアシステムの推進を図り、サービス供給の充実に努めます。

■ 悩みの相談相手

【障がい者(18歳以上) アンケート送付 188人中、89名回答。複数回答可。】
(単位：人)



② 障がい福祉サービス等の円滑な推進

- ◆ 支援を必要とする人が、適切にサービスや制度を利用できるよう、相談支援専門員を配置します。
- ◆ 高齢の障がい者への適切な対応を図るため、地域包括支援センターと連携し、適切な介護保険サービスの利用につなげます。
- ◆ 18歳未満の支援を必要とする子どもが適切なサービスを利用できるよう、子ども発達相談センターと連携を図ります。

③ 地域活動支援センターの充実

- ◆ 障がい者が日中過ごす場である地域活動支援センターにおいて、家庭内の悩みごとなどや障がい福祉サービス等利用についても相談できる体制を整備するため支援を継続します。

④ 関係機関との連携

- ◆ 町内の障がい福祉サービス事業所をはじめ専門機関と連携を取りながら障がい者の利用しやすい相談支援体制の充実を図ります。
- ◆ 入院中の精神障がい者や施設入所中の障がい者の地域移行に向け、関係機関と連携を図ります。

⑤ 障がい者虐待防止の推進

- ◆ 障がい者虐待防止に関する窓口の周知を行い、障がい福祉サービス事業所等の従事者や管理者、相談窓口職員に対する研修の参加促進や相談支援専門員の家庭訪問など支援の向上に努めます。

⑥ 自立支援協議会の実施

- ◆ 困難事例の検討や障がいに関わる関係者が地域で抱える様々な課題を分かち合い、その課題解決に向けた話し合いの場を設置します。



作品：しほろほのぼのホーム

(4) 医療等の充実

① 医療・医療費助成制度の充実

- ◆ 障がいのある人とその家族に対する医療費負担の軽減と自立更生を図るため、自立支援医療（更生医療、育成医療、精神障がい者通院医療）の周知を図ります。
- ◆ 難病患者及び小児慢性疾患児には、北海道が実施する特定疾患治療研究事業及び小児慢性特定疾患治療研究事業による医療費等の公費負担制度の周知をはります。
- ◆ 重度心身障がい者医療給付事業を継続します。

② 精神保健対策の充実

- ◆ 発達障がい・高次機能障がいや難病等について、幅広く住民への知識の普及を図ります。
- ◆ 思春期、青年期に見られるひきこもりの状態にある人に対し、本人やその家族への相談や支援を実施するとともに、社会参加を促進する取組を推進します。
- ◆ 専門医による「こころの悩み相談」事業を継続し、身近な地域で専門相談が利用できるよう、町民に事業の周知を図ります。心の健康についての普及・啓発のための出前講座の開催やパンフレットの配布など周知を実施していきます。

(5) 保健・医療・福祉の連携

① 保健・医療・福祉の効果的な連携

- ◆ 乳幼児について、子育て世代包括支援センター（マミールーム Yosuga-よすが-）において、切れ目のない支援を行い、関係機関の連携を強化します。
- ◆ 保健・医療・福祉の行政機関の連携を強め、各種サービスの適切な提供を図るため、各行政機関の状況や情報を共有して、業務を執行します。
- ◆ 保健医療福祉総合推進協議会を定期的に開催します。

② 自立支援協議会との連携強化

- ◆ 本町における自立支援協議会は障がい者を支える団体及び関係機関の職員が担っています。さらに関係機関のネットワークの強化に向けて、自立支援協議会との連携を強化します。
- ◆ 自立支援協議会で、障がい福祉サービス等利用の質の向上を図るための体制や地域移行支援・定着支援を効果的に行うための検討を行います。
- ◆ 障がい者計画・障がい福祉計画策定に関し、広く意見を聴くよう努めます。

(6) 障がい福祉サービス等の提供と利用者負担の軽減

① 自立支援給付サービスの適切な提供

- ◆ 町内サービス基盤への継続した提供支援と町外も含めたサービスの情報収集を行います。
- ◆ こども発達相談センター（児童発達支援・放課後等デイサービス）において安定したサービス提供体制の確保と研修を通じた機能の充実を図ります。

② 地域生活支援事業の実施

- ◆ 町が自主的に取り組む任意事業として「訪問入浴サービス事業」や「日中一時支援事業」、「自動車改造助成事業」などの各事業を実施します。

③ 町独自事業の実施

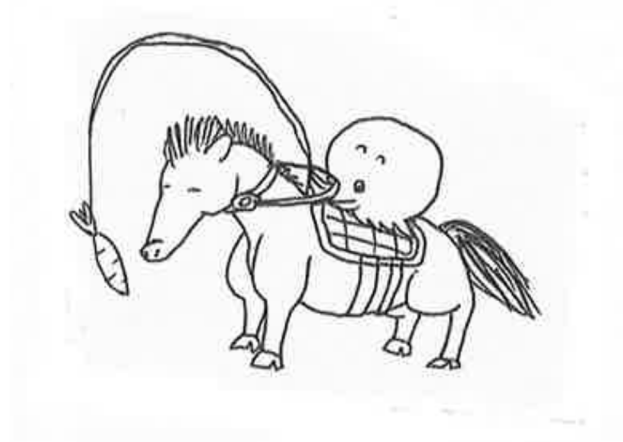
- ◆ 町が独自に実施する事業として「障がい者等の通所施設等交通費及び訓練費助成事業」、「軽度難聴児補聴器費支給事業」、「重度障がい者紙おむつ等購入費助成事業」などを継続実施します。

④ 日常生活自立支援事業及び成年後見制度利用の促進

- ◆ 制度の利用が必要と思われる障がい者に支援を行います。
- ◆ 成年後見制度の利用にあたり、必要に応じて、支援が必要な障がい者へ鑑定に関する費用等の一部を助成します。
- ◆ 社会福祉協議会と連携し市民後見人の育成やサポート体制を構築し身近な地域で支えるシステムの構築を図ります。

⑤ 利用者負担の軽減

- ◆ 国や北海道の制度に基づき低所得者等に対する利用者負担の軽減を図ります。
- ◆ 町独自の制度として、18歳未満の児童の「児童発達支援・放課後等デイサービス・日中一時支援事業」の利用者負担の免除を継続実施します。



3 共に育ち合う保育・教育

現状と課題

障がいのある人が自立した生活を送るためには、乳幼児期、学童期において、その能力や特性を最大限に発揮できるよう、障がいの種類や程度に応じた適切な保育・教育・療育を行う必要があります。

本町では、こども発達相談センターと連携して乳幼児健康診査・あそびの教室を実施し、早期発見・早期療育に努めています。また、小学校に在籍する支援を必要とする児童に対しては、日常生活動作の介助や学習支援を行うための特別支援教育支援員を配置する等、学校教育を受ける上での支援を行うとともに、保健・医療・福祉・子育て・教育等の関係各課、機関等の連携・協力体制を構築し、適切な支援を提供していきます。

子どもに対する支援のみならず、家庭に対する支援にも一体化に取り組み、子ども達が住み慣れた地域で安心して育つことができるよう、ライフステージに応じた切れ目のない支援を行うとともに、保護者に寄り添った相談支援体制づくりに努めていく必要があります。

■特別支援学級の開設状況

(学級数)

学 校 名	知的	情緒	言語	肢体	弱視	難聴	病弱	計
士幌小学校	1	2	2	1	1	1	1	9
中士幌小学校	1	1	1		1			4
上居辺小学校	1	1	1					3
士幌町中央中学校	1	1	1		1	1	1	6
合 計	4	5	5	1	3	2	2	22

施策の方向

(1) 早期療育の充実

- ◆ 心身の発達が気になる子どもの早期の発見から療育につなげるため、子どもの家庭環境に適した相談の充実を図ります。
- ◆ 児童発達支援や放課後デイサービスの利用促進を図ります。

（２）障がい児保育と特別支援教育の充実

① 保育の充実

- ◆ 配慮の必要な子どもの支援のため、補助職員を配置し、関係機関との連携を取りながら、障がいのある子どもの保育の充実に努めます。
- ◆ 保育士等の専門的な知識の向上を目的に研修の機会を設けます。

② 学校教育の充実

- ◆ 教育支援委員会の充実を図り、就学後も一人ひとりの障がいの特性に応じた支援が受けられるよう連携を強化します。
- ◆ 学習障がいや注意欠陥多動性障がい等の児童に対して、一人ひとりの能力や個性に応じた支援の充実に努めます。
- ◆ 障がいのある子どもとない子どもが、お互いに理解を求めてともに学ぶための交流教育を進めます。

③ 障がい児教育環境の向上

- ◆ 士幌町こども発達相談センターを中心として関係機関の連携を強化します。
- ◆ 障がい児のライフステージに沿って、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。
- ◆ 重度の障がいにより外出が困難な障がい児に、居宅を訪問して発達支援を提供する体制の構築を検討します。
- ◆ 障がい児が学ぶ上で必要な施設の設備充実に努めます。

（３）福祉教育の推進

- ◆ 障がいや障がいのある人に対する差別や偏見をなくし、障がいのある人の地域での自立した生活と社会参加の促進を図られるよう、「ノーマライゼーション」や「インクルーシブ教育」の理念の一層の定着を図るため、教育委員会と連携し福祉教育を推進します。

（４）生涯学習の推進

- ◆ 障がいに配慮した生涯学習環境の整備に努め、障がいのある人が創作した芸術作品などを発表できる機会を作ります。
- ◆ 障がい者関係団体の実施する学習活動に対し支援を行います。

4 雇用・就労の促進

現状と課題

障がいのある人が自立した社会生活を送る上で、就労は経済的な面ばかりでなく社会参加を図るという面でも大きな要素となります。

平成 30 年 4 月に法定雇用率の算定基礎対象に新たに精神障がいのある人が追加され、これにより民間企業の法定雇用率が 2.0%から 2.2%へ引き上げられ、令和 3 年 4 月までに 2.3%になるなど、障がいのある人が一般就労をするための社会的条件の整備は進んできています。

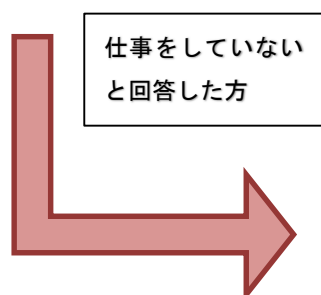
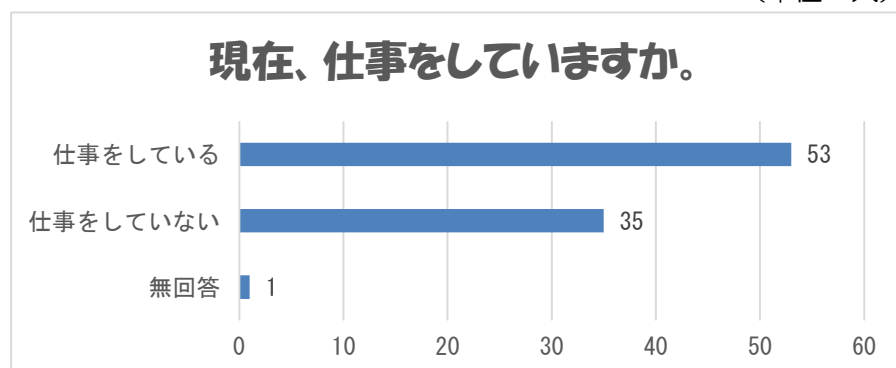
障がいのある人に一般就労の機会を広げるためには、障がい特性に応じた雇用形態の創出や企業と障がいのある人とがお互いに安心して雇用関係を継続できる環境整備について、関係機関が協働し、進めていく必要があります。

また、障がいのある人を雇用している企業に対しては、職場における障がいへの理解促進に向けた働きかけを行うなど、障がいのある人が安心して働き続けられる環境づくりを進めていく必要があります。

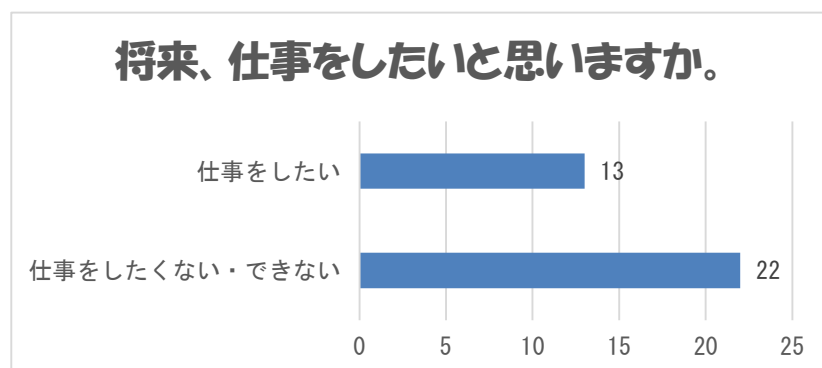
■就労の状況

【障がい者（18 歳以上） アンケート送付 188人中、89人回答】

（単位：人）



（単位：人）



施策の方向

(1) 雇用の促進と安定

① 雇用促進のための啓発の推進

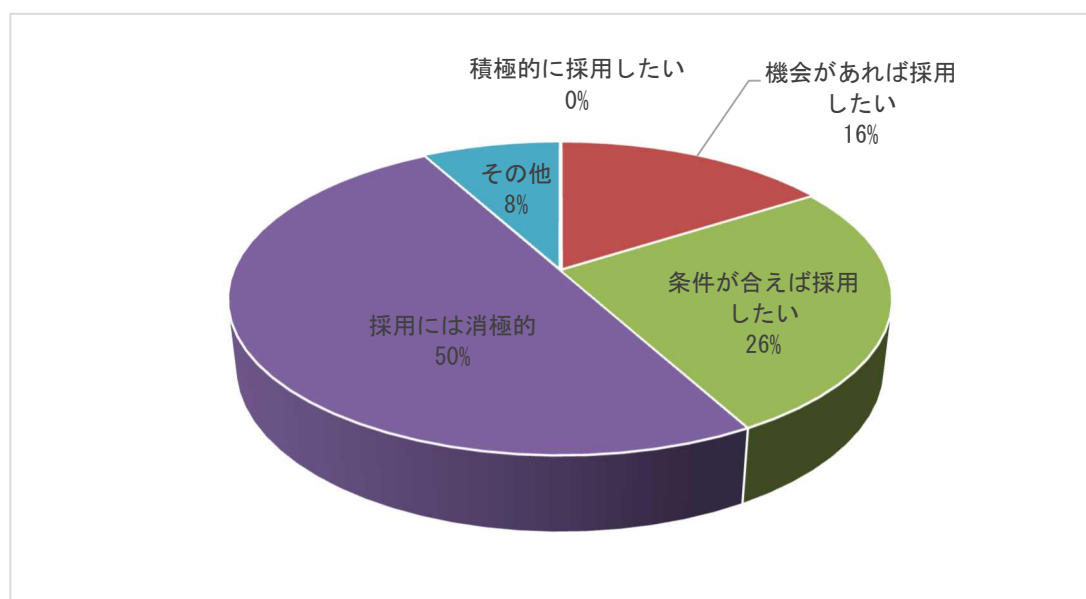
- ◆ 障がいのある人の雇用に関する制度の周知を、障がいのある人及び事業者の双方に行い、利用を促進します。
- ◆ 就職促進のため、障がい者職業能力開発校や職業訓練制度等の情報提供、ハローワークとの連携、各種制度の利用促進に努めます。

② 職業紹介相談と就労訓練等や雇用の促進等

- ◆ 一般就労を希望する人に対し、的確なアドバイスや企業側との調整などの必要な支援を行うため、障がい者就業・生活支援センター、ハローワークなどの専門機関と連携を図ります。
- ◆ 町内事業所へ地域就労支援事業を周知するとともに、障がい者の就労体験等を継続します。
- ◆ 就労継続支援事業所や地域活動支援センターと連携して就労訓練や就労体験事業を推進します。
- ◆ 障がい者優先調達方針に基づき、優先的に障がい者就労施設等から物品の調達に努めます。

■町内企業の今後の障がい者の採用方針

【町内企業等 アンケート送付 108社中、50社回答】



（２）福祉的就労の場と一般就労への移行促進

① 福祉的就労の場の拡大

- ◆ 町内の就労継続支援事業所等と連携を図り、障がい者の就労支援を促進します。
- ◆ 在宅で就労支援施設等に通所する障がいのある人の交通費助成を行い、経済的負担の軽減を行い、就労の促進を図ります。

② 一般就労への移行の促進

- ◆ ハローワークを中心に関係機関が連携し、トライアル雇用等を通じて、一般企業等への就職につなげます。
- ◆ ジョブコーチ支援の受け入れを企業に促し、障がいのある人が職場に適応できるように支援します。
- ◆ 関係機関と連携し、相談支援体制を充実します。

③ 農業と福祉の連携

- ◆ 障がいのある人が農業に携わることができる環境づくり（農福連携事業）を検討します。



作品：しほろほのぼのホーム

5 生活環境等の整備

現状と課題

障がいのある人が住み慣れた地域で自分らしく生活を送るためには、安心して生活することができる環境の整備と、障がいによって外出を制限されることなく地域活動や余暇活動などの社会参加ができることが不可欠です。

障がいの程度や種別により、困りごとは様々であるため、移動手段の拡充や、道路や公共施設等のバリアフリー化、既存のサービスの周知を一体的に進めていく必要があります。

また、災害時に避難行動要支援者となることが予想される障がいのある人が、地域で安心して生活できるよう、安心安全地域づくり事業や地域住民をはじめ様々な機関・団体との協働による、避難誘導や避難所での生活支援等、自主防災ネットワークの確立が求められています。日頃から見守りを通して災害時における支援について検討しておく必要があります。

施策の方向

(1) やさしいまちづくりと住宅・生活環境の整備促進

① やさしいまちづくりの促進

- ◆ 障がいのある人や高齢者等に対して、町民誰もが自然に助け、声掛けすることができるまちづくりに努めます。
- ◆ 障がいのある人だけではなく誰もが利用しやすい公共施設になるようバリアフリー化を推進します。
- ◆ 高齢化の進展などにより、障がい者のみならず地域全体の課題となっていることから、高齢者施策やまちづくり施策等と一体的に今後の支援体制づくりを検討します。

② 住宅・生活環境の整備促進

- ◆ 障がいの状況に応じた適切な住宅改修となるように、専門家等で組織する住宅改修相談支援会議の活用促進を図ります。
- ◆ コミュニティバス等の公共交通機関について、障がいのある人や高齢者が安心して利用できるよう、バリアフリー化を働きかけます。
- ◆ 歩行者や車椅子等の移動を妨げないよう、自転車等の歩道の迷惑駐輪や障がい物の設置防止の啓発に努めます。
- ◆ 障がい者のニーズ調査をし、グループホームや軽い見守りのある住居など障がいの状態に応じた多様な住まいの整備を検討します。

(2) 災害時等の支援に向けた地域づくりの促進

- ◆ 地域防災計画に基づき、障がいのある人や高齢者などに配慮した福祉避難所を確保します。また、視覚障がいや聴覚障がいのある人への情報伝達の配慮や内部障がい等への必要な医療品や備品の確保に努め、災害時における避難生活の不安の解消を図ります。
- ◆ 災害時の要援護者を把握するため、安心安全地域づくり事業を実施します。
- ◆ 災害時に備えて地域住民や消防署、障がい者関連団体等との連携を図り、災害時の避難誘導や避難所での生活支援等、障がいのある人に必要な援護のネットワークを整備します。
- ◆ 指定避難所や福祉避難所について、障がいに応じた施設運用ができるよう、定期的に点検・見直しを行います。

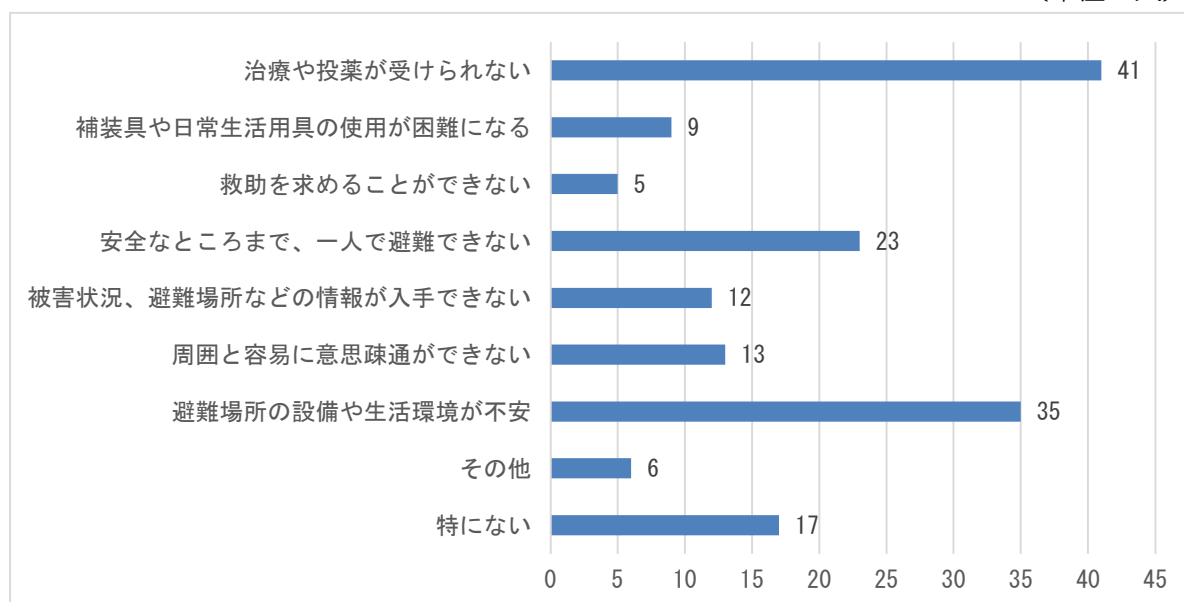
(3) 感染症に対する備え

- ◆ 町内の障がい福祉サービス事業所や感染症対策部門などと連携し、訓練の実施や感染症拡大防止の周知啓発、感染症発生時に備えた平時からの事前準備、感染症発生時の代替サービスの確保に向けた連携体制の構築に努めます。

■火事や地震、風水害など災害時に困ること

【障がい者（18歳以上） アンケート送付 188人中、89人回答】

(単位：人)



第4章 障がい福祉計画・障がい 児福祉計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念と基本的な視点

《「障がい福祉計画」「障がい児福祉計画」の基本的理念》

市町村および都道府県は、障がいのある人の“自立と社会参加”を基本とする障がい者基本法の理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して「障がい福祉計画」・「障がい児福祉計画」を作成することとされています。

【国の基本指針の主旨】

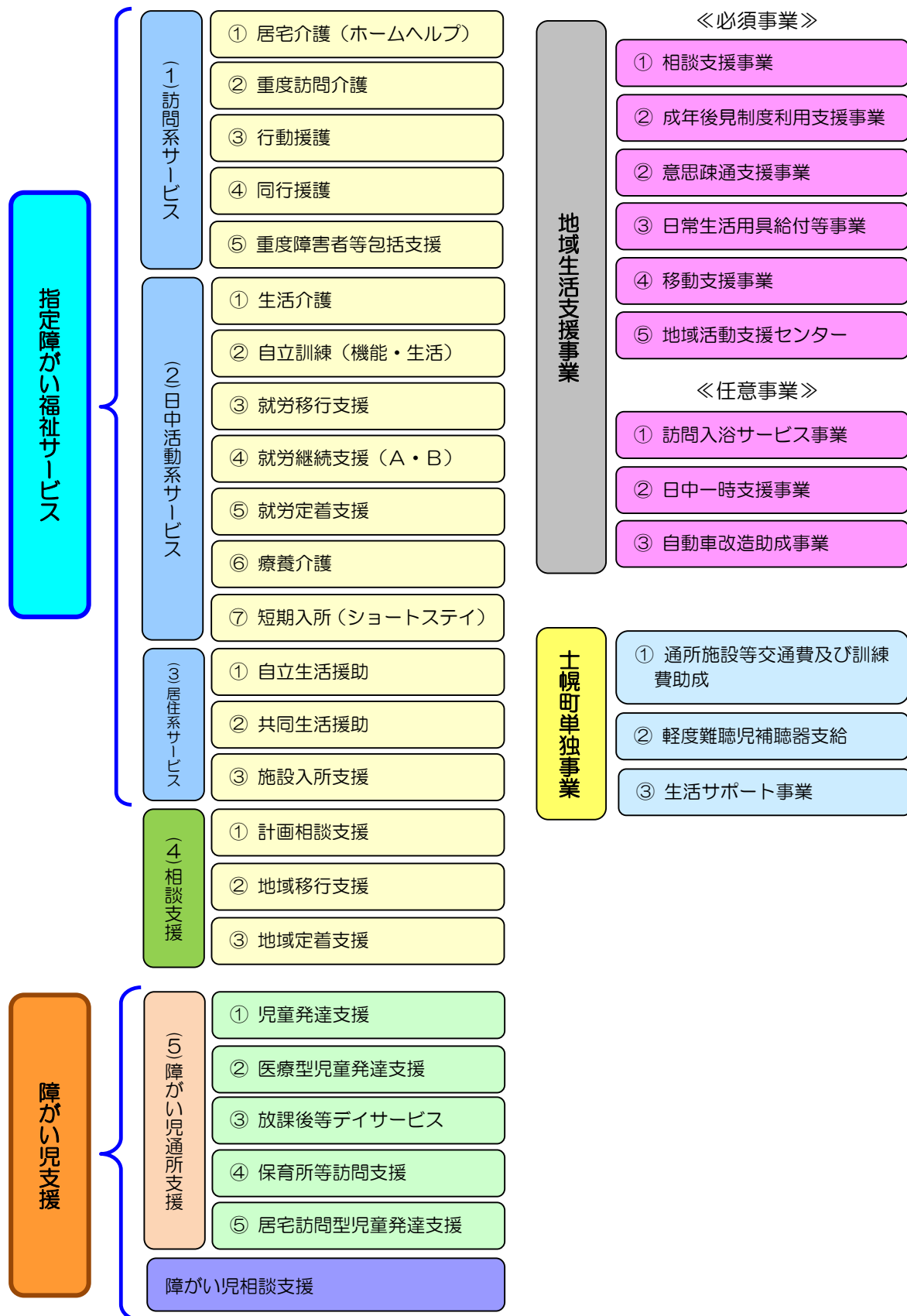
- 1 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2 市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等
- 3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 4 地域共生社会の実現に向けた取組
- 5 障がい児の健やかな育成のための発達支援
- 6 障がい福祉人材の確保
- 7 障がい者の社会参加を支える取組

《障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方》

障がい福祉サービスの提供体制の確保に当たっては、「障がい福祉計画」・「障がい児福祉計画」の基本的理念を踏まえ、下記の点に配慮して数値を設定するとともに、そのために必要となる障がい福祉サービス等の量を見込み、計画的な整備を行います。

- 1 全国で必要とされる訪問系サービスの保障
- 2 希望する障がい者等への日中活動系サービスの保障
- 3 グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
- 4 福祉施設から一般就労への移行等の推進
- 5 強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者に対する支援体制の充実
- 6 依存症対策の推進

2 サービス体系の概要





作品：しほろほのぼのホーム

第5章 障がい福祉サービス・地域 生活支援事業等の整備・充実

1 令和5年度までに達成をめざす数値目標

本計画では、障がいのある人の地域生活移行や就労支援に関する目標について、国の指針及び第5期計画の実績等を踏まえた上で、令和5年度を最終目標年度として以下のとおり設定します。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

■ 国の基本指針

- * 令和元年度末時点の施設入所者の6%以上を地域生活へ移行
- * 令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減

【成果目標の設定】

項 目	数 値	考え方
現入所者数（A）	21 人	令和元年度末の施設入所者数
目標年度（令和5年度）の地域生活移行者数（人）	2人	（A）の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする
目標年度（令和5年度）の減少見込数（人・%）	2人・9%	（A）1.6%以上の削減を基本とする



(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

■ 国の基本指針

- * 令和5年度における精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上
- * 令和5年度末の精神病床の1年以上入院患者数 10.6 万人～12.3 万人
- * 令和5年度における入院後の退院率、3か月後 69%以上、6か月後 86%以上、1年後 92%以上

【成果目標の設定】

精神障がいにより入院となった人が早期に退院することを目指し、そのために必要なサービス等の必要量を見込むため、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置し、地域移行の取組を促進します。

(3) 地域生活支援拠点の機能の充実

■ 国の基本指針

- * 令和5年度までに、市町村または各圏域に少なくとも一つ以上確保しつつ、機能充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討

【成果目標の設定】

令和2年度北十勝3町（音更町・士幌町・鹿追町）で北十勝地域生活支援拠点の整備を行いました。その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討します。



(4) 福祉施設利用者の一般就労への移行

■ 国の基本指針

- * 福祉施設から一般就労への移行者数を、令和元年度実績の 1.27 倍
(うち就労移行支援事業 1.3 倍、就労 A 型 1.26 倍、就労 B 型 1.23 倍)
- * 一般就労移行者のうち、就労定着支援事業を 7 割以上の利用
- * 就労定着率 8 割以上の就労定着支援事業所を全体の 7 割以上

【成果目標の設定】

福祉施設から一般就労への移行

項 目	数 値	考え方
令和元年度の一般就労移行者数	0 人	令和元年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数
令和5年度の年間一般就労移行者数	1 人	令和5年度までににおいて福祉施設を退所し、一般就労する者の数

就労定着支援事業の利用者数

項 目	数 値	考え方
令和元年度の就労定着支援事業利用者数	0 人	令和 2 年 3 月の就労定着支援利用者数
就労定着支援利用者数	1 人	令和5年度までににおいて、就労定着支援を利用する者の数



(5) 障がい児支援の提供体制の整備

■ 国の基本指針

- * 令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所設置し、保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築
- * 令和5年度末までに、都道府県において難聴児支援のための中核的機能を果たす体制を確保
- * 令和5年度末までに、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1カ所確保
- * 令和5年度末までに、医療的ケア児支援の協議の場（都道府県、圏域、市町村ごと）の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネータの配置

【成果目標の設定】

- ① 地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助・助言を合わせて行う等、地域の中核的な療育支援施設として専門的機能を有する児童発達支援センターを十勝圏域で整備されており、関係部署との連携を図ります。
- ② 北海道において確保される中核的機能を果たす体制を連携し、難聴児支援に取り組みます。
- ③ 重度心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスについては、圏域による設置を検討します。
- ④ 医療的ケア児支援の協議の場及びコーディネータの配置については、圏域による設置を検討します。

（６）相談支援体制の充実・強化等

■ 国の基本指針

＊市町村又は圏域で、総合的・専門的な相談支援の実施及び相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保

【成果目標の設定】

相談支援体制を充実・強化するため、慧成会への委託及び研修の参加等、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保することについて検討します。

（７）障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

■ 国の基本指針

＊指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制を構築

【成果目標の設定】

- ① 障がい福祉サービス等に係る各種研修への積極的な参加に取り組みます。
- ② 審査支払を円滑にするため、障がい自立支援審査支払等システムによる審査結果の活用に取り組みます。
- ③ 北海道が行う事業者指導の共有を図ります。

2 障がい福祉サービスの見込量と確保のための方策

指定障がい福祉サービスには、①訪問系サービス、②日中活動系サービス、③居住系サービス、④相談支援、⑤障がい児通所支援、⑥障がい児相談支援があります。

第5期の進捗の分析結果やアンケート調査結果等を踏まえ、サービス利用の新たなサービス対象者を勘案しつつ、各サービスの1か月当たりの見込量を年度ごとに算出していきます。

(1) 訪問系サービス

① 居宅介護（ホームヘルプ）

居宅で食事、入浴、排泄の介護等を行います。

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由、知的障がい及び精神障がいのある人で、常に介護を必要とする人に居宅で食事、入浴、排泄の介護等から外出時の移動支援を行います。

③ 行動援護

自己判断力が制限されている人が行動するときに生じ得る危険を回避するために必要な支援や外出時の移動支援を行います。

④ 同行援護

重度視覚障がい者（児）が外出時において移動に必要な視覚情報の支援や援護の提供を行います。

⑤ 重度障がい者等包括支援

介護の必要性の高い人に対し、居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に行います。

【訪問系サービスにおける1か月あたりの必要量と利用者数の見込量】

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問系サービス (合計)	実利用者数	5人	5人	5人
	延べ利用時間数	110時間	110時間	110時間

【見込量確保の方策】

- ニーズにあった見込量を確保するため、町内及び近隣市町のサービス提供事業者と連携を図ります。

(2) 日中活動系サービス

① 生活介護

常時介護が必要な方に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。

② 自立訓練（機能訓練）

身体障がい者に対し自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、必要な訓練等を行います。

③ 自立訓練（生活訓練）

知的障がい者、精神障がい者に対し自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、必要な訓練等を行います。

④ 就労移行支援

一般企業等への就職を希望する方に、一定期間における生産活動等の機会を提供し、知識や能力の向上のための訓練を行います。

⑤ 就労継続支援（A型）

一般企業等への就労が難しい方に、生産活動等の機会を提供し、知識や能力の向上のための訓練を行います。A型は利用者と事業者が雇用契約を結びます。

⑥ 就労継続支援（B型）

一般企業等への就労が難しい方に、生産活動等の機会を提供し、知識や能力の向上のための訓練を行います。B型は利用者と事業者との雇用契約は必要ありません。

⑦ 就労定着支援

企業や自宅等への訪問や利用者の来所により、生活リズム、家計や体調管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導、助言等の支援を行います。

⑧ 療養介護

医療の必要な障がいがあり常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護などを行います。

⑨ 短期入所

自宅で介護を行う人が病気などの理由で介護ができない場合に、短期間施設に入所して必要な支援を受けます。

【日中活動系サービスにおける1か月あたりの必要量と利用者数の見込量】

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	実利用者数	28人	28人	28人
	延べ利用日数	644日	644日	644日
自立訓練（機能訓練）	実利用者数	1人	1人	1人
	延べ利用日数	5日	5日	5日
自立訓練（生活訓練）	実利用者数	1人	1人	1人
	延べ利用日数	5日	5日	5日
就労移行支援	実利用者数	2人	2人	2人
	延べ利用日数	40日	40日	40日
就労継続支援（A型）	実利用者数	3人	3人	3人
	延べ利用日数	60日	60日	60日
就労継続支援（B型）	実利用者数	25人	25人	25人
	延べ利用日数	500日	500日	500日
就労定着支援	実利用者数	0人	0人	1人
療養介護	実利用者数	2人	2人	2人
	延べ利用日数	62日	62日	62日
短期入所（福祉型）	実利用者数	3人	3人	3人
	延べ利用日数	24日	24日	24日
短期入所（医療型）	実利用者数	0人	0人	0人
	延べ利用日数	0人	0人	0人

【見込量確保の方策】

1) 入所から一般就労への移行支援

- 障がいのある人の専門的・総合的な就業支援、就職講習を行う北海道障がい者職業センター等の活用を促進し、障がいのある人の就業を支援します。
- 就労移行支援は、事業所と連携を図り、積極的な活用を促します。
- 十勝障がい者就業・生活支援センターだいちとの連携を図り、障がいのある人の就労確保に努めます。

2) 障がい者雇用の促進

- 国や道の関係機関と連携し、事業者に対する障がい者雇用を促進する各種助成制度等の周知徹底を図るとともに、理解を深めるための啓発活動を図ります。
- ハローワーク、障がい者職業センター等との連携及び町内企業等と連携を深め、障がいのある人の雇用促進を図ります。
- 地域就労支援事業を継続します。
- 障がい者就労施設等からの調達に対して毎年目標量を設定し、物品等の調達を積極的に行い、障がい者就労施設等の授産の機会を確保します。

3) その他日中活動系サービスの推進

- 介護者の疾病や冠婚葬祭など、一次的に家庭での介護が困難となった家庭などを支援するため、拠点の活用を通じて、短期入所（ショートステイ）事業の受入れ体制を強化します。
- 精神障がい者の社会復帰のため、関係機関と連携して、社会適応訓練等の推進を図ります。
- 精神障がい者のためのグループホームや社会との交流・搜索活動などの日中活動の場を充実するようサービス事業者へ働きかけます。
- 就労継続支援（B型）については、サービス事業所と連携を図り、利用者が希望に添って利用できるよう支援に努めます。
- ニーズにあった見込量を確保するため、町内及び近隣市町のサービス提供事業者と連携を図ります。

（3）居住系サービス

① 自立生活援助

定期的に利用者の居宅を訪問し、食事や洗濯、掃除等についての確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。また、利用者からの相談や要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行います。

② 共同生活援助（グループホーム）

共同生活を営む住居において、相談や日常生活上の援助および、介護を必要とする方に、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。

③ 施設入所支援

施設に入所する方に、夜間や休日、入浴や排せつ、食事等の介護を行います。

【居住系サービスにおける1か月あたりの必要な量の見込量】

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	実利用者数	1人	1人	1人
共同生活援助	実利用者数	18人	19人	20人
施設入所支援	実利用者数	21人	20人	19人

【見込量確保のための方策】

- 居住支援を必要とする障がいのある人に対し、広域で調整しながら、居住施設の確保に努めます。
- グループホームに居住している障がいのある人に対し、事業者等と連携し、日常生活上の援助を行っていきます。

(4) 相談支援

障がい福祉サービスの利用が見込まれる人のうち、自ら福祉サービスの利用に関する調整が困難な単身者や地域移行支援、地域定着支援に向けた計画的なプログラム等の必要な相談を提供します。

【相談支援における必要な量の見込量】

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	実利用者数	5人	5人	5人
地域移行支援	実利用者数	1人	1人	1人
地域定着支援	実利用者数	1人	1人	1人

【見込量確保の方策】

- 計画相談支援事業所との連携により、課題の解決や適切なサービスの利用に向けて、必要な支援を受けることができるようサービス提供体制の確保に努めます。
- 相談支援専門員の派遣を継続し、相談支援体制の確保に努めます。
- 毎月定例の相談日を設け、周知を図ります。
- 入所型施設やグループホームから地域生活に移行する障がい者や精神科医療機関から退院可能な長期精神科入院者については、その動向を把握しながらサービス提供体制の確保に努めます。

（５）障がい児通所支援

日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を提供することを目的とした事業です。

① 児童発達支援

就学前の児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行います。

② 医療型児童発達支援

肢体不自由のある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活の適応訓練及び治療を行います。

③ 放課後等デイサービス

就学児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。

④ 保育所等訪問支援

保育所等の施設を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための支援等を行います。

⑤ 居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい等により外出することが著しく困難な児童に対し、居宅に訪問して日常生活における基本的な動作の指導等を行います。

【１か月あたりの必要な量と利用者数の見込量】

項 目		令和３年度	令和４年度	令和５年度
児童発達支援	実利用者数	１５人	１５人	１５人
	延べ利用日数	６０日	６０日	６０日
医療型 児童発達支援	実利用者数	０人	０人	０人
	延べ利用日数	０日	０日	０日
放課後等 デイサービス	実利用者数	３８人	３８人	３８人
	延べ利用日数	１５２日	１５２日	１５２日
保育所等訪問支援	実利用者数	３人	３人	３人
	延べ利用日数	６日	６日	６日
居宅訪問型 児童発達支援	実利用者数	０人	０人	０人
	延べ利用日数	０日	０日	０日

【見込量確保の方策】

- 町外のサービス提供事業者とも連携し、実施体制の充実を図ります。
- 18歳未満の手帳所持者数の推計や土幌町こども発達相談センターと連携し、今後想定される利用ニーズを算出し、必要なサービス量を確保していきます。

（６）障がい児相談支援

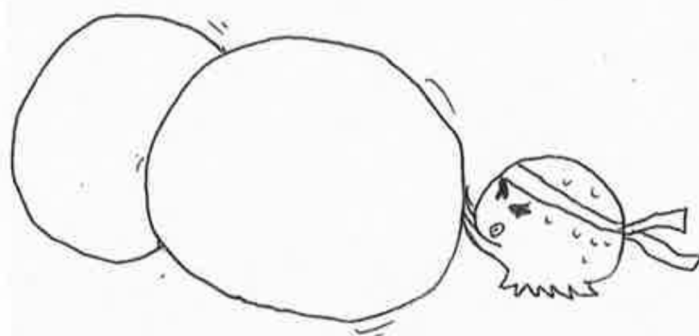
障がい児通所等を利用しようとする児童の相談や利用計画作成、見直しを行い、課題の解決や適切なサービス利用に向けてケアマネジメントによる支援を行います。

【1か月あたりの必要な量と利用者数の見込量】

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい児相談支援	実利用者数	15人	15人	15人

【見込量確保の方策】

- 土幌町こども発達相談センターと連携し、利用者のより身近な相談サービスの提供に努めます。
- 相談支援専門員の育成に協力します。



3 地域生活支援事業の見込量と確保のための方策

(1) 相談支援事業

障がいのある人からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障がい福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、障がいのある人に対する虐待防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、その他障がいのある人等の権利擁護のために必要な援助を行います。

【1年あたりの必要な量の見込量】

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい者相談支援事業	か所	1 か所	1 か所	1 か所
地域自立支援協議会	か所	1 か所	1 か所	1 か所
成年後見制度利用支援事業	人数	1 人	1 人	1 人

【見込量確保の方策】

- 相談支援専門員を委託により配置し、障がいのある人やその家族が抱える多様な相談に対応していきます。
- 相談の多様化・重層化に対応できる相談機能が求められていることから、町と相談支援委託事業所との連携を一層強化し、相談支援の充実を図ります。
- 地域における様々な課題に対応するため関係機関と連携を図るとともに自立支援協議会の充実に努めます。
- 窓口で受けた相談については、関係部署と連携をとり、情報を共有し、適切な対応を図ります。
- 障がい福祉サービス事業者や町内 NPO 法人等と連携を図り、成年後見制度の啓発活動を推進します。

(2) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思の伝達に支援が必要な人に対して、手話通訳者及び要約筆記者の派遣等を行います。

【1年あたりの必要な量の見込量】

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
意思疎通支援事業	実利用者数	1 人	1 人	1 人

【見込量確保の方策】

- ろうあ連盟に委託し、手話通訳者や要約筆記者の派遣等により、円滑なサービス提供を行います。

（３）日常生活用具給付等事業

重度障がいのある人等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ります。

【１年あたりの必要な量の見込量】

項 目		令和３年度	令和４年度	令和５年度
介護・訓練支援用具	件数	１件	１件	１件
自立生活支援用具	件数	２件	２件	２件
在宅療養等支援用具	件数	１４件	１４件	１４件
情報・意思疎通支援用具	件数	１件	１件	１件
排泄管理支援用具	件数	１６８件	１８０件	１９２件
居住生活動作補助用具 （住宅改修費）	件数	１件	１件	１件

【見込量確保の方策】

- それぞれの障がい特性により必要性を検討し、引き続き給付を実施します。
- 日常生活用具の技術の進歩による機能向上や新製品を把握し、品目の追加や廃止を検討していきます。



（４）移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人に対して、社会生活において必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出支援を行います。

【１年あたりの必要な量及び利用者数の見込量】

項 目		令和３年度	令和４年度	令和５年度
移動支援事業	実利用者数	５人	５人	５人
	延べ利用時間	３５０時間	３５０時間	３５０時間

【見込量確保の方策】

- 障がいのある人が地域において自立した社会生活を送り、社会参加が促進されるよう、必要量の提供体制の整備に努めます。
- 障がいの特性に応じたグループ支援などの移動方法を検討します。
- 事業所に対し、視覚障がい者等の行動範囲等拡大に向け、サービス従事者の資質向上の機会を図るよう求めています。

（５）地域活動支援センター事業

創作的な活動や生産活動、社会との交流促進など、様々な活動を支援する場として、障がいのある人の地域生活を支援します。

【１年あたりの必要な量の見込量】

項 目		令和３年度	令和４年度	令和５年度
地域活動支援センター	か所	１か所	１か所	１か所
	実利用者数	５人	５人	５人

【見込量確保の方策】

- 町内の在宅で障がいのある人等、利用希望者の把握に努めます。
- 利用者に対し安定的な運営、サービスの提供ができるよう、従事者・ボランティアの確保に向けて、町内事業者を支援します。また、従事者の資質の向上を図ります。

(6) 日中一時支援事業

障がいのある人の家族に向けた就労支援および障がいのある人を日常的に介護している家族へ一時的な休息についてを支援します。

【1年あたりの必要な量の見込量】

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	実利用者数	27人	27人	27人

【見込量確保の方策】

- 支援が必要であると認められる人の把握に努め、その家族等に事業内容の情報提供等を行います。
- サービス事業所と必要量の確保に努めます。

(7) 訪問入浴サービス事業

障がいのある人の在宅での自立した生活を支えるため、在宅の重度身体障がいのある人に対して、訪問による入浴サービスを提供し、身体の清潔保持、心身機能の維持を図ります。

【1年あたりの必要な量の見込量】

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス事業	実利用者数	1人	1人	1人

【見込量確保の方策】

- 訪問入浴サービス事業が必要な障がいのある人の把握に努めます。
- 訪問入浴サービス事業の内容の周知、利用の促進に努めます。
- 訪問入浴サービス事業所と連携し、適切なサービス提供を行います。

（８）自動車改造助成事業

身体障がいのある人が自動車を改造する場合又は自ら運転できない重度の身体障がいのある人もしくはその人と生計を一にする人が、自動車を改造又は改造された自動車を購入する場合、その経費の一部を助成します。

【１年あたりの必要な量の見込量】

項 目		見込量		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度
自動車改造助成事業	実利用者数	１人	１人	１人



4 町単独その他事業

(1) 通所施設等交通費及び訓練費助成事業

障がい者及び障がい児の保護者や障がいのある人が障がい者施設や特別支援学校等への通所に要する経費等の一部を助成する支援を行います。

【1年あたりの必要な量の見込量】

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい者等訓練通所 費等助成事業	実利用者数	38人	38人	38人

【見込量確保の方策】

- 特別支援学校、障がい福祉サービス事業者等と連携を図り、啓発活動を推進します。

(2) 軽度難聴児補聴器支給事業

身体障がい者手帳の交付を受けることのできない軽度難聴児に対し、補聴器購入費用の一部助成を行います。

【1年あたりの必要な量の見込量】

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
軽度難聴児補聴器 支給事業	実利用者数	1人	1人	1人

【見込量確保の方策】

- 保健部門、特別支援学校等と連携を図り、啓発活動を推進します。

（３）生活サポート事業

介護給付の対象とならない障がいのある人で、日常生活を送る上での支援や家事支援を行わなければ、自立した生活を送ることができない人に、ヘルパー等を居宅に派遣し、必要な支援を行います。

【１年あたりの必要な量の見込量】

項 目		令和３年度	令和４年度	令和５年度
生活サポート事業	実利用者数	１人	１人	１人

【見込量確保の方策】

- 生活サポート事業が必要な障がいのある人の把握に努めます。
- 生活サポート事業の内容の周知、利用の促進に努めます。

（４）重度障がい者紙おむつ等購入費助成事業

在宅で生活し、常時紙おむつまたは尿取りパットを必要とする重度の知的障がい者又は精神障がいの方へ経費の一部を助成する支援を行います。

【１年あたりの必要な量の見込量】

項 目		令和３年度	令和４年度	令和５年度
重度障がい者紙おむつ等購入費助成事業	実利用者数	１人	１人	１人

【見込量確保の方策】

- 重度障がい者紙おむつ等購入費助成事業の内容の周知を行い、利用希望者の把握に努めます。

第6章 計画の推進体制と

進行管理

1 計画の周知・啓発

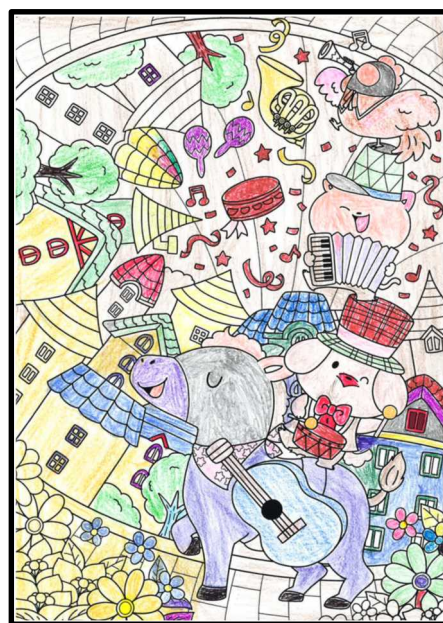
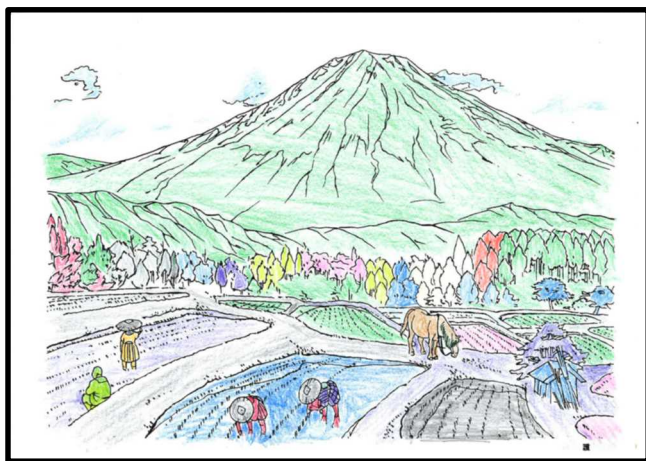
計画については、ホームページで公表するなど、広く町民に周知し、障がいのある人もない人も共に暮らす共生社会の実現に向けて周知・啓発に努めます。

また、既存の障がい福祉サービスについても、内容や手続きの方法をわかりやすくしてほしいといったアンケートの声もありました。利用者本人をはじめ、家族や支援者等に対し、わかりやすい情報提供と障がい福祉制度の周知・啓発を進めます。

2 関係機関等の連携

障がいのある人に対する各種サービスの充実を目指し、保健・福祉分野以外にも関係機関・団体との連携をした取り組みが必要であり、幅広い協力体制を得ながら計画を推進します。

本計画に関する施策・事業を効果的かつ効率的に推進するため、上位計画である「第6期士幌町町づくり総合計画」をはじめ、「第4期士幌町地域福祉計画」・「士幌町高齢者保健福祉計画」等他の福祉関連計画との連携を図り、障がいのある人や障がいのある児童のニーズに対応するとともに、生涯を通じて適切な相談・サービス提供等支援が行われるよう、関係機関や関係各課による連絡調整等を十分に行います。

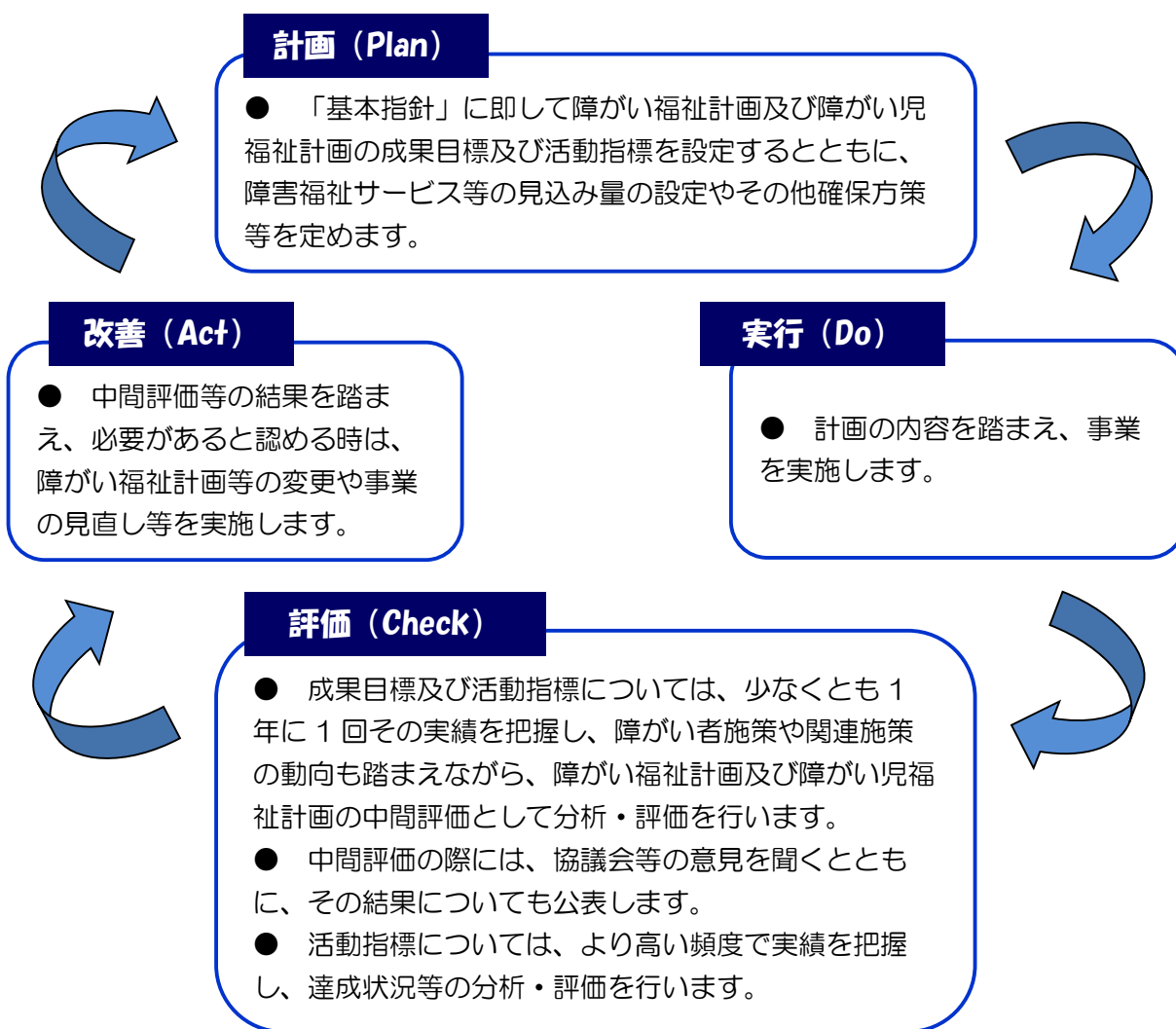


作品：しほろほのぼのホーム

3 計画の進行管理

本計画は、障がい者総合支援法において規定された、PDCA サイクルを導入し、定期的に分析・評価を行い、「土幌町保健医療福祉総合推進協議会」で成果目標等に関する実績を把握します。必要があるときは、計画変更等の措置を講じるなどし、進捗や評価を公表していきます。

「PDCA サイクル」による計画の点検・評価のプロセスのイメージ





作品：しほろほのぼのホーム

資料編

あ行

【アセスメント】

障がいのある本人や家族の話を聞きながら、希望する生活を実現するために本当に必要なものは何なのかを明らかにしていく過程をいい、サービス提供等援助活動を行う前に行われる評価、あるいは課題分析のこと。

【一般就労】

障がい者自立支援法に基づき国が定めた「障がい福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために基本的な指針」の中で、一般就労とは、一般に企業等への就職（就労継続支援A型の利用は除く）や在宅就労、自らの起業をいう。

【医療的ケア】

医師の指導の下、保護者や看護師が日常的・応急的に行っている経管栄養、たんの吸引等の医療行為のこと。

【インクルーシブ教育】

障がいのある人と障がいのない人が、ともに学ぶこと。インクルーシブとは「包括的な」「包み込む」という意味。

か行

【共生社会】

多様な価値観や文化を認め合う社会であり、障がいの有無だけでなく、男性も女性も子ども達もお年寄りも、一人ひとりが個人として尊重され、相互に対等な関係を築き、その持てる能力を十分発揮しつつ自己実現をめざして、社会参加できる創造的で豊かな社会のこと。

【グループホーム（共同生活援助）】

地域社会の中にある住宅（アパート、マンション、一戸建等）において、数人の障がいのある人が共同で生活するもの。

障がいのある人が安心して生活できるよう設備・構造等が配慮されているとともに、主として夜間において共同生活を営むべき住居において相談、食事や入浴の介護、その他の日常生活上の援助を受けられる。

【権利擁護】

意思能力が十分でないため、生活の様々な場面で権利を侵害されやすい知的障がい者や認知症高齢者などが、安心して日常生活を送ることができるよう、その権利の擁護や権利行使に関する専門的な相談・援助を行うこと。

【合理的配慮】

合理的配慮とは、障がいのある人が障がいのない人と平等に人権を享受し行使できるよう、一人ひとりの特徴や場面に応じて発生する障がい・困難さを取り除くための、必要な配慮のこと。

さ行

【児童福祉法】

児童の健全な育成、児童の福祉の保障とその積極的増進を基本精神とする総合的な法律。

【障がい者差別解消法】

すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として制定された法律。

【自立支援医療】

障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活または社会生活を営むために提供される必要な医療のことで、①身体障がい者に対して行われる更生医療、②身体障がい児（18歳未満）に対して行われる育成医療、③精神障がい者に対して行われる精神通院医療がある。

【自立支援協議会】

地域の障がい福祉にかかわる定期的な協議・調整の場として、関係機関の参画のもとに設置。障がいのある人や家族などを支えるために必要な協議・検討・調整などを進める機関。

【身体障がい】

身体機能に何らかの障がいがあり、日常生活に制約がある状態をいいます。身体障がい者福祉法では、①視覚障がい、②聴覚・平衡機能障がい、③音声・言語・そしゃく機能障がい、④肢体不自由、⑤内部機能障がい（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がい）の5つに分類されている。

【身体障がい者手帳】

身体に永続的な障がいがあり、その障がい程度が身体障がい者障がい程度等級表に該当する人に対し、一貫した相談指導を行うとともに、様々な援助を受けやすくするために身体障がい者福祉法に基づき交付される手帳のこと。障がいの程度に応じて、1 級から 6 級までの手帳が交付される。

【精神障がい】

統合失調症、気分障がい（うつ病等）等の様々な精神疾患により、継続的に日常生活や社会生活に支障がある状態のこと。

【精神障がい者保健福祉手帳】

精神疾患を有する人のうち、長期にわたり日常生活や社会生活に制約がある人に対し、社会復帰や自立、社会経済活動への参加を促進するため、精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律に基づき交付される手帳のこと。障がいの程度により 1 級から 3 級までの手帳が交付される。

【成年後見制度】

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分ではない人を保護し、不利益から守るための制度。家庭裁判所の審判に基づき、成年後見人、補佐人、補助人等から財産管理や日常生活の援助を受けること、また、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合にそれを取り消すことができる。

た行

【地域生活支援拠点等】

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、相談、体験の機会、緊急時の対応等の必要な機能を備えた拠点施設あるいは単独機能施設の集合体をいいます。

【知的障がい】

知的機能の障がいが発達期（おおむね 18 歳まで）に現れ、日常生活や社会生活に支障が生じているため、何らかの特別な援助を必要とする状態にある人。

【特別支援教育】

障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う。

な行

【ノーマライゼーション】

年齢や性別、障がいの有無にかかわらず、お互い特別に区別されることなく、社会生活をともにすることが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方。

は行

【発達障がい】

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとして定められたもの。

【バリアフリー】

障がい者や高齢者が社会生活をしていく上の障壁（バリア）を除去すること。段差等の物質的障壁や、社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的等全ての障壁の除去を行うことをいう。

【福祉避難所】

指定避難所生活において特別な配慮を必要とする高齢者や障がいのある人等の避難行動要支援者を対象に開設される2次的避難所のこと。

【ヘルプカード】

ヘルプマークが標示され、緊急連絡先や必要な支援内容等が記載されたカード。

【ヘルプマーク】

外見からは分からない内部障がいの人等、周囲の人に配慮や援助を必要としていることを知らせるために作成されたマーク。

【法定雇用率】

雇用する労働者に占める障がいのある人の割合。障がい者雇用促進法では事業主に対して法定雇用率以上になるよう義務付けている。

や行

【ユニバーサルデザイン】

年齢、性別、国籍、障がいの有無等で特定の人限定せず、全ての人にとって使いやすいように配慮して、施設、建物、製品、情報、生活環境をデザイン（計画・実施）するという考え方。

【要約筆記】

聴覚障がい者に対し話の内容を要約し、その場で文字にして伝える筆記通訳のこと。手書きやパソコンを用いる。

ら行

【ライフステージ】

人の障がいにおける人生の各段階のこと。幼児期、学齢期、青年期、壮年期、高齢期など、各人の生活の変化における質的な区切りからみた人生の段階を表す。

【療育】

障がいのある子どもが社会的に自立することを目的として行われる医療と保育のこと。

【療育手帳】

知的障がいのある人に対して、一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくするために交付される手帳のこと。申請により児童相談所または道立心身障がい者総合相談所による判定が行われ、その結果に基づき北海道知事が交付決定する。

【レスパイト】

「休息・一時的な開放」という意味で、障がい児を一時的に預かって、家族を一時的に介護から解放することによって、日頃の身体的・精神的な疲れなどを回復できるようにする援助サービスのこと。

障がい者(18歳以上)

【調査結果】

区分	配布数	回収数	有効回答数	回収率
18歳以上	188	89	89	47.3%

1 回答者について

問1 回答者

本人	本人の家族	家族以外の介助者	無回答	合計
67	9	10	3	89

問2 年齢

18～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	無回答	合計
11	12	20	16	21	8	1	89

問3 性別

男性	女性	無回答	合計
54	34	1	89

問4 居住地

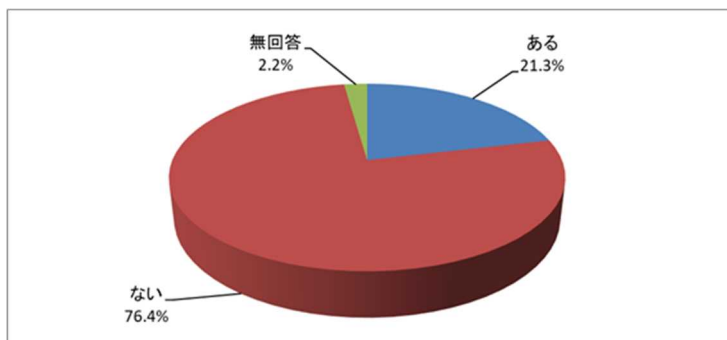
土幌町内	十勝管内	北海道内	合計
59	20	10	89

問5 現在、一緒に暮らしている人（重複回答あり）

父母・祖父母・兄弟・姉妹	配偶者	子ども	グループホーム、福祉施設	いない	その他	無回答
26	24	9	25	10	2	1

問6 生活する上で困っていること

ある	ない	無回答	合計
19	68	2	89



「ない」と答えた方が76%ですが、21%の方は「ある」と答えています。困っている内容としては、様々なことが上げられています。

問7 困っていること

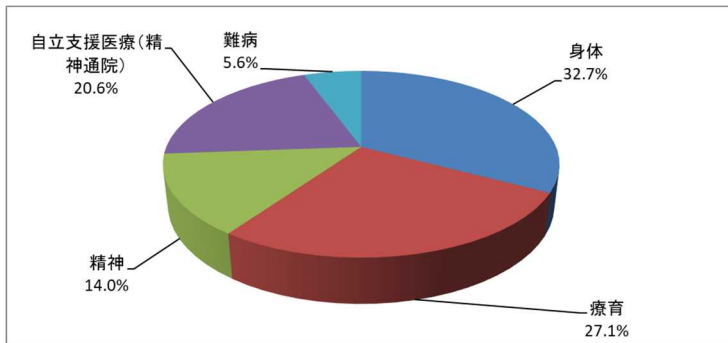
交通手段が少ない。
金銭に困っています。新しい仕事を見つけて収入を増やしたいと考えている。
金銭面を両親に負担してもらってばかりで申し訳ない。
短時間くらいで働ける仕事がない。病気で身体が長時間拘束される仕事は、自分には向かない。
収入がない。
経済的なこと、病気のこと。
社会福祉協議会の職員の方に通帳、カード、印鑑をなかなか返してもらえなくて困っています。
仕事をしたいが、適当なところがない。
市街地に有料の入浴施設があったらありがたいです。
同行支援サービス制度がほしいです。身内の負担軽減を図りたいから。障害が悪化した際の生活をどのようにすべきか専門的なアドバイスがほしいです。
怪我をするかもしれない不安。

通所するときの交通手段、今後、親が他界したらどうやって生活するのか。
 今後の社会の流れと食品の価格。
 庭木の枝きり、草むしり、冬は雪かき。
 住んでいるところ。
 わからない。

2 障がいの状況について

問8 手帳の種類（重複回答あり）

身体	療育	精神	自立支援医療 (精神通院)	難病	無回答	合計
35	29	15	22	6	0	107



周囲から視覚的にわからない障がいが6割を超えています。

問8-1 身体手帳の内容（級）

1級	2級	3級	4級	5級	6級	無回答	合計
9	9	6	6	2	2	1	35

問8-1 身体手帳の内容（部位）

視覚障がい	聴覚障がい	音声・言語・そ やく機能障がい	肢体不自由	内部障がい	無回答	合計
1	1	1	13	4	15	35

問8-2 療育手帳の種類

A	B	無回答	合計
8	20	1	29

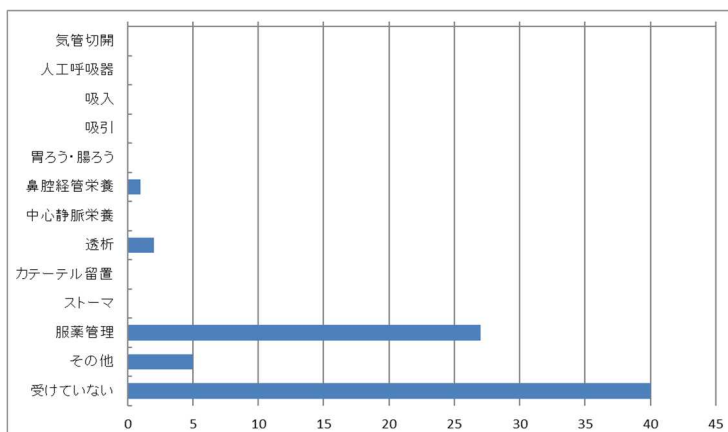
問8-3 精神手帳の内容

1級	2級	3級	無回答	合計
2	9	2	2	15

問9 現在受けている医療的ケアをお答えください。（複数回答可）

気管切開	人工呼吸器	吸入	吸引	胃ろう・腸ろう	鼻腔経管栄養	中心静脈栄養	透析	カテーテル留置	ストーマ
0	0	0	0	0	1	0	2	0	0

服薬管理	その他	受けていない
27	5	40

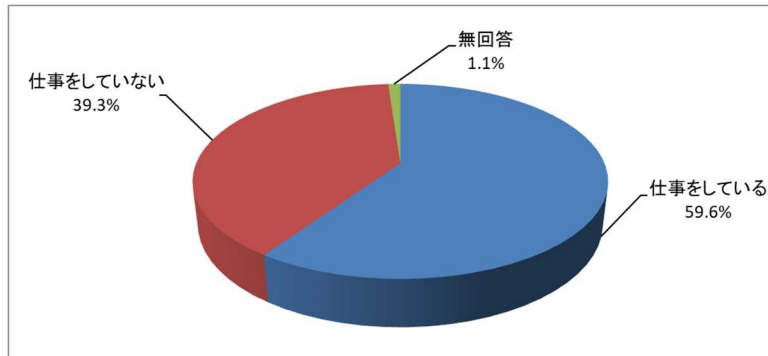


「受けていない」が最も多く、次いで「服薬管理」となっています。

3 就労の状況について

問10 現在、仕事をしていますか

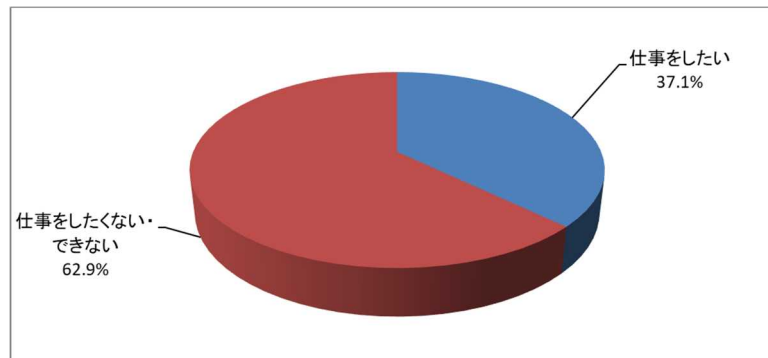
仕事をしている	仕事をしていない	無回答	合計
53	35	1	89



仕事をしている方が半数を超えています。

問11 将来、仕事をしたいと思いますか。

仕事をしたい	仕事をしたくない・できない	合計
13	22	35

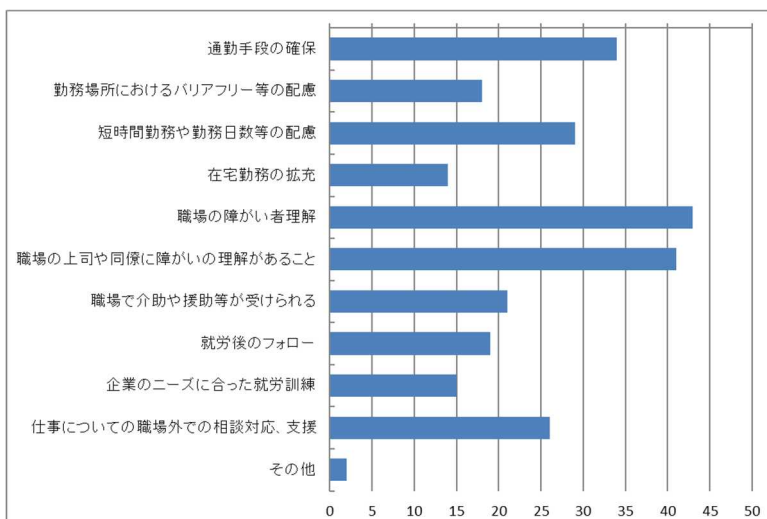


問10で『仕事をしていない』と回答した方のうち、「仕事をしたくない・できない」と回答した方が半数を超えています。

問12 障がい者の就労支援としてどのようなことが必要だと思います。(複数回答可)

通勤手段の確保	勤務場所におけるバリアフリー等の配慮	短時間勤務や勤務日数等の配慮	在宅勤務の拡充	職場の障がい者理解	職場の上司や同僚に障がいの理解があること	職場で介助や援助等が受けられる	就労後のフォロー	企業のニーズに合った就労訓練	仕事についての職場外での相談対応、支援
34	18	29	14	43	41	21	19	15	26

その他
5



「職場の障がい者理解」の回答が最も多く、次いで「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」、「通勤手段の確保」などの回答が多い結果となりました。

就労支援として、職場での理解が必要であるということが求められています。

4 障害福祉サービスについて

問13 利用しているサービスの種類と満足度

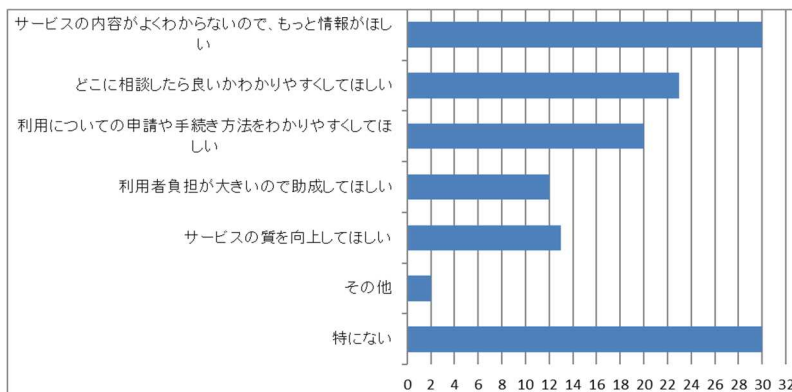
	満足している	満足していない	どちらとも いえない
居宅介護（ホームヘルプ）	0	0	5
通院介助、行動援護、移動支援	3	0	5
地域活動支援センター	4	1	1
就労継続支援	16	0	0
共同生活援助	9	2	5

上記以外のサービス	7
何も利用していない	33

何も利用していない方が最も多いが、サービスを利用している方の中では、就労継続支援の利用が多く、また、満足度も高い結果となっています。

問14 今後希望することは何ですか（複数回答可）

サービスの内容 がよくわからないので、もっと 情報がほしい	どこに相談したら 良いかわかりやすく してほしい	利用についての申 請や手続き方法を わかりやすくして ほしい	利用者負担が大き いので助成してほ しい	サービスの質を 向上してほしい	その他	特にな
30	23	20	12	13	2	30
※その他内訳	サービスの種類が自分の障がいにあっておらず使用できていません。障害にあったサービスとなって欲しいです					



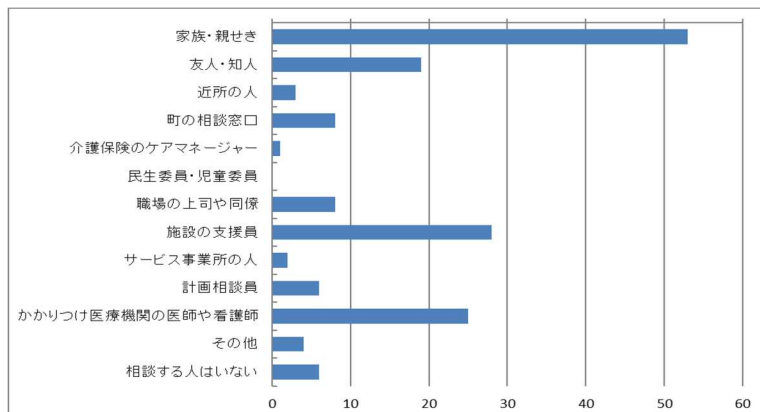
「特にな」と「サービスの内容がよくわからないので、もっと情報がほしい」が最も多く、「どこに相談したら良いかわかりやすくしてほしい」「利用についての申請や手続き方法をわかりやすくしてほしい」という希望が多い結果となっています。

5 悩みや相談について

問15 悩みの相談相手（複数回答可）

家族・親戚	友人・知人	近所の人	町の相談窓口	介護保険のケアマネジャー	民生委員・児童委員	職場の上司や同僚	施設の支援員	サービス事業所の人	計画相談員
53	19	3	8	1	0	8	28	2	6

かかりつけ医療機関の医師や看護師	その他	相談する人はいない
25	4	6

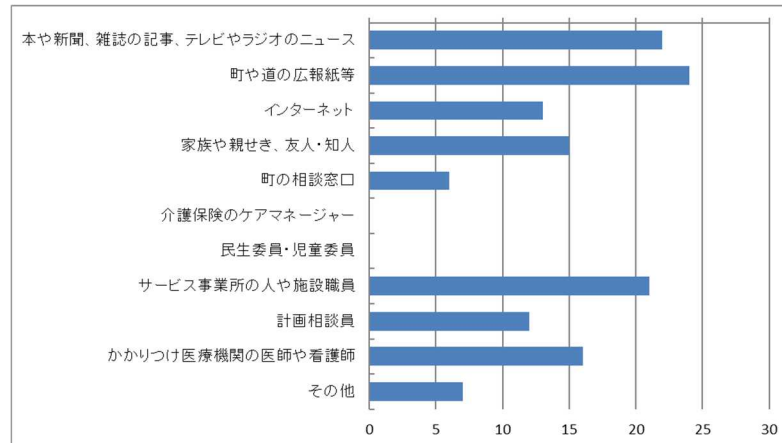


相談相手として、「家族・親戚」が最も多く、次いで「施設の支援員」や「かかりつけの医療機関」が多い結果となっています。

問 1 6 福祉サービス等に関する情報（複数回答可）

本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース	町や道の広報紙等	インターネット	家族や親せき、友人・知人	町の相談窓口	介護保険のケアマネジャー	民生委員・児童委員	サービス事業所の人や施設職員	計画相談員	かかりつけ医療機関の医師や看護師
22	24	13	15	6	0	0	21	12	16

その他
7

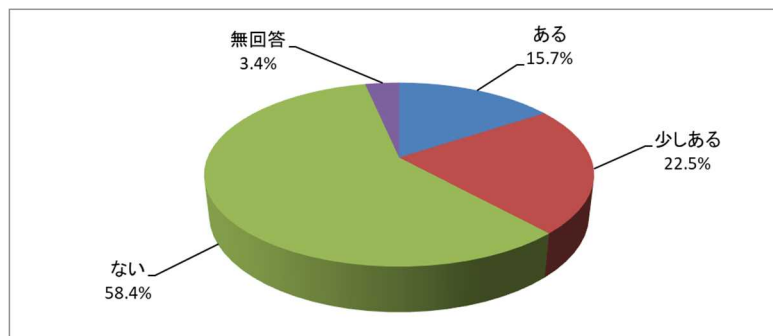


情報を知る機会として、「町や道の広報紙等」が最も多く、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」や「サービス事業所の人や施設職員」が多くなっています。

6 権利擁護について

問 1 7 差別や嫌な思いをする（した）ことがありますか。

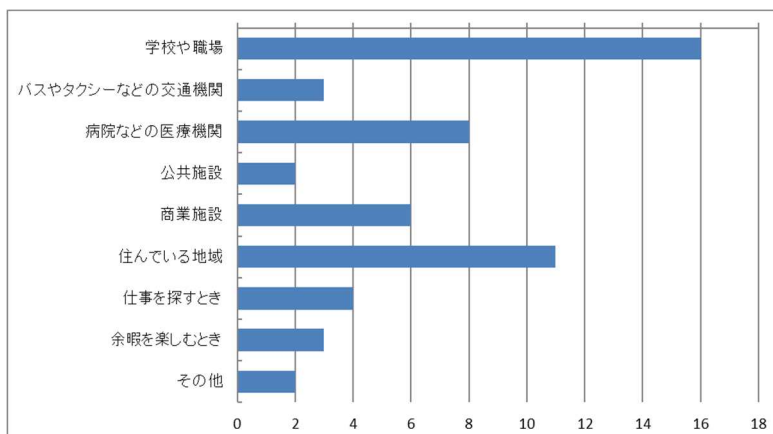
ある	少しある	ない	無回答	合計
14	20	52	3	89



「差別や嫌な思いをしたことがない」と回答した方が半数を超えていますが、38.2%の方が「ある」、「少しある」と回答しています。

問 1 8 どのようなところで差別や嫌な思いをしましたか。（複数回答可）

学校や職場	バスやタクシーなどの交通機関	病院などの医療機関	公共施設	商業施設	住んでいる地域	仕事を探するとき	余暇を楽しむとき	その他
16	3	8	2	6	11	4	3	2



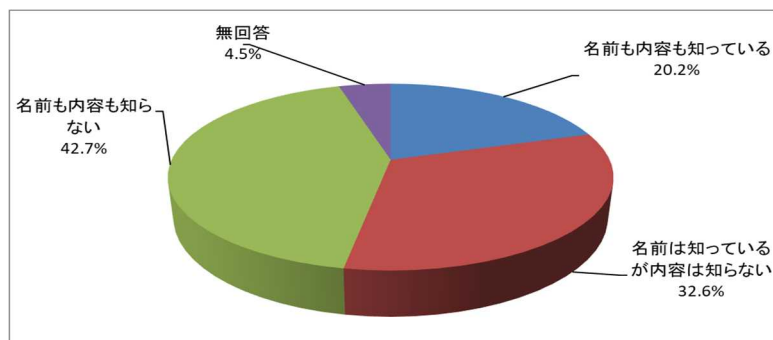
差別や嫌な思いをした場面として、「学校や職場」が最も多く、「住んでいる地域」、「病院などの医療機関」も多く選択されています。

問19 問18でどのようなことがありましたか。

笑われた。
職場の上司によって対応に温度差ができる。現在の上司は、聞こえないとわかっているのに、きちんとした対応ができない。私の障がいには目に見えない障がいですが、どうすればわかるのかという配慮がないことが多く、それだけで疲れてしまいます。
・奇妙な目で見られる。・他の人や妹と比べられる(今は大分減ったけど)。・必要以上に気を遣わせてしまう。
病院は血液検査が嫌い。
義務教育の間は、健常者と対等に生きてきたが、それを過ぎるといくらやってもアルバイトにすら落ち続けて、結局自分は対等でも何でもないので。今までの人生は所詮社会の本音と建前に踊らされていた。幻だったのだと知り、激しい社会憎悪・人間憎悪に陥った。そして今までの幻の人生を全て捨て去り、自分という人間、人生そのもののものを一から再構築せざるおえなくなった。母と障がい者年金に頼って生き長らえるので精一杯で、人生希望なんて持てるはずがない。いずれ母が死んだらどうなるのか。いくら考えても解らないから、もうほとんどどうでも良くなっている。
・病院での受入拒否。・商業施設での偏見ある視線。
待ち時間が長い。
嫌な思いと言うよりは、優先していただけること自体が特別な感じがする。
バスの中で学生がうるさい。
「ガイジ」（障がい児の意）と言われた。・差別を受けるのが怖くてハンデのことを友人などに言えない。そのせいで理解を得られないことがある（目に見えないハンデを持っているので）
障害があるため、一緒にいたくない、遊ばないと言われた。
職場の職員は、面と向かっては、いいこと言うけど、聞こえるところで悪口を言う。医者は、私の家族のことをよく言わない時があった。ストレス。
高校生の時、障害のことを言われた。
ジロジロ見られる。笑われる。
買い物をしているときなど、車椅子に乗っているとジロジロ見られることがある。
保育所から小学校への入学について、町内の小学校では対応が難しい状況であったようだ。
定期通院について、入社時に2ヶ月に1度程度通院のために休む約束で入社したのに、現在は、有給休暇か休日出勤を強く進められ代休となっているなど、障がいについての理解が得られていない。
長い説教（仕事ができない、手を止めろといわれる）いい加減しろと脅しかける。（なぐるぞとか、帰らせてもらうとか）
言葉の暴力
怒られたことがあった。
外見で障がい者と判断できない為、とろくさく見えるのか、言動で見下されることが多いです。
パチンコ屋さんで指を指された。たばこの火。

問20 成年後見制度について

名前も内容も知っている	名前は知っているが内容は知らない	名前も内容も知らない	無回答	合計
18	29	38	4	89

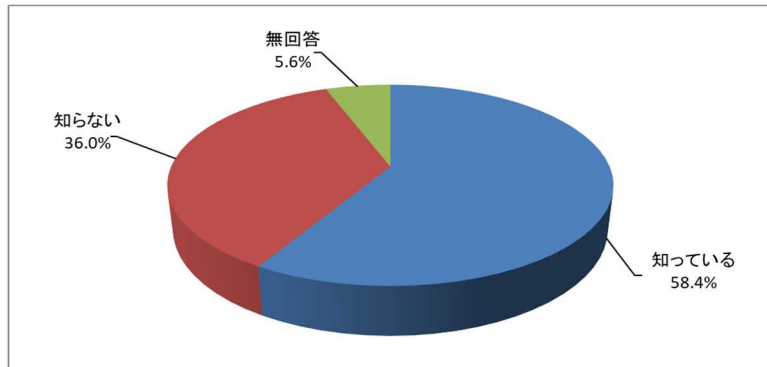


「名前も内容も知っている」と回答した方は、2割程度にとどまっています。まだまだ認知度は低いことがうかがえます。

7 災害時の避難などについて

問2-1 自分の避難場所をご存知ですか。

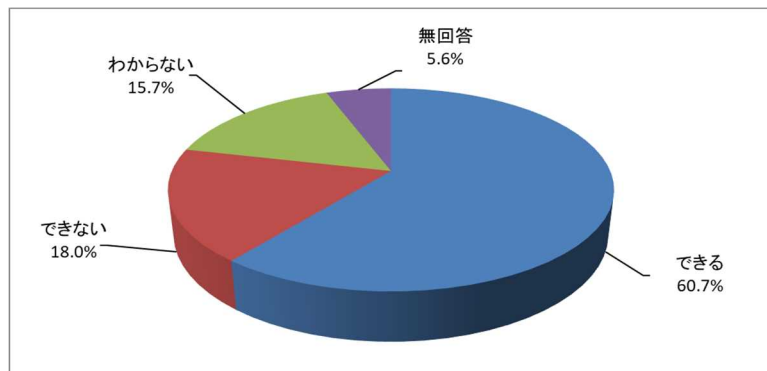
知っている	知らない	無回答	合計
52	32	5	89



「知っている」方は、半数以上いる反面、36%の方は「知らない」との回答だったため、より周知が必要と考えます。

問2-2 災害時、一人もしくは家族と避難できると思いますか。

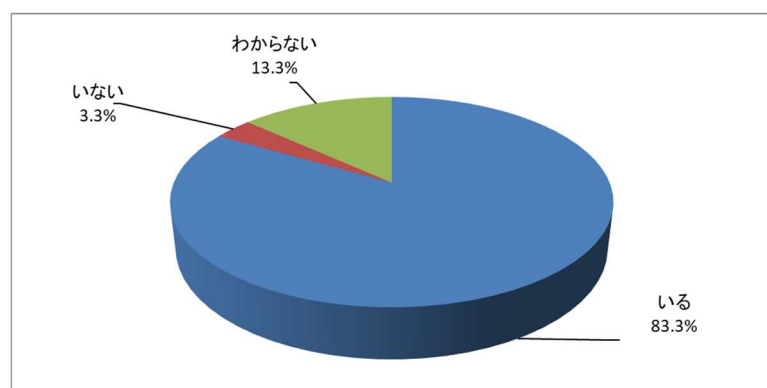
できる	できない	わからない	無回答	合計
54	16	14	5	89



「できる」と回答した方が60.7%となっています。一方で、「できない」、「わからない」と回答した方が33.7%となっています。

問2-3 助けてくれる人は近くにいますか。

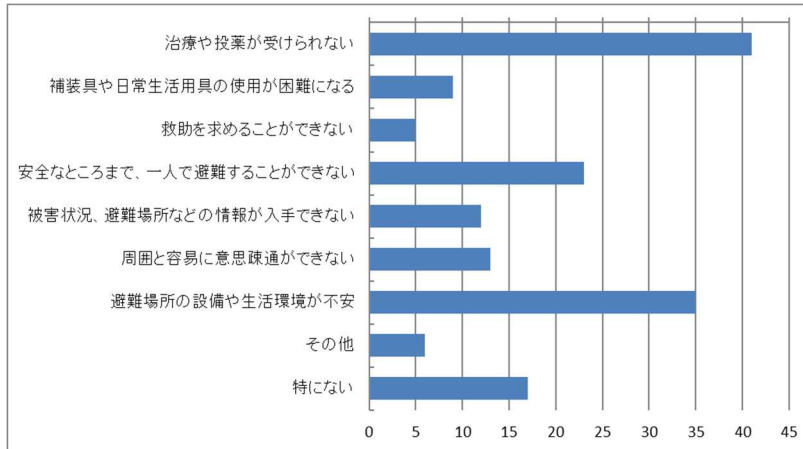
いる	いない	わからない	合計
25	1	4	30



問2-2で「できない」、「わからない」と回答した方のうち、助けてくれる人がいると回答した方は83.3%となっています。

問24 火事や地震、風水害などの災害時に困ることは何ですか。（複数回答可）

治療や投薬が受けられない	補装具や日常生活用具の使用が困難になる	救助を求めることができない	安全なところまで、一人で避難することができない	被害状況、避難場所などの情報が入手できない	周囲と容易に意思疎通ができない	避難場所の設備や生活環境が不安	その他	特にない
41	9	9	23	12	13	35	6	17

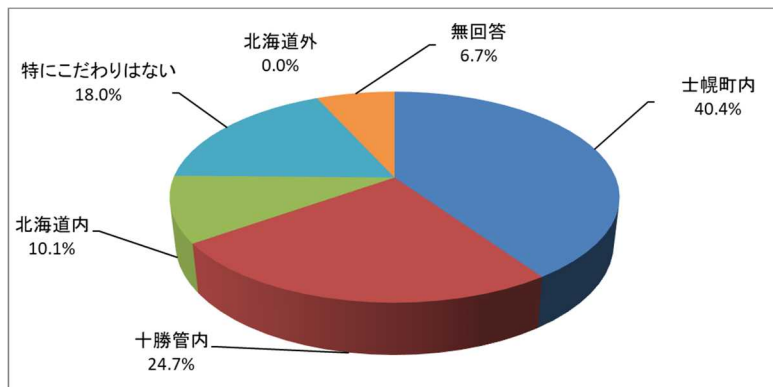


災害時の困りごととして、「治療や投薬が受けられない」、「避難場所の設備や生活環境が不安」、「安全なところまで、一人で避難することができない」と回答した方が多くなっています。

8 今後の生活と障がい福祉について

問25 今後どこで生活していきたいですか。

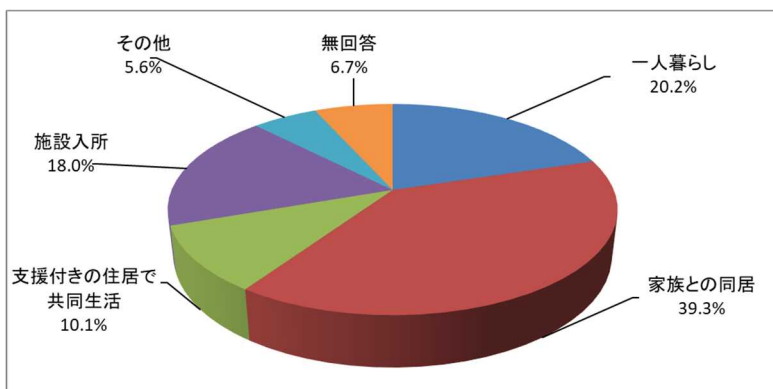
士幌町内	十勝管内	北海道内	北海道外	特にこだわりはない	無回答	合計
36	22	9	0	16	6	89



これからも士幌町内で生活していきたいと回答した方が40.4%、「十勝管内」が24.7%と半数以上を占めています。

問26 今後、どのような生活をしていきたいですか。

一人暮らし	家族との同居	支援付きの住居で共同生活	施設入所	その他	無回答	合計
18	35	9	16	5	6	89

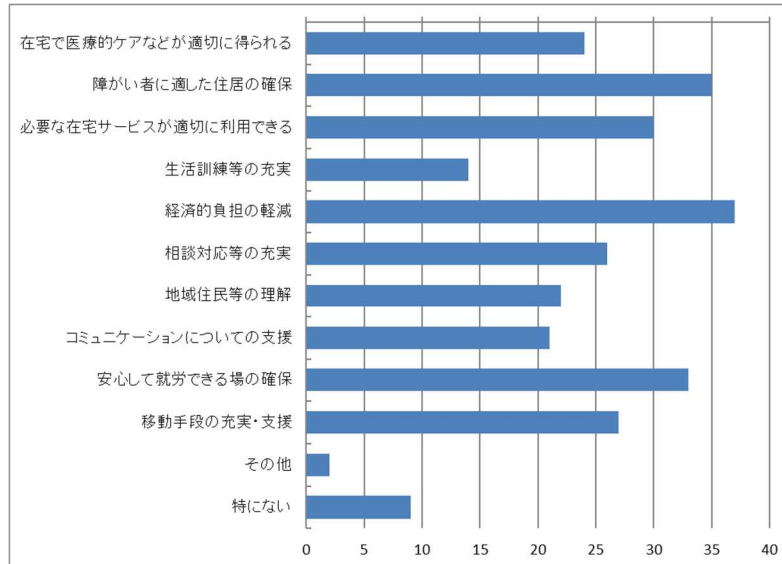


これからの生活として「家族との同居」が最も多く、次いで「一人暮らし」と回答した方が多くなっています。

問27 地域で安心して生活していくためには、どのような支援があればよいと思いますか。（複数回答可）

在宅で医療的ケアなどが適切に得られる	障がい者に適した住居の確保	必要な在宅サービスが適切に利用できる	生活訓練等の充実	経済的負担の軽減	相談対応等の充実	地域住民等の理解	コミュニケーションについての支援	安心して就労できる場の確保	移動手段の充実・支援
24	35	30	14	37	26	22	21	33	27

その他	特になし
2	9



「経済的支援」、「障がい者に適した住居の確保」、「安心して就労できる場の確保」、「必要な在宅サービスが適切に利用できる」などの回答が比較的多い傾向となりました。

9 自由記載欄

①聴覚障がい者が通院時やその他で町外でも要約筆記者を派遣していただけるよう制度を拡充して欲しいです。

②音声認識のレベルが年々上がっていて、「UDトーク」というアプリで耳が不自由な方も会議に出席したり、講演を聞いたりがスムーズになります。老人クラブの集まりとかで使うと耳が遠い方も楽しめるのかなと思います。

要望等ではないのですが、福祉センターの窓口での対応がとても優しく分かりやすく、助かります。いつもありがとうございます。

行政に対して、堅苦しさ、近寄りがたさを感じている方が少なからずおられるようです。保健センターの職員の皆さんは、温かな空気でご迎えていただけていますが、庁舎の職員の方は、役所独特の緊迫感が伝わってきます。物理的なものでなく「心のバリアフリー」で来庁される方達を受け入れてください。（是非、笑顔の接客をお願いします。）

アンケートを採ってもらえることはありがたいことです。でも、障がいと言っても様々で、高齢者、発達障害、身体、精神等様々、各々に対して、ピンポイントにしばった内容のアンケートの方がニーズを深く捉えやすいのではないかと感じます。

特に困っていることはありません。

コロナで仕事が減って、時間が増えて困っている。悪口を他の職員相手に言う人がいて、私は不安になる。面と向かってひどいことを言われたこともある。そうゆうのは、やめてほしい。気持ちを切り替えてこれからも働いて行きたいから働かせてください。町からお金を出してもらって申し訳ないです。私や私の職場の為に、毎月大金を出してもらって感謝しています。これからも、愚かな私や私の職場を、どうかよろしくお願いします。

就労が難しい。

たとえば、行動援護等の障害福祉サービスがどんなときに利用できるのかとか、実際に利用している人は、どんなふうに利用しているのかとか、簡単にわかるといいと思います。

9 自由記載欄

①軽度のハンデや目に見えないハンデを抱えている方特有の悩み（見た目が健常者と変わらないので、十分な支援を得られない等）は、見逃されることが多いので、悩みを相談しやすい場所や、支援制度を充実させてほしい。②学校や保育園等で、多様性（無論ハンデも含みます）を認めようと言う教育をもっと行ってほしい（小中学校は、土幌でしたが、そういった教育が充実していないと感じました。）・私は、ハンデへの理解を深める授業を家庭科などでしか受けた事はありません。しかも、主に身体障がいの人への配慮についての授業しか中学校では受けられませんでした。もっと発達障害や他の精神障害などにといても、早い段階で教わりたかったです。（小学校低学年くらい）ちょっとした副教材でも良いので、そのような教育を受ける機会をもっと作っていただきたいです。③施策とは関係ありませんが、「障がい者」と呼ばれることを嫌う人もいます。「社会にとっての障害」と言う意味に少なくとも私には聞こえます。（そのつもりがなくても）最近では、障害のことをダイバーシティ（多様性）と呼ぶこともあるそうです。もう少し言い方を考えてみてはいかがでしょうか。④ハンデのある人同士（そうでなくても悩みのある人）が集まって「〇〇あるある」のようなことを話せる会合（もっとカジュアルなものがい良いのですが）をしてみると気が楽になるかもしれません。とある病院（精神科）で、「ピリカキアイ」という発達障害のある方の集まりを開いている医師がいます。参考にしてみてください。（町外の病院です。）

就労が難しい。

たとえば、行動援護等の障害福祉サービスがどんなときに利用できるのかとか、実際に利用している人は、どんなふうに利用しているのかとか、簡単にわかるかと思っています。

大きな市や町だからスケールメリットで出来るサービスあるのであれば、裏を返せば小さな町村だから細かい行き届いたサービスを展開できるのではないかと考えます。

親が年を重ねて一緒に生活が出来る時が近いのでスムーズに生活を安定させたいのでグループホームなど作ってほしい。今コロナウイルスが流行していますが、親がかかった時、長期入院になった時どうしたら良いのか？ 町として支援していただけるのか早急に考えてほしい。 1人暮らしは出来ないし、買い物も出来ません。

障がい者に優先してマスクをください。

除雪車の雪が家の前で山になっていることが困ってしまう。仕方のないかもしれないが・・・

児 童(18歳未満)

【調査結果】

区分	配布数	回収数	有効回答数	回収率
18歳未満	63	30	30	47.6%

1 お子さんについて

問1 性別

男性	女性	無回答	合計
22	7	1	30

問2 在籍

未就園児	保育所 ・こども園	小学校	中学校	高校	その他	合計
0	8	17	4	1	0	30

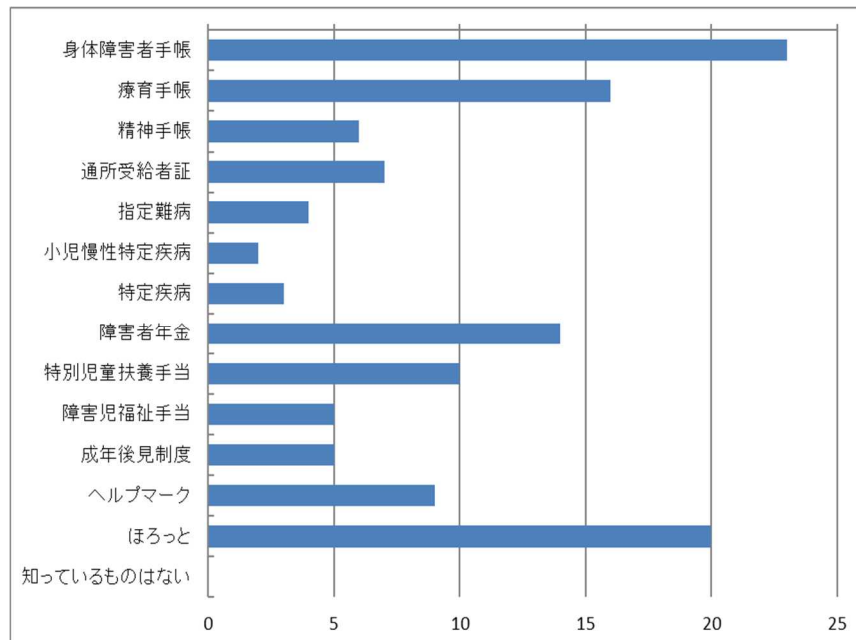
問3 手帳等の種類（重複あり）

身体	療育	精神	通所受給者証	特定疾患等	発達障がい	所持していない	合計
2	7	0	4	0	5	14	32

問4 知っているもの（複数回答可）

身体障害者手帳	療育手帳	精神手帳	通所受給者証	指定難病	小児慢性特定疾病	特定疾病	障害者年金	特別児童扶養手当	障害児福祉手当
23	16	6	7	4	2	3	14	10	5

成年後見制度	ヘルプ マーク	ほろっと	知っているも のではない
5	9	20	0



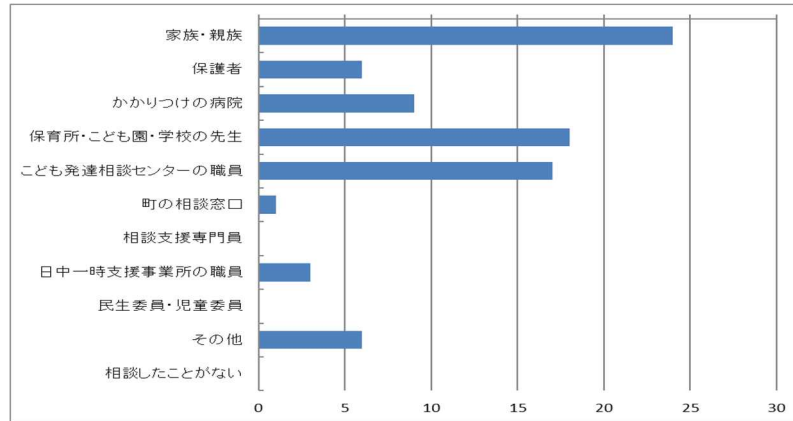
「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「ほろっと」、「障害者年金」の認知度が高いが、その他については認知度が低い結果となりました。

2 相談について

問5 悩みの相談相手（複数回答可）

家族・親族	保護者	かかりつけの病院	保育所・こども園・学校の先生	子ども発達相談センターの職員	町の相談窓口	相談支援専門員	日中一時支援事業所の職員	民生委員・児童委員
24	6	9	18	17	1	0	3	0

その他	相談したことがない
6	0



相談相手として「家族・親族」の他、日頃児童が接している「保育所・こども園・学校の先生」や「子ども発達相談センターの職員」が多い結果となっています。

3 障害福祉サービスについて

問6 利用しているサービスの種類と満足度

	満足している	満足していない	どちらともいえない
児童発達支援	17	0	1
放課後等デイサービス	10	0	1
日中一時支援事業	4	0	1

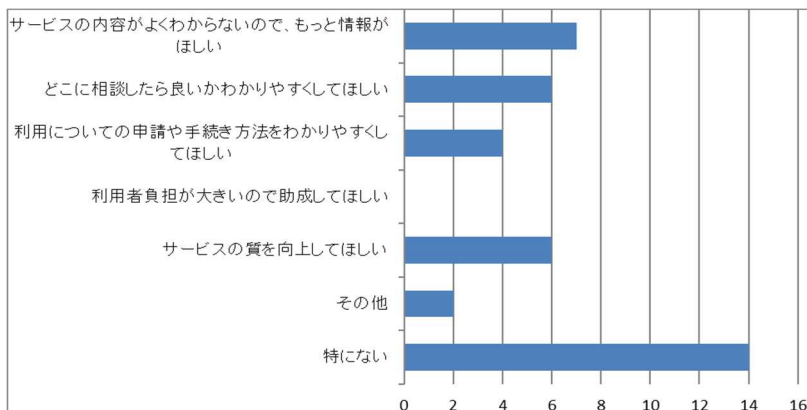
上記以外のサービス	0
何も利用していない	3

児童発達支援、放課後等デイサービスの利用が多く、また、満足度も高い結果となっています。

問7 今後希望することは何ですか（複数回答可）

サービスの内容がよくわからないので、もっと情報がほしい	どこに相談したら良いかわかりやすくしてほしい	利用についての申請や手続き方法をわかりやすくしてほしい	利用者負担が大きいので助成してほしい	サービスの質を向上してほしい	その他	特にない
7	6	4	0	6	2	14

※その他内訳	スタッフの人数を増やして子供達に目がちゃんと行きわたる「個々に適した対応」ようにしてほしい。 福祉、教育、医療をつなぐ総合コーディネーター。
--------	---

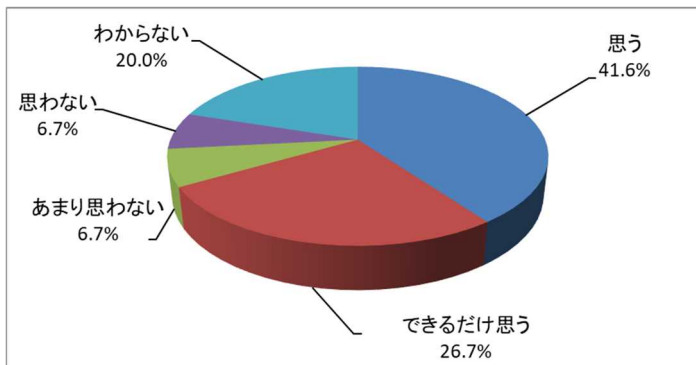


「特にない」が最も多く、「その他」として「福祉、教育、医療をつなぐ総合コーディネーターの設置」、「スタッフの人数を増やして子供達に目がちゃんと行きわたる『個々に適した対応』ようにしてほしい」という意見がありました。

4 今後の生活と障がい福祉について

問8 今後も士幌町に住み続けたいと思いますか。

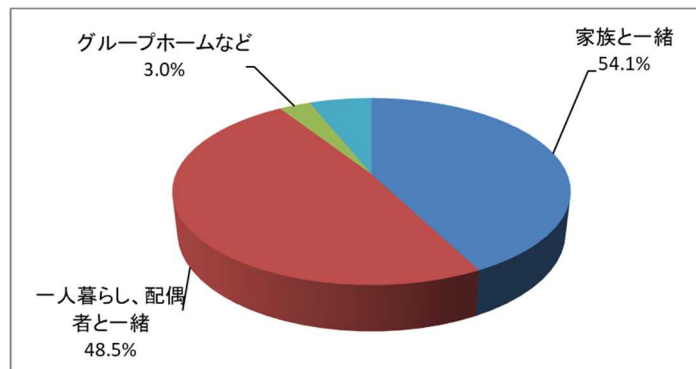
思う	できるだけ思う	あまり思わない	思わない	わからない
12	8	2	2	6



「今後も住み続けたいと思う」、「できるだけ住み続けたいと思う」を合わせて7割近くが住み続けたいと思っています。

問9 将来の住まい

家族と一緒に	一人暮らし、配偶者と一緒に	GHなど	施設入所	その他	無回答
14	16	1	0	2	0

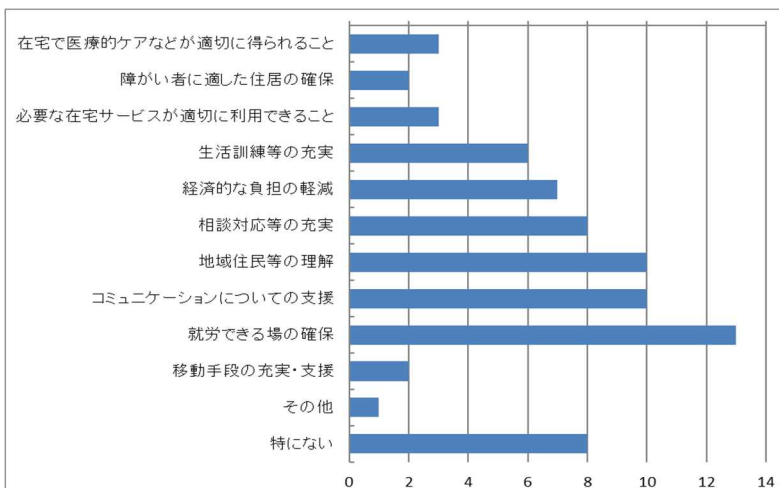


9割以上の方が「家族と一緒に」や「一人暮らし、配偶者と一緒に」の生活を望んでいます。

問10 どのような支援があればよいと思いますか。（複数回答可）

在宅で医療的ケアなどが適切に得られること	障がい者に適した住居の確保	必要な在宅サービスが適切に利用できること	生活訓練等の充実	経済的な負担の軽減	相談対応等の充実	地域住民等の理解	コミュニケーションについての支援	就労できる場の確保
3	2	3	6	7	8	10	10	13

移動手段の充実・支援	その他	特にない
2	1	8

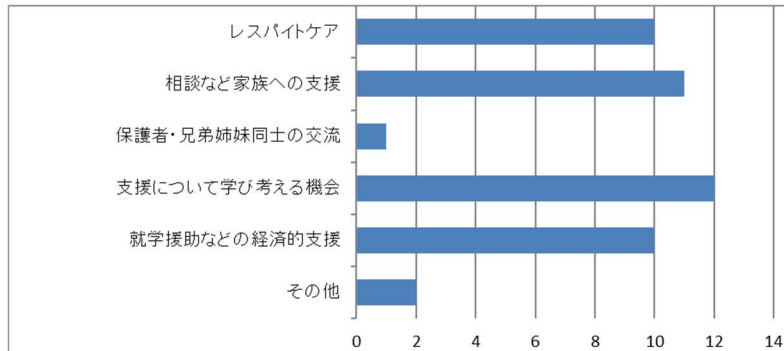


「就労できる場の確保」が最も多く、次いで「地域住民等の理解」・「コミュニケーションについての支援」も多く選択されています。

5 ご家族の支援について

問11 家族に対して、どのような支援が必要ですか（2つ回答可）

レスパイトケア	相談など家族への支援	保護者・兄弟姉妹同士の交流	支援について学び考える機会	就学援助などの経済的支援	その他
10	11	1	12	10	2
※その他内訳 医ケア、LD、ADD等をしっかり理解し、各学校やライフステージに合ったコーディネーター。 教育の具体的方法等学校と連携がとれないため学校と家族の間の調整が出来るコーディネーター。					



「支援について学び考える機会」、「相談など家族への支援」が多い結果となりました。

6 自由記載欄

ほろっとが使いにくい。先生方がきちんと重要性を理解していないし、発達相談センターに未就学児の療育しか出来ないのが困る。発達相談センター職員の質の向上と18才までのライフステージを見据えた上でのアドバイスが出来る人が必要。検査をしても学習にどのように活用するのかが重要で、数値さえ出ればよいというものではない。検査ありきの相談センターでは困る。LD、ADD、ADHD、医ケア児等の対応を土幌町の財政も少ないため保健師を活用した方がよいのでは。医療、教育、福祉の知識を専門学校でも学んでいるため…。大卒ならあたり前に単位としてとっているはずですが…。

とにかく問題が起きてからしか対応しないので、様々な不備が起きて困る。福祉と教育は連携するものだが、事務処理が(児発管の)きちんと事務処理を理解していないので、他の事業所に迷惑をかけてしまう。発達相談センターの機能と専門性が不十分なため義務教育になったらほったらかしで、アセスメントや観察視点が欠落して、相談先のたらいまわしにあい、1年間が終わってしまう。町の子どもとして考えるなら18才までライフステージをふまえた医療、福祉、教育をつなげるコーディネーターが必要と考える。保健師にスキルアップさせるか、そのような立場で仕事をしていた人をセンターに置く事が重要です。保護者として法律、制度、教材研究を全てするのは負担です。検査～現場調整スキルを持った人が重要です。「ほろっと」もただ作ればよい。という、ふくいつ子のコピペ！県と町の人員配置や専門職の配置を考えたらず「県」レベルのものを使おうと考えたのか…。理解できない。支援計画の重要性を町が全く理解していない事が昨年度わかりびっくりした。無責任すぎる。

今は小さな保育所で人数も少なくみんな仲良しですが、小学生になって人数が増え、いじめなどないか心配。

今は小学生なので医療費は町で負担していただいているのでかからないが、高校生以上になっても医療費を少しでも負担してくれると助かります。風邪等の症状なら自己負担でもかまわないが、生まれつき病院に定期的に通っている診療科(眼科、耳鼻科等)だけでも助成してくれればよいと思います。(障害者手帳を取得できるレベルではないので)

うちの子供はまだ小さいのでこの質問には答えられません。親もそんな先のことまで考えてません。

学校の先生方の支援の理解がまだ不十分です。先生方も大変でしょうが支援担当になったならば、担当の子の特徴をわかろうとするとかしてほしい。親だって頑張って子育てしています。それが子どもに伝わらず学校からも色々と言われたら親は苦しくなります。どうしてよいかわからない親は、沢山いると思います。

困っていることはありません。周りの子ども達の影響を受けて育ってるなーと思っています。

同居しているので、子どもがさわぐ(かんしゃく等)の時にけいに怒ってしまう。家を別にしたい(子どもと2人との生活)と考えていても、土幌町はとても家賃高い&ほとんどあきがない。

6 自由記載欄

もし自分が入院など必要となった場合、小さい子どもを抱えていると、どうすればいいのかと常に不安に思っています。一時保育やファミリーサポートでは限界があるので、例えば入院中通じて預かってもらえるようなサービスがあるかどうか、町内では無理でも帯広ならこういう施設があるなどの情報があると少しは安心かなと思います。自分以外に頼る所がない人(例えば母子・父子家庭、実家が遠方など)が安心できるような環境があればなあと思います。出産後4ヶ月まで利用できるデイサービスのようなものを出産後に限らず利用できるようなことがあれば助かる人は多いのではないかと思います。子どもが成長してきても、目が離せない状況はたくさんあり、たまにはゆっくりお風呂に入りたいというのが本音です。子どもと入っても自分は洗えないことも多く、月に2～3度くらいしか頭や身体洗えないです。

子どものためにもう5年以上、帯広稲田まで週1リハビリ(理学療法と作業療法)を受けるため通っています。時間、燃料、体力の消耗に加えて冬期は事故の不安もあるので、近場でリハビリを受けられたらいいのに…とよく思います。上士幌にリハビリセンターの系列施設があるのですが、そこは小児の対応は出来ないとの事で、仕方なく小児用の部屋や道具のそろっている現在の所に。訪問リハビリもやっているので話を聞いた事がありますが、一回の料金が高く(保険適用外)理学療法しか受けられないとの事だったのであきらめました。何とか町内でリハビリを受けられないものなのでしょうか。

一般町民

【調査結果】

区分	配布数	回収数	有効回答数	回収率
町民向け	200	68	68	34.0%

1 回答者について

問1 年齢

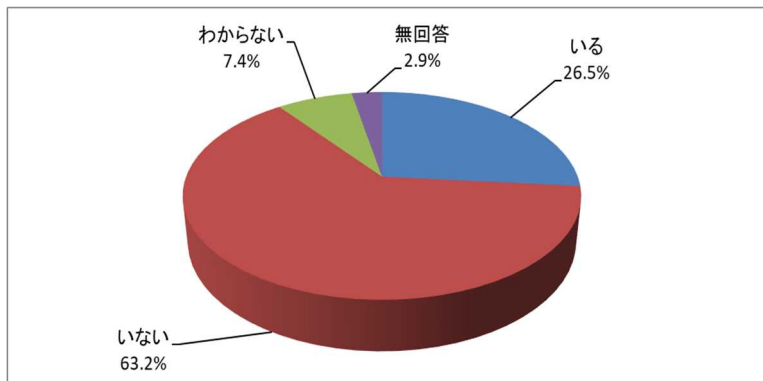
18～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	無回答	合計
11	11	12	10	5	18	1	68

問2 性別

男性	女性	無回答	合計
39	28	1	68

問3 身近に障がいのある方はいますか。

いる	いない	わからない	無回答	合計
18	43	5	2	68

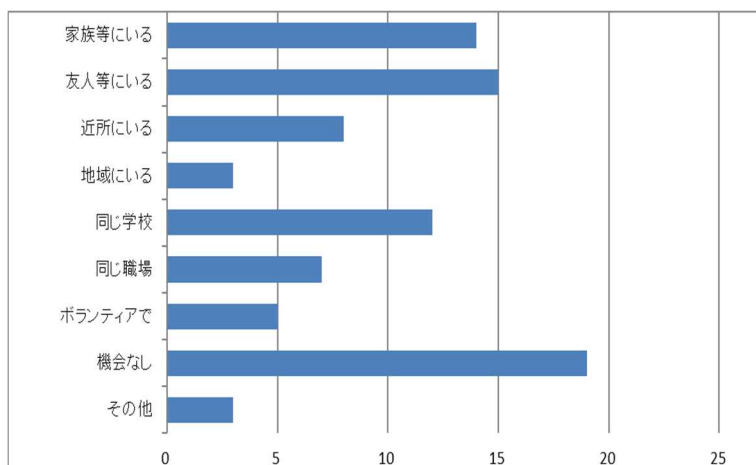


身近に障がいのある方はいないと回答した方が半数を超えています。

2 障がいの理解について

問4 日常生活の中で障がいのある人とふれあう機会がありましたか。

家族等にいる	友人等にいる	近所にいる	地域にいる	同じ学校	同じ職場	ボランティアで	機会なし	その他
14	15	8	3	12	7	5	19	3

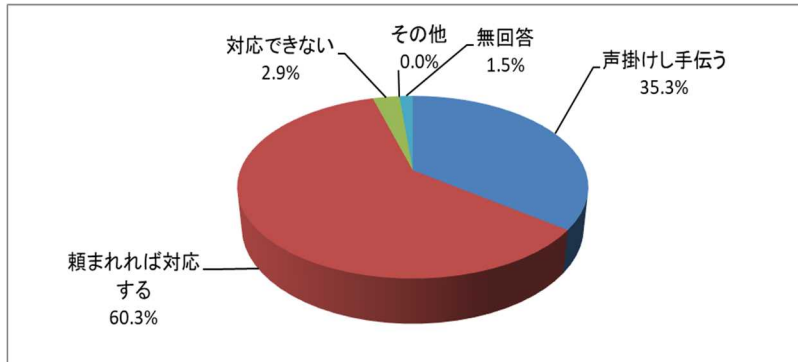


家族や友人、同じ学校と回答した方が多く、身近に障がいのある方がいることがわかります。

【2 アンケート集計結果】

問5 実際に困っている障がいの方と出会ったときの対応について。

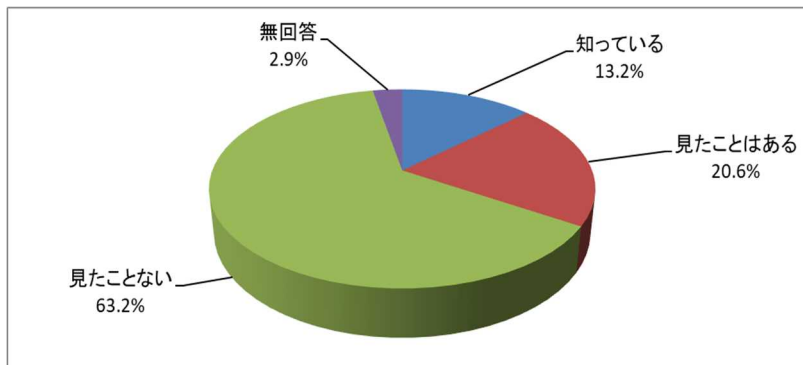
声掛けし手伝う	頼まれれば対応する	対応できない	その他	無回答
24	41	2	0	1



「声掛けし手伝う」・「頼まれれば対応する」の回答を合わせると約9割の方が、何らかの対応をとることがわかります。

問6 ヘルプマークをご存知ですか。

知っている	見たことはある	見たことない	無回答	合計
9	14	43	2	68

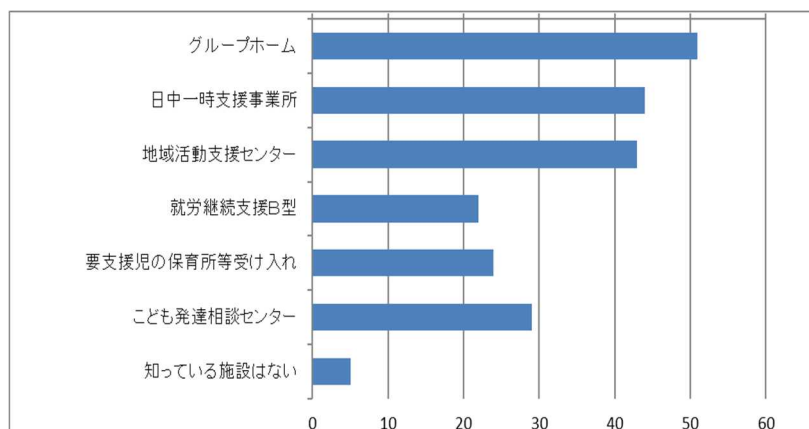


「見たことない」と回答した方が63.2%と半数を超えており、認知度が低いことがわかり、今後も普及啓発の必要があると考えます。

3 町内の施設について

問7 次の施設について知っていますか。

グループホーム	日中一時支援事業所	地域活動支援センター	就労継続支援B型	要支援児の保育所等受け入れ	こども発達相談センター	知っている施設はない
51	44	43	22	24	29	5

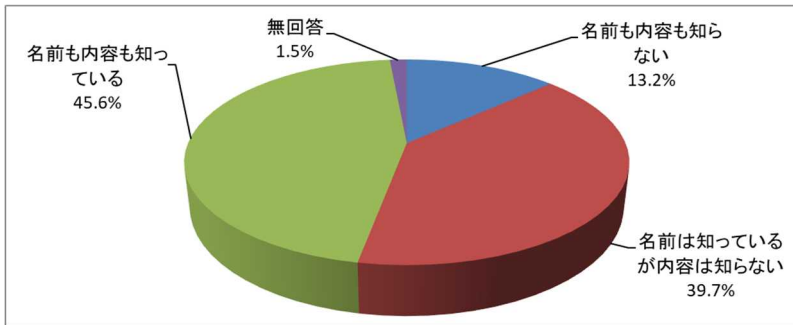


「グループホーム」の回答が最も多く、次いで「日中一時支援事業所（すずらんの家）」、「地域活動支援センター」が多い結果となりました。

4 障がい者差別解消法について

問8 障がい者差別解消法を知っていますか。

名前も内容も知らない	名前は知っているが内容は知らない	名前も内容も知っている	無回答
9	27	31	1

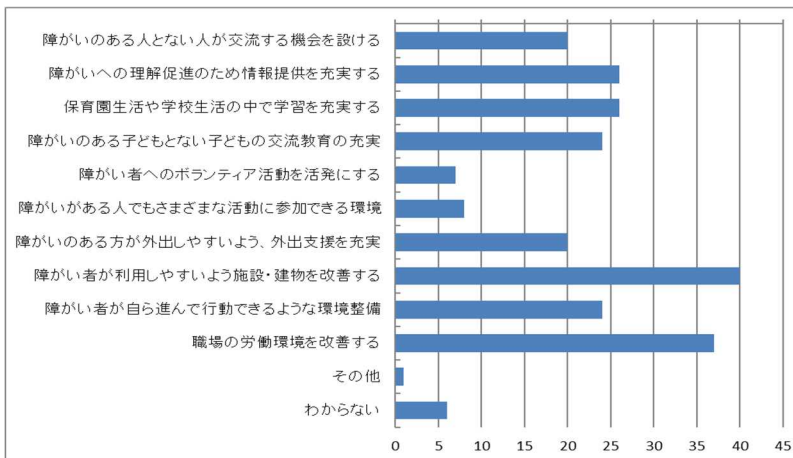


「名前も内容も知っている」・「名前は知っているが内容は知らない」が共に4割を超えており、3年前と比べると認知されてきていることがわかります。

問9 共生社会の実現に向けて必要なことはどのようなことだと思いますか。

障がいのある人となない人が交流する機会を設ける	障がいへの理解促進のため情報提供を充実する	保育園生活や学校生活の中で学習を充実する	障がいのある子どもとなない子どもの交流教育の充実	障がい者へのボランティア活動を活発にする	障がいがある人でもさまざまな活動に参加できる環境	障がいのある方が外出しやすいよう、外出支援を充実	障がい者が利用しやすいよう施設・建物を改善する	障がい者が自ら進んで行動できるような環境整備
20	26	26	24	7	8	20	40	24

職場の労働環境を改善する	その他	わからない
37	1	6

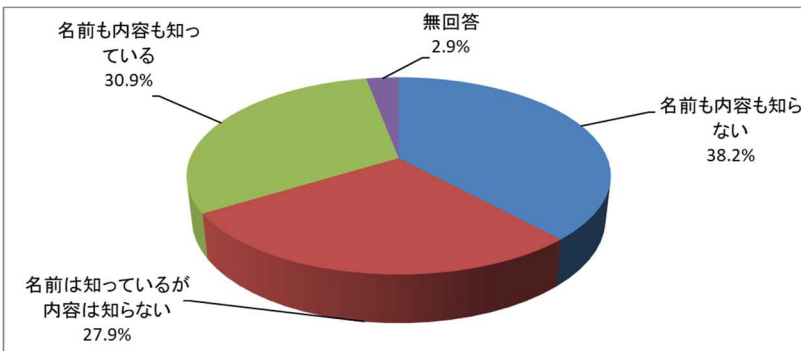


「障がい者が利用しやすいよう施設・建物を改善する」という回答が最も多く、次いで「職場の労働環境を改善する」となり、障がい者への環境整備が必要であることがわかります。

5 成年後見制度について

問10 成年後見制度を知っていますか。

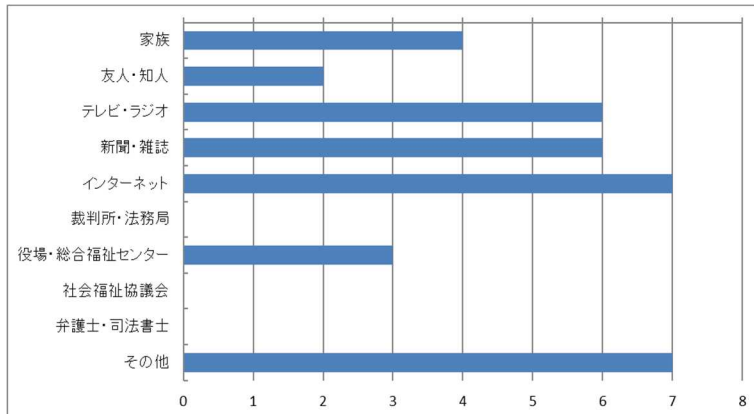
名前も内容も知らない	名前は知っているが内容は知らない	名前も内容も知っている	無回答
26	19	21	2



「名前も内容も知っている」・「名前は知っているが内容は知らない」が共に3割弱となっており、3年前と比べると認知されてきていることがわかります。

問 1 1 成年後見制度をどこで知りましたか。

家族	友人・知人	テレビ・ラジオ	新聞・雑誌	インターネット	裁判所・法務局	役場・総合福祉センター	社会福祉協議会	弁護士・司法書士	その他
4	2	6	6	7	0	3	0	0	7

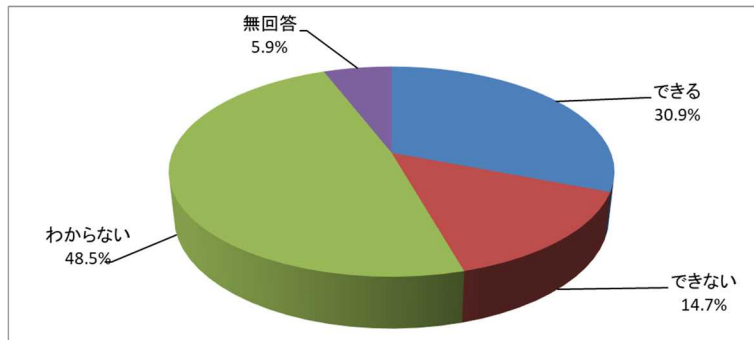


「テレビ・ラジオ」「新聞・雑誌」「インターネット」が知るきっかけになっているようです。・親せき」が最も多く、「施設の支援」や「かかりつけの医療機関」が多くなっています。

6 大規模災害時の対応について

問 1 2 災害時、あなたは近所の障がい者の避難の支援ができますか。

できる	できない	わからない	無回答	合計
21	10	33	4	68



「できる」が3割に対し、「できない」・「わからない」が約6割となっています。災害に備え、避難時にできる支援についての周知が必要と考えます。

問 1 3 支援ができない理由は何ですか。（複数回答可）

支援が必要な家族が自分にもいる	本人や家族が支援を求めている	対応がわからない	自分自身、避難場所がわからない	その他
7	6	4	0	2
※その他				
体力の限界。				
自分が支援を必要としているから。				

7 自由記載欄

このアンケートだと身体障がい者の方を対象にしている様に思いました。精神障がい者の支援は考えず解答しましたが、それで良かったのか考えさせられます。

バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進は必要です。

障がいを持っている人と小さな頃から一緒に勉強、遊ぶ機会があればわかり合えると思う。外に出る機会を増やす。

町内で障がい者及び高齢者が自分の家族の近くで安心して暮らしていける施策をお願いします。

問 7 : 知っている施設はない（見学や見に行った事がない）

障がい者施策で何をしているのか明確にわからない。もっと主張すべきだと思う。

単純にすぐお金がさえあれば出来る事（ハード面）を町の方で動いてほしいです。「車椅子でもどこでも進める土幌町」そんなアピールが出来る、住みやすい町にしてほしいです。ソフト面では子供の頃から障がいがあるない関係なく一人ひとりが個性として迎ええられる町となってほしいし、私自身もそうしていきたいです。

町内企業等

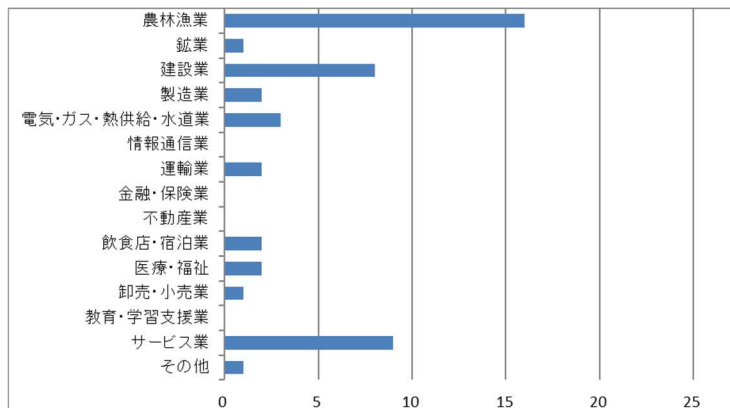
【調査結果】

区分	配布数	回収数	有効回答数	回収率
企業	108	50	50	46.3%

問1 業種について。

農林漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	情報通信業	運輸業	金融・保険業	不動産業
16	1	8	2	3	0	2	0	0

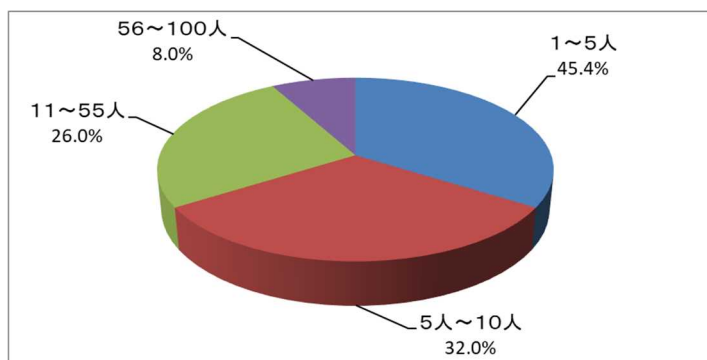
飲食店・宿泊業	医療・福祉	卸売・小売業	教育・学習支援業	サービス業	その他	無回答	合計
2	2	1	0	9	1	3	50



「農林漁業」が最も多く、次に「サービス業」、「建設業」の順となっています。

問2 従業員数（パート含む）について。

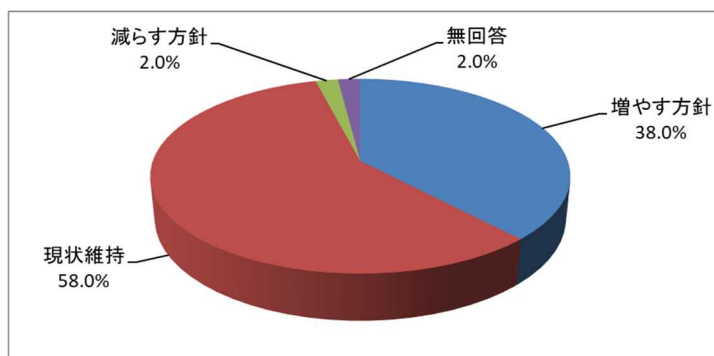
1～5人	5人～10人	11～55人	56～100人	101人以上	無回答	合計
17	16	13	4	0	0	50



家族従業員は「1～5人」が4割を超え、次に、「5～10人」が約3割となっています。

問3 今後の雇用方針について。

増やす方針	現状維持	減らす方針	無回答	合計
19	29	1	1	50

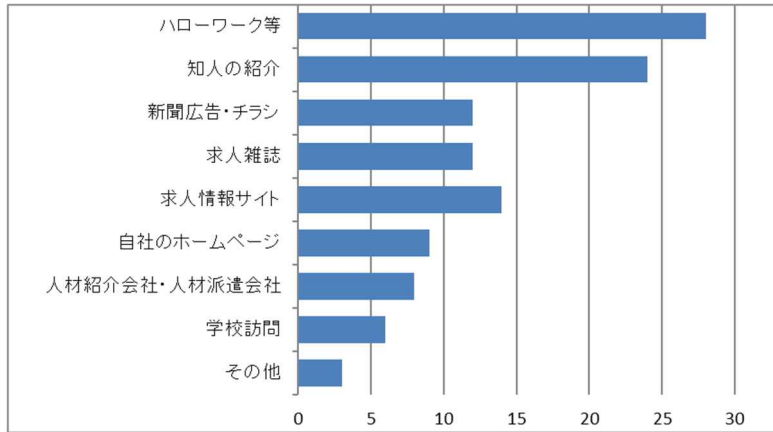


「現状維持」が半数以上となっていますが、「増やす方針」との回答も次になくなっていきます。

【2 アンケート集計結果】

問4 過去5年間のうち、求人を行う際に活用したものにどのようなものがありますか。

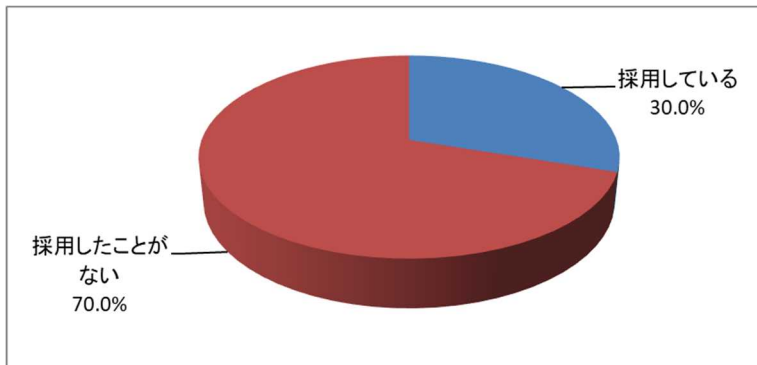
ハローワーク等	知人の紹介	新聞広告・チラシ	求人雑誌	求人情報サイト	自社のホームページ	人材紹介会社・人材派遣会社	学校訪問	その他
28	24	12	12	14	9	8	6	3
※その他 内訳	求人なし							
	直接お願いする時もあります。							
	法人広報紙							



「ハローワーク等」が最も多く、次に「知人の紹介」の順となっています。
「その他」では、過去5年間ににおいては「求人なし」、「直接お願いする時もあります。」となっています。

問5 障がいのある方を採用したことがありますか。

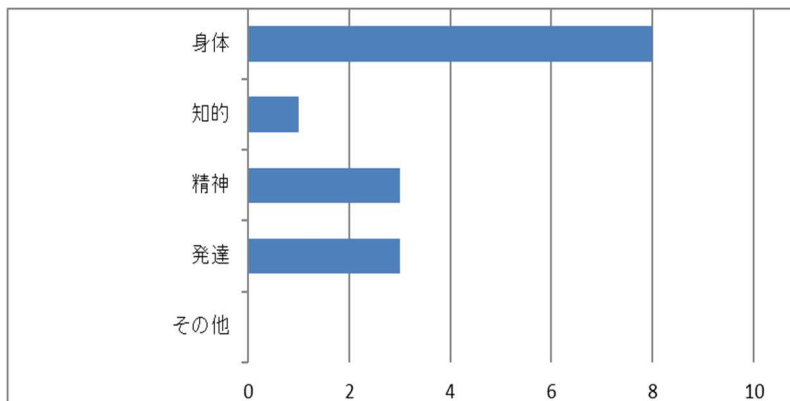
採用している	採用したことがない	合計
15	35	50



障がいのある方を「採用したことがない」が全体の7割を占めています。

問6 採用した方の障がいの種別は何ですか。（重複あり）

身体	知的	精神	発達	その他	合計
8	1	3	3	0	15



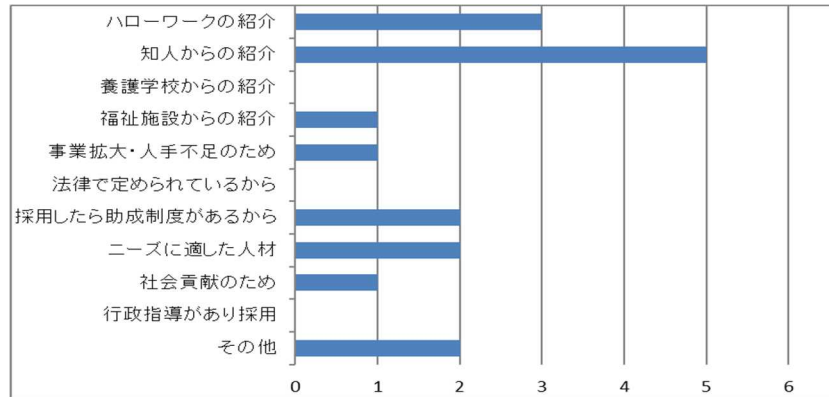
サンプルは少ないですが「身体障がい」、が多く採用されていることが分かります。

【2 アンケート集計結果】

問7 障がい者を採用した理由は何ですか。

ハローワークの紹介	知人からの紹介	養護学校からの紹介	福祉施設からの紹介	事業拡大・人手不足	法律で定められているから	採用したら助成制度があるから	ニーズに適した人材	社会貢献のため	行政指導があり採用
3	5	0	1	1	0	2	2	1	0

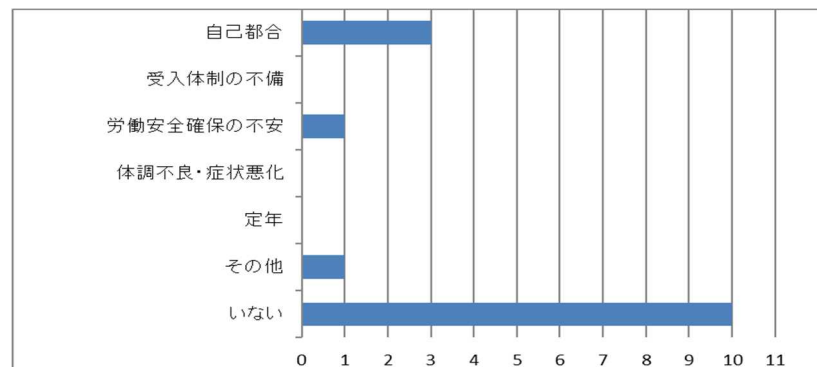
その他
2



採用した理由として「知人の紹介」が最も多く、「ハローワークの紹介」、「採用したら助成制度があるから」、「会社のニーズに適した人材だから」との回答がありました。

問8 これまで雇用していた障がい者が退職した理由は何ですか。(複数回答可)

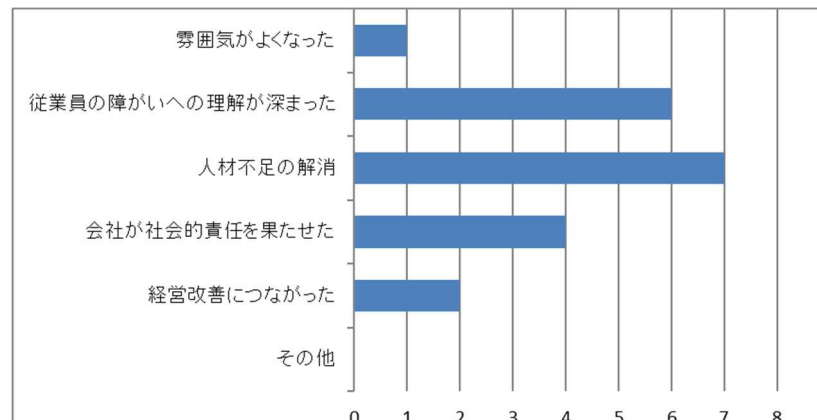
自己都合	受入体制の不備	労働安全確保の不安	体調不良・症状悪化	定年	その他	いない
3	0	1	0	0	1	10
※その他内訳 業務委託会社に移籍						



「自己都合」「労働安全確保の不安」を理由として退職したケースがあり、その他として業務委託会社に移籍による退職があった一方長く務める方もいることがわかります。

問9 障がい者を採用してよかったことがあればお答えください。(複数回答可)

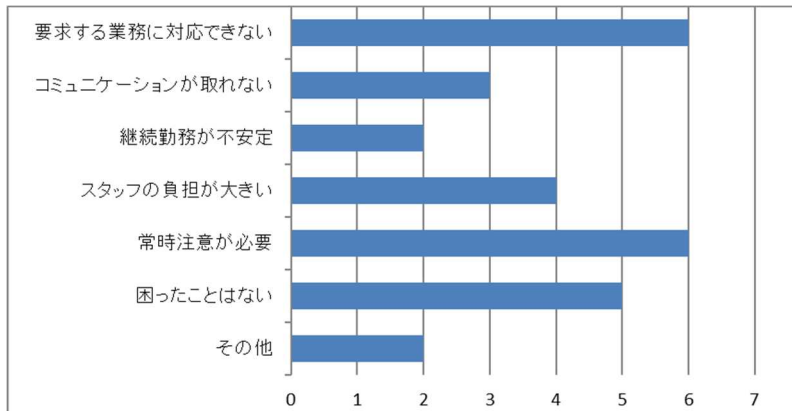
雰囲気よかった	従業員の障がいへの理解が深まった	人材不足の解消	会社が社会的責任を果たせた	経営改善につながった	その他
1	6	7	4	2	0



「人材不足の解消」、「従業員の障がいへの理解が深まった」、「会社が社会的責任を果たせた」の順となっています。

問10 障がい者を採用して困ったことがあればお答えください。(複数回答可)

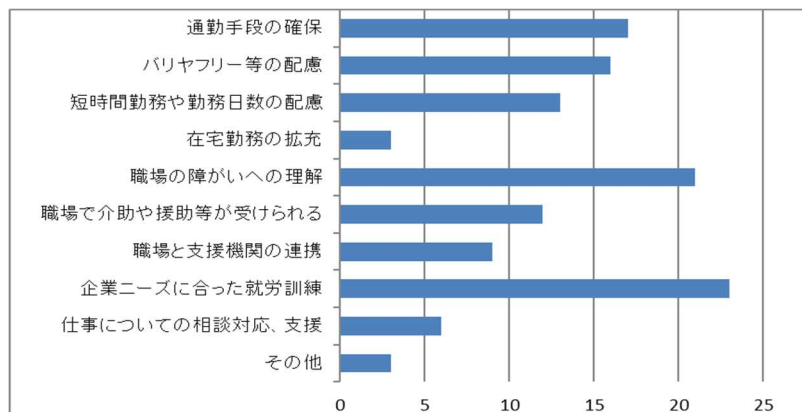
要求する業務に対応できない	コミュニケーションが取れない	継続勤務が不安定	スタッフの負担が大きい	常時注意が必要	困ったことはない	その他
6	3	2	4	6	5	2
※その他内訳	社会人としての判断に欠ける点が少しある。					
	電話がとれない。					



「要求する業務に対応できない」、「事故・危険性を伴うため常時注意が必要」と答えた企業が多い一方、「困ったことはない」と答えた企業もありました。

問11 障がいのある人を採用するにあたり、障がいのある人に対してどのような支援が必要だと思いますか。(複数回答可)

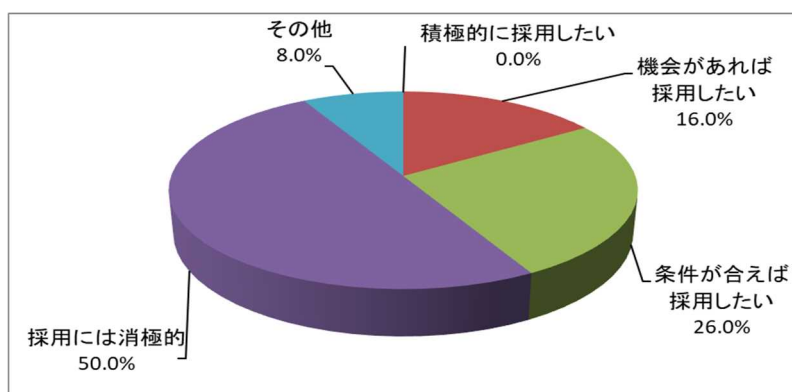
通勤手段の確保	バリアフリー等の配慮	短時間勤務や勤務日数の配慮	在宅勤務の拡充	職場の障がいへの理解	職場で介助や援助等が受けられる	職場と支援機関の連携	企業ニーズに合った就労訓練	仕事についての相談対応、支援	その他
17	16	13	3	21	12	9	23	6	3



「企業ニーズに合った就労訓練」が最も多く、次に「職場の障がいへの理解」、「通勤手段の確保」が多くなっています。

問12 今後の障がい者採用の方針はいかがですか。

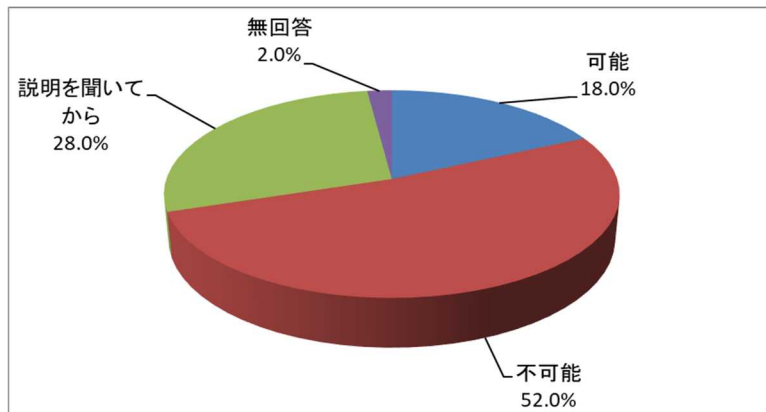
積極的に採用したい	機会があれば採用したい	条件が合えば採用したい	採用には消極的	その他
0	8	13	25	4
※その他内訳	従業員数増の予定なし。			
	特になし。			
	機械操作ができないと仕事にならないので採用は考えていない。			
	まだわからない。			



「積極的に採用したい」と答えた企業はありませんでしたが、「機会があれば採用したい」、「条件が合えば採用したい」という企業が全体の42%あり、うまくマッチングできれば雇用につながる可能性があると思われます。

問 1 3 職場体験事業の受け入れは可能ですか。

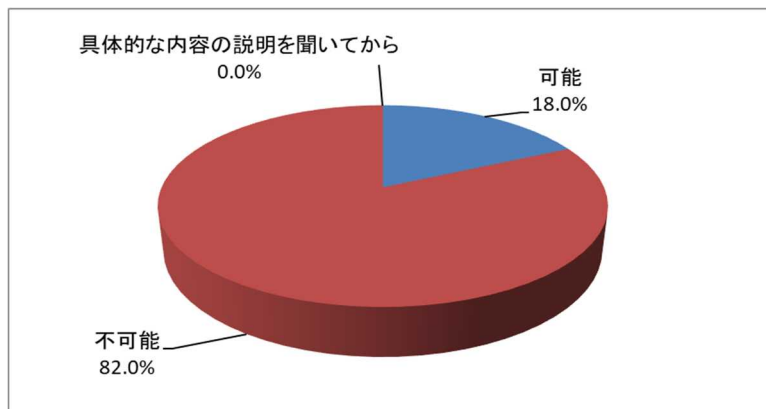
可能	不可能	説明を聞いてから	無回答	合計
9	26	14	1	50



「不可能」が半数を超えていますが、「説明を聞いてから」という企業も2割以上あり、障がいに対する理解の促進により、受け入れの可能性があると思われます。

問 1 4 障がい者施設に外部委託できる作業はありますか。

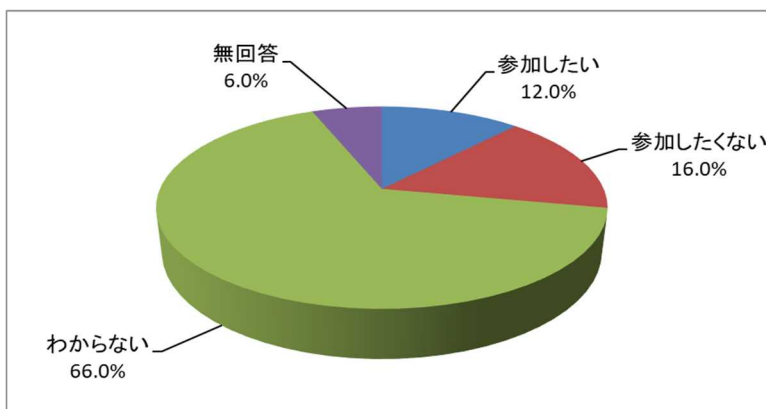
可能	不可能	具体的な内容の説明を聞いてから
9	41	0
可能な作業	場内清掃	
	袋のシール貼り、袋づくり	
	新聞配達(1区域)	
	事務関係(スタンプ押し)	
	清掃作業	
	簡易な清掃	



「不可能」と回答した企業が82%と最も多く、外部委託できる作業は少ない結果となりました。

問 1 5 障がい者雇用に関する研修会、勉強会があったら参加してみたいですか。

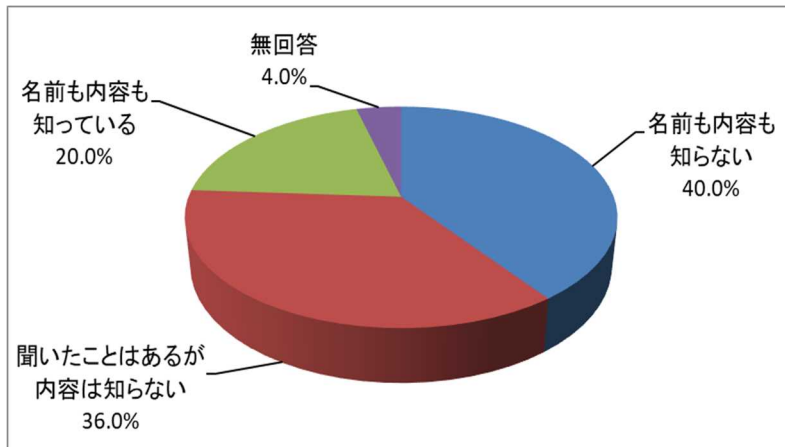
参加したい	参加したくない	わからない	無回答
6	8	33	3



「わからない」が66%と最も多く、参加したいと答えた企業は最も少ない結果となりました。

問16 障がい者差別解消法について知っていますか。

名前も内容も知らない	名前は知っているが内容は知らない	名前も内容も知っている	無回答
20	18	10	2



2016年4月の施行から4年経過しましたが、「名前も内容も知っている」はわずか20%、「聞いたことはあるが内容は知らない」が36%といった結果で、まだまだ認知度が低い状況がわかります。

雇用だけでなく、対応においても障がいに対する差別を解消していくためには、今後も普及啓発の必要があると思われます。

問17 自由記載欄

申し訳ございません。現在コロナの件で忙しく考えている余裕がございません。
うちの会社は、危険な仕事なので一緒に働くのはむずかしいと思う。
障害がある方が働く環境が整っていても、給与面での助成があると採用しやすいと思います。障害の程度もあると思いますが、声がかかれば採用してみようと思う企業はたくさんあると思います。採用後の相談窓口があると安心です。
一言で「障がい者」のくくりでは回答に困る。そもそも「障がい者」との向きあいかたが「差別」を起こしている様に思える。雇用者に対して「家族」と意識をもてれば雇用も広がるのでは…
機械作業が多く危険を伴う仕事も多いことから、障害のある方の就労には向いていないと思います。前向きな解答でなくて申し訳ありません。
■■の仕事が多いのでお願いすることが少ないですが、お手伝い頂ける事がありましたら連絡させて頂きます。
■■だけが問題でした。町内どこでも障がい者の動ける場所がない。まずはそこから解決した方がいいのでは。
・社会の状況から障がい者雇用について前向きに取り組む方針である。脳神経系の障がい者についての雇用は暗い。(ルーチン業務がないので)半身不随等は検討予知あり(軽度な障がい) ・このようなアンケートは随時必要と思える。
弊社は一名の身体障がい者を雇用しています。しかし、ペースメーカーを入れているということで1級認定されている障がい者で、本アンケートが意図している「障がい者」とは異なっているかもしれません。

3 パブリックコメントの実施・結果

素案の作成後、町民からご意見の募集（パブリックコメント）を実施しました。パブリックコメントの実施にあたっては、役場だより及び土幌町ホームページを通じて周知し、実施しました。

実施状況

- ◆実施日 令和2年12月15日～令和3年1月15日
- ◆実施方法 総合福祉センターでの閲覧及び土幌町ホームページでの公募
- ◆提出者数 0名
- ◆意見件数 0件

4 計画の諮問・答申

士幌町障がい者計画及び第6期障がい福祉計画並びに 第2期障がい児福祉計画の策定について（諮問）

本町においては、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」の基本理念である「全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を目指し、「士幌町障がい者計画・第5期障がい福祉計画」を策定し施策の推進を図ってきましたが、令和2年度末で計画期間が終了となります。

障害者基本法第11条、障害者総合支援法第88条、児童福祉法第33条の20の規定に基づき、「士幌町障がい者計画及び第6期障がい福祉計画並びに第2期障がい児福祉計画（令和3年度～令和5年度）」の策定にあたり、士幌町保健医療福祉総合推進協議会条例第2条の規定により、士幌町保健医療福祉総合推進協議会のご意見を賜りたく諮問いたします。

令和2年 2月25日

士幌町保健医療福祉総合推進協議会会長 様

士幌町長 小林 康雄

士幌町障がい者計画及び第6期障がい福祉計画並びに 第2期障がい児福祉計画の策定について（答申）

令和2年2月25日付けで当協議会に諮問された士幌町障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の策定について、これまで障がい者やその家族、町民、町内企業等の方々に対しアンケートを実施し、実態把握に努めるとともに障がい者や障がい者団体等との意見交換を行うなど慎重に審議をしてまいりました。

その結果、計画の基本方針、具体的な目標実現に向けた施策の推進等の考え方を盛り込みまとめましたので、ここに答申します。

令和3年 2月10日

士幌町長 小林 康雄 様

士幌町保健医療福祉総合推進協議会
会長 力石 憲二

5 計画策定経過

令和2年 2月25日	第2回保健医療福祉総合推進協議会（諮問）
令和2年 4月13日	アンケートの実施
令和2年 5月29日	第1回保健医療福祉総合推進協議会
令和2年 9月17日	第1回自立支援協議会
令和2年10月 9日	第2回保健医療福祉総合推進協議会（骨子案）
令和2年11月20日	第2回自立支援協議会
令和2年12月 3日	第3回保健医療福祉総合推進協議会（素案）
令和2年12月15日	パブリックコメント（令和3年 1月15日まで）
令和3年 1月22日	第3回自立支援協議会
令和3年 2月 2日	第4回保健医療福祉総合推進協議会（原案）
令和3年 2月10日	第5回保健医療福祉総合推進協議会（答申）

6 土幌町保健医療福祉総合推進協議会条例

平成 14 年 3 月 20 日
条例第 10 号

(設置)

第 1 条 町民のいのちと健康を守り、安心と生きがいのある地域社会の実現に向け、町民の参画と保健・医療・福祉の機能連携を図り、総合的な地域ケアシステムを推進するために土幌町保健医療福祉総合推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次の事項を所掌する。

- (1) 町長の諮問に応じ、保健・医療・福祉に関する計画を策定すること。
- (2) 保健・医療・福祉に関する重要事項に関する調査・研究
- (3) 保健・医療・福祉の機能連携の推進に関すること。
- (4) その他、設置目的にそった、保健・医療・福祉の総合的推進に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 15 人以内で組織し、町長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とし再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により決める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議は、必要に応じ会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 協議会は、委員の総数の 2 分の 1 以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(委任)

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

7 土幌町保健医療福祉総合推進協議会委員名簿

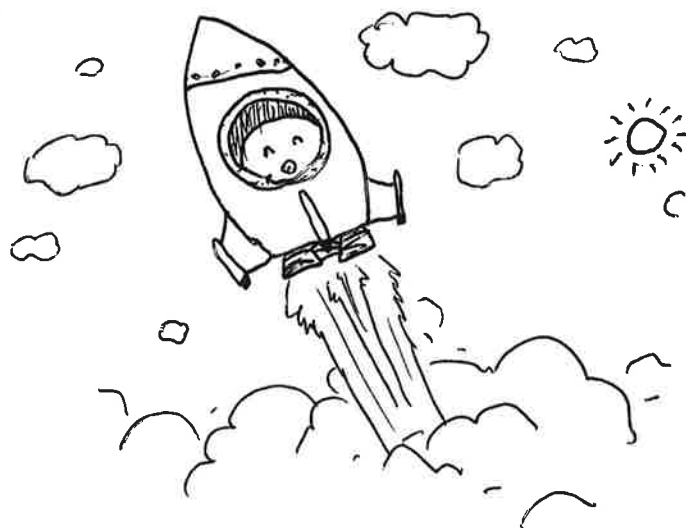
令和3年■月■日現在

No	委員	氏名	備考
1	委員	鎌田 弘美	学識経験者（元社会福祉協議会会長）
2	委員	力石 憲二	学識経験者（元教育委員長）
3	委員	波多野 義弘	学識経験者（介護士）
4	委員	藤澤 晴美	学識経験者（看護師）
5	委員	守屋 尚橘	学識経験者（町国保病院副院長）
6	委員	高橋 典代	公募
7	委員	吉 弘 英 八	公募
8	委員	大野 准弐	老人クラブ連合会
9	委員	田中 秀明	土幌町農業協同組合
10	委員	谷本 珠美	女性団体連絡協議会
11	委員	高下 慎一	土幌町商工会
12	委員	樋口 正寛	民生児童委員協議会
13	委員	藤内 昇	十勝地区身体障害者福祉協会土幌町分会
14	委員	和田 晴男	障がい者支援の会

任期：令和2年4月1日～令和5年3月31日

8 土幌町自立支援協議会名簿

No	所 属	氏 名
1	NPO 法人土幌町障がい者支援の会	比留間 由香里
2	こども発達相談センター	狩 野 信 也
3	こども発達相談センター	辻 浩 美
4	教育委員会	小野寺 務
5	教育委員会	進 士 晃 大
6	保健福祉課	藤 村 延
7	保健福祉課福祉保険グループ	吉 川 和 美
8	保健福祉課福祉保険グループ	渡 辺 将
9	保健福祉課福祉保険グループ	長 岡 直 美
10	保健福祉課健康介護グループ	三 島 裕 子
11	相談支援専門員	三 上 雅 丈
12	相談支援専門員	森 真 二



計画の中で使用しているイラストは、士幌小学校6年生 瀧澤冬弥くんが書いてくれました。

士幌町障がい者計画
第6期障がい福祉計画
第2期障がい児福祉計画

令和3年3月発行

発行：士幌町保健福祉課

〒080-1214

北海道河東郡士幌町字士幌西2線167番地

電話：01564（5）2006（直通）

FAX：01564（5）2127

電子メール：fu-fukushi@shihoro.jp